

平成18年版  
流山市環境白書

平成19年 1 月



流 山 市

# 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>平成17年度の環境ハイライト</b>	<b>3</b>
	1) 流山市環境基本計画をつくりました(平成17年7月)	3
	2) 第1期流山市環境行動計画をつくりました(平成18年3月)	4
	3) 生活排水対策推進計画をつくりました(平成18年3月)	4
	4) 路上喫煙とポイ捨てを防止する条例を改正しました(平成18年3月)	5
	5) 豊かな心を育む学校ビオトープの整備を進めました	5
	6) し尿処理施設の再整備の答申がありました	6
	7) 豊かで価値の高い緑を生み出す「流山グリーンチェーン戦略」を定めました	6
	8) つくばエクスプレスを中心とした公共交通を整備しました	7
	9) 流山市緑の基本計画をつくりました(平成18年3月)	7
	10) 流山市都市景観形成基本計画をつくりました(平成18年3月)	8
<b>3</b>	<b>環境施策の基本方針</b>	<b>9</b>
	1) 計画の目標	9
	2) 計画の期間	9
	3) 計画の対象範囲	9
<b>4</b>	<b>推進体制</b>	<b>9</b>
	1) 推進	9
	2) 研修	10
	3) 進行管理	10
<b>5</b>	<b>環境行動計画の実施状況</b>	<b>11</b>
	1) 環境行動計画及び実施状況の概要	11
	2) 環境行動計画の実施状況	14
<b>6</b>	<b>地球温暖化対策実行計画の実施状況</b>	<b>56</b>
	1) 地球温暖化対策実行計画の概要	56
	2) 地球温暖化対策実行計画の実施状況	56
<b>7</b>	<b>地球温暖化対策地域推進計画の実施状況</b>	<b>62</b>
	1) 地球温暖化対策地域推進計画の概要	62
	2) 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況	62
<b>8</b>	<b>流山市の環境の状況</b>	<b>65</b>
	1) 環境政策	65
	2) 大気環境の状況	71
	3) 水質の状況	74
	4) 地盤・土壌	77
	5) 騒音・振動・交通量	79
	6) 生活環境	85
	7) 廃棄物とリサイクル	89
	8) 市役所の率先的な活動	93
	9) 環境関連条例	96
<b>9</b>	<b>流山市の概要</b>	<b>111</b>
	1) 市の情報	111
	2) 市役所の情報	111
	3) 人口と世帯	112
	4) 環境に係る組織と体制	113

# 1 はじめに



環境白書の発行にあたって

より良い環境づくりとは、どういうことでしょうか。

たとえ一人ひとりの環境を思いやる行動は小さなものであっても、それが集まり、育まれ、広がることによって大きな成果を作り上げることが可能となり、それこそが私たちが生きていく上での10年後、100年後の地球環境を守ることにつながっていきます。すなわち、今、地球に負担をかけない行動をとるか、とらないかによって将来の環境は左右されるものです。

現代社会を支えている化石燃料の代名詞でもある石油も、半世紀後には枯渇すると予測されています。地球温暖化防止のためにも石油に替わる新エネルギーへの転換を求められています。現在進行中のクリーンな自然エネルギーを活かした太陽光、風力、バイオマス等による発電、熱利用、燃料製造は、これからの新しいエネルギーとして重要な役割を果たすことが期待されています。さらに、燃料電池、コージェネレーションシステムの備わった車や住宅を日常的に利用する社会が訪れるのも、夢ではありません。

このような中、本市ではつくばエクスプレス（TX）が平成17年8月に開通し、市民が長年にわたりオオタカの保護活動を行ってきた地域の近隣で、まさにその名を冠した「流山おおたかの森駅」が誕生しました。また開通前の7月には、環境施策全般をまとめ「水・緑・歴史の豊かさをみんなの力で未来に伝えるまち・流山」の実現をめざした環境基本計画を策定し、今年の3月には、この環境基本計画をさらに具体化した環境行動計画を策定し、その中で最も大きな環境問題である地球温暖化を防ぐために市が庁舎内等で取り組む地球温暖化対策実行計画と市民・事業者の皆様と市が協働して市域全体で取り組む地球温暖化対策地域推進計画を同時に策定して、増え続ける市域全体の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>等)を総合的に削減することとしました。これらの計画において、市の役割と率先行動をお示しし、市民、事業者の皆様に取り組んでいただく行動も位置付けられたことで連携してより良い環境づくりにあたることが体系化され、目標に向かって着実にその実践を推し進めることができるようになりました。

一方、TX沿線におけるまちづくりでは、流山グリーンチェーン戦略を打ち出し、緑の基本計画と連動させ、価値ある緑の創出と緑の連鎖がもたらす、ヒートアイランド対策に配慮した良好な住宅地の形成を強力に推進しています。このように、市では、TX沿線開発と併せて、環境に配慮した施策を計画的に実施する体制を整え、環境政策を中心に据えた行政運営をスタートしたところです。

こうした環境施策を市民・事業者の皆様にも明確にお示しするため、このたび、市制施行40周年を期して流山市の環境の現状と環境施策の実施状況をまとめた「流山市環境白書」を作成し、公表することといたしました。本書を通じて、今いかに環境保全活動が重要なのかを共に考えていただき、そして共に力を合わせ、環境共生型のまちづくりを進めていきたいと考えております。また本書を新たな環境行動を生むステップに役立てていただければ幸いです。

平成19年1月

流山市長 井崎義治

## 【本書の作成趣旨】

本市では、環境保全に関する基本理念や指針を定めた「流山市環境基本条例」を平成13年に制定し、その具現化に向けた環境保全に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するための「流山市環境基本計画」を平成17年7月に策定しました。

さらに、「流山市環境基本計画」を実効性のあるものにするため、環境施策を具体化するための「流山市環境行動計画」を平成18年3月に策定しました。

この計画の中では、環境施策について目標を定めることはもとより、実施する具体的内容と担当部局を明らかにするとともに、目標を達成するための進行管理の方法も定めています。

その進行管理は、いわゆるPDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Act：見直し）により行うもので、計画に示された施策の実施と点検・見直しを進めていきます。つまり、環境施策を具体化したのち、施策等の実施状況の点検、評価を行うとともに、次年度実施する事業内容に反映させることが必要になります。このため、今回作成した「流山市環境白書」において、そのような点検、評価、次年度事業への反映といった環境施策の実施過程を記載し、公表することにしました。これにより、計画の進捗状況が明らかになるとともに、市民のみなさんや事業者のみなさんとの情報の共有を図ることが可能になります。さらに、市民のみなさん等に環境に配慮した行動を促進していただく効果を期待することができます。

一方、流山市では、地球温暖化問題の解決が世界的課題となっている中で、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的として、「流山市地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化！市役所アクションプログラム）」と、市域全体の温室効果ガスの排出抑制を図るため、市民のみなさんや事業者のみなさんが取るべき行動について定めた「流山市地球温暖化対策地域推進計画（ストップ温暖化！ながれやま計画）」を環境行動計画と合わせて策定しました。これらの温暖化対策のための計画についても、PDCAサイクルにのっとり、実施するとともにその過程を環境白書で明確にします。

このように「流山市環境白書」の発行は、本市の環境施策の推進状況や環境の現状を総合的にまとめた年次報告書として市民のみなさん等に報告するためのものであると同時に、本書を作成するために必要な「流山市環境行動計画」等の点検及び評価を行うことによって、環境施策を着実に進行させることを目的としています。

## 2 平成17年度の環境ハイライト

「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」をめざして平成17年度に実施した市の環境をより良くするための代表的な取組です。

平成17年度は、流山市環境基本計画をはじめとして環境関連計画を5計画策定し、さらに、みどりの街づくりを進めるためのグリーンチェーン戦略の策定など、本市の良好な環境を形成するための基礎となる取り組みが定められています。

### 1) 流山市環境基本計画をつくりました(平成17年7月)

流山市環境基本条例に基づいて、市の環境をより良い状態で将来の世代につなげていくことを目指した計画です。本市の環境に関して、最も基本となる計画で、望ましい環境像である「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」を実現するための「市」の取り組みはもとより、「市民」や「事業者」のみなさんの取り組みを定めました。

#### 流山市環境基本計画 (概要版)

水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山



平成17年7月  
流山市

流山市環境基本計画



市民に親しまれている水辺公園

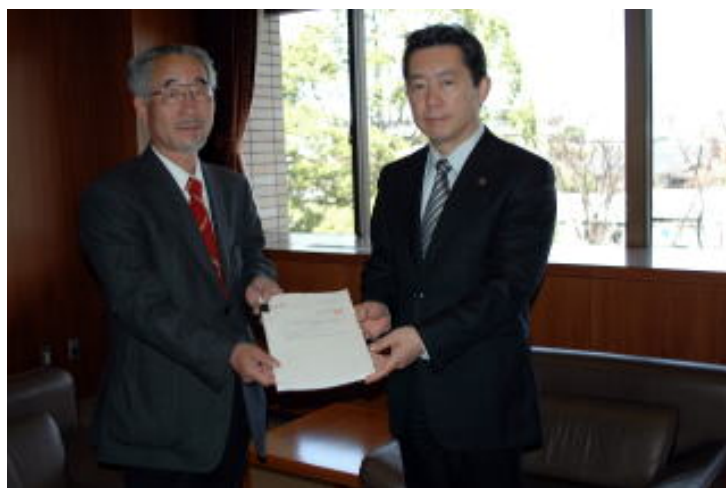


## 2) 第1期流山市環境行動計画をつくりました(平成18年3月)

流山市環境基本計画の望ましい環境像を実現するために、計画を具体的にどのように進めていくのかを示したのが「環境行動計画」です。この計画書には、世界的に重要な環境問題のひとつである地球温暖化を防止するための市役所職員が実践する「地球温暖化対策実行計画」と市民・事業者の皆さんが実践する「地球温暖化対策地域推進計画」が含まれています。



第1期流山市環境行動計画



環境審議会による答申

## 3) 生活排水対策推進計画をつくりました(平成18年3月)

平成17年度末現在で下水道普及率が61%を超えるなど生活排水対策は着実に進んでいますが、市内の河川には依然として汚れがみられます。そのため、第二期の計画をつくり、「豊かで清らかな水に親しめるまち・流山」を目指して、下水道の整備促進や雨水の地下浸透などの水環境の維持・復活などの取り組みをいままで以上に進めます。



手賀沼ポスター展



ホタルの幼虫の放流

#### 4) 路上喫煙とポイ捨てを防止する条例を改正しました(平成18年3月)

本市では、従来から「ごみ」や「タバコ」のポイ捨てを防止するため、啓発活動を実施し、マナーの向上を図ってきました。しかし、タバコなどのポイ捨ての防止をさらに進めることについて、市民の皆さんの要望も強くあったことから、今回条例を改正して取り組みを強化しました。

主な改正点

- ・ 携帯灰皿の使用等を除く市内全域での路上喫煙を禁止
- ・ 南流山駅と江戸川台駅周辺区域での路上喫煙禁止重点区域の指定
- ・ ごみのポイ捨て及び路上喫煙の違反者に指導・勧告、過料の徴収



路上喫煙・ポイ捨て防止看板



路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン

#### 5) 豊かな心を育む学校ビオトープの整備を進めました

児童・生徒たちの「豊かな心と健やかな体」を育むために、学校ビオトープの整備を進めています。整備には、トンボの棲むもの、ホタルの舞うもの、水生生物を観察できるものなど子供たちの思いがこめられています。平成17年度までに中学校2校、小学校4校の整備を終えたところですが、整備にあたっては地域のみなさんのご協力をいただきました。



ビオトープづくり



子供たちが考えたビオトープのイメージ



## 6) し尿処理施設の再整備の答申がありました

老朽化が進んでいるし尿処理施設を今後どのように整備すれば良いか、「流山市廃棄物対策審議会」で審議を進めてきました。その結果、循環型社会への転換を進める施設として、「し尿及び浄化槽汚泥処理と剪定枝をチップ化等による再利用方法を図るための機能を有する汚泥再生処理センターとすることが適当」との答申をいただきました。

平成18年度以降、この結果を踏まえて再整備を推進していきます。



流山市廃棄物対策審議会による答申

## 7) 豊かで価値の高い緑を生み出す「流山グリーンチェーン戦略」を定めました

つくばエクスプレス開業に伴う沿線開発により、一時的に減少する緑を、豊かで価値ある緑として回復するとともに、ヒートアイランド現象を抑制した街づくりを進めるために「流山グリーンチェーン戦略」を定め、推進しています。

具体的には、つくばエクスプレス沿線整備4地区を対象にグリーンマークの表示を認める「流山市グリーンチェーン認定」を導入して緑豊かな環境と美しい景観を有する街の実現を目指します。



グリーンチェーン認定マーク



流山グリーンチェーン戦略パンフレット



## 8) つくばエクスプレスを中心とした公共交通を整備しました

自動車の利用を減らし、環境的に持続可能な交通(EST)を実現するため、柏市とともにバス路線の再編、コミュニティバスの実証実験、駅前広場整備、自転車駐輪場整備などを行いました。つくばエクスプレスの開業後、柏市と流山市両市の駅利用者数が約 1.7%増えて、2,950 トンあまりの温室効果ガスを減らすことができました。



つくばエクスプレス



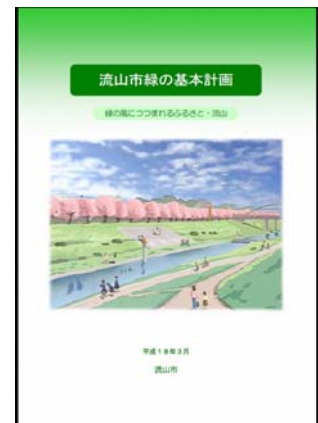
ぐりーんバス

## 9) 流山市緑の基本計画をつくりました(平成 18 年 3 月)

市内の緑を守り育て、良好な生活環境を形成するためには市をあげて取り組むことが必要です。「緑の風につつまれるふるさと・流山」の実現を目指して、都市公園の整備や緑化の推進など都心から一番近い森の街となるような取り組みを進めます。



野々下水辺公園



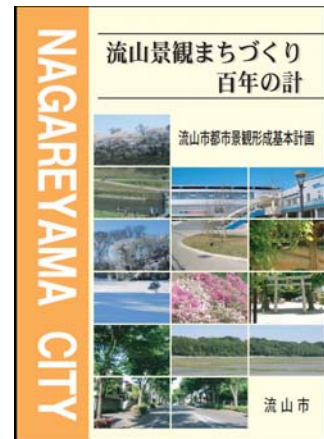
流山市緑の基本計画

## 10) 流山市都市景観形成基本計画をつくりました(平成 18 年 3 月)

つくばエクスプレス沿線では鉄道を活かしたまちづくりが進められています。新しい街並みやこれまでの歴史ある街並みなど、良いものを残し、新たな景観を育むことがこれまで以上に求められている中で「流山景観まちづくり百年の計」をテーマに「引き継ぐ」「魅力を高める」「気を配る」の基本理念に基づき計画をつくりました。



利根運河



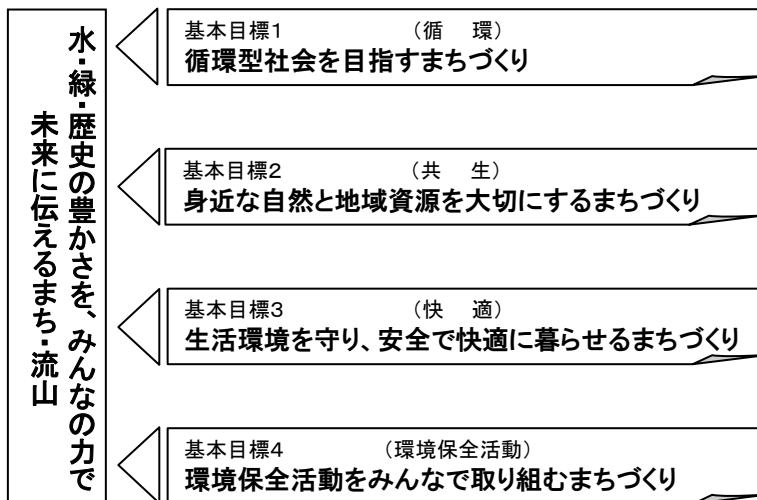
流山市都市景観形成基本計画  
(平成 18 年 4 月発刊)

### 3 環境施策の基本方針

#### 1) 計画の目標

流山市では、将来の実現を目指す望ましい環境像を「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」としています。

さらに、望ましい環境像を実現するための4つの基本目標を定めました。



#### 2) 計画の期間

流山市環境行動計画は、計画期間を平成 17(2005)年度～平成 21(2009)年度までの5ヶ年を第1期とし、平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度を第2期とします。

図 3-1 計画の目標

#### 3) 計画の対象範囲

環境問題全般の行動計画である「流山市環境行動計画」、市役所の温暖化対策である「ストップ温暖化！市役所アクションプログラム」、市全体の温暖化対策である「ストップ温暖化！ながれやま計画」の3つの計画が、役割分担を行いながら、本市の環境を守っていきます。

計画名	対象課題	対象者
流山市環境行動計画	環境問題全般	市・(市民)・(事業者)・(滞在者)
ストップ温暖化！市役所アクションプログラム (流山市地球温暖化対策実行計画)	地球温暖化問題	市
ストップ温暖化！ながれやま計画(流山市地球温暖化対策地域推進計画)	地球温暖化問題	市民・事業者・滞在者・(市)

### 4 推進体制

#### 1) 推進

##### ◆ 庁内体制 ◆

庁内には「流山市環境行政推進協議会」を設置し、環境施策に関する調整、進行管理、点検・評価等を行うことにより、環境行動計画の推進を図ります。

また、この協議会のもとには、環境行動推進統括者や環境行動推進責任者、環境行動推進員などを配置して、計画を推進しています。

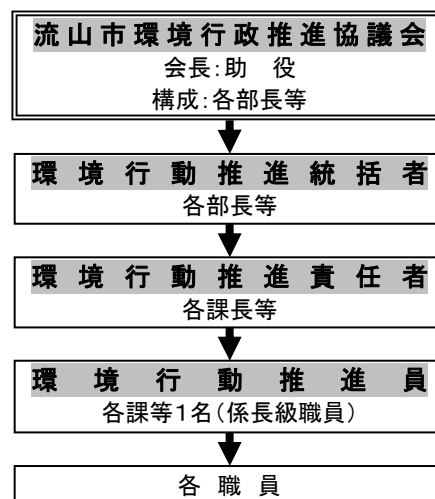


図 4-1 推進体制

◆ 市民・事業者との連携 ◆

環境行動計画の推進にあたっては、市民や事業者のみなさんとともに力を合わせて事業を推進します。

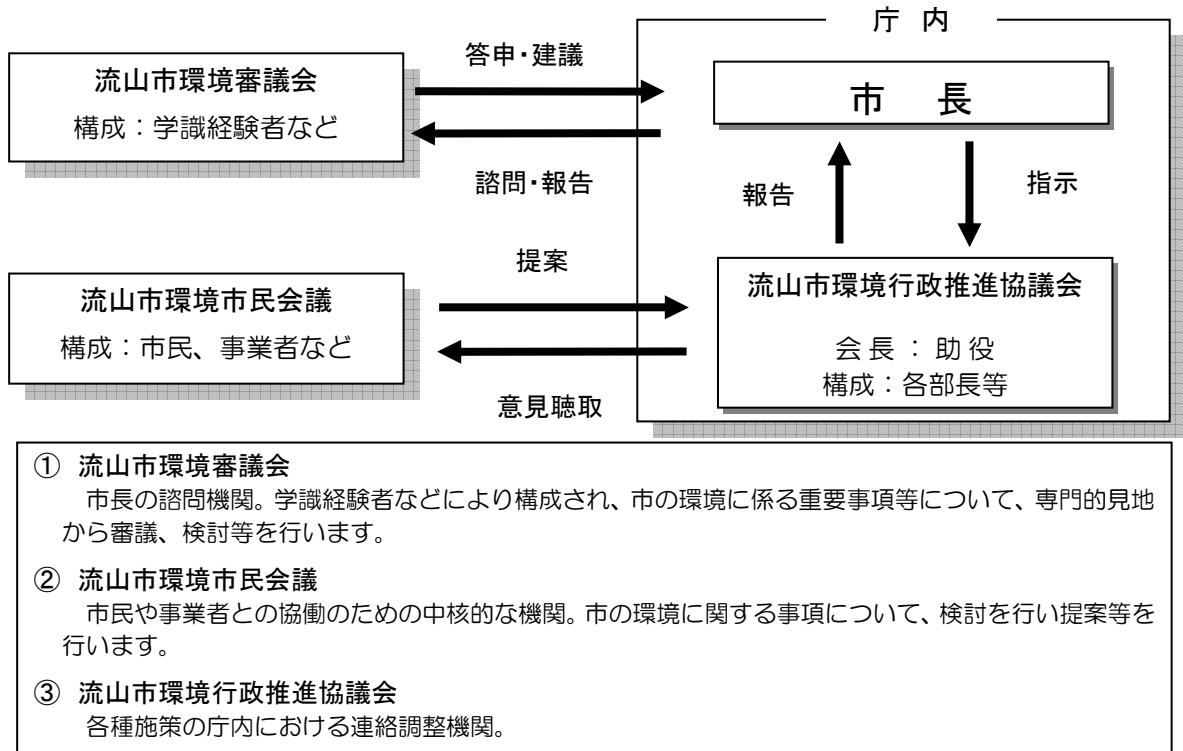


図 4-2 環境行動計画の推進体制(環境基本計画より)

2) 研修

職員の環境に対する意識を高めると同時に、具体的な実践方法への理解を深めることを目的に、環境研修等を行うことにしています。

3) 進行管理

環境行動計画を確実に推進することを目指して、計画の進捗状況を毎年把握し、その結果を公表することとしました。

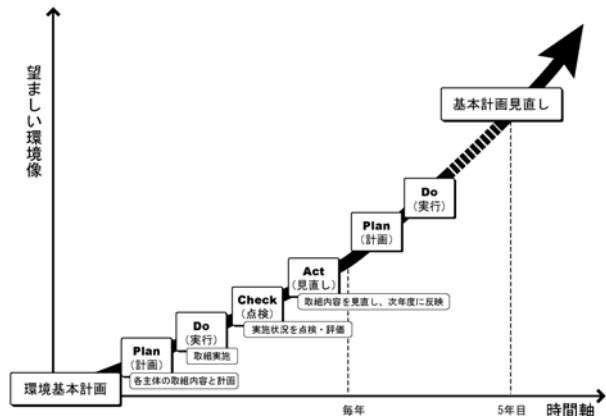


図 4-3 環境行動計画の進行管理イメージ(環境基本計画より)



## 5 環境行動計画の実施状況

### 1) 環境行動計画及び実施状況の概要

#### ① 環境行動計画の概要

流山市では、望ましい環境像である「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」を実現するために、環境を4つの側面からみた基本目標を設定しました。これらの目標達成を図るために、ひとつの基本目標について3～4の基本的施策を設定し、さらに、ひとつの基本的施策につき2～5の個別施策を定めています。図5-1に示したように、これらは望ましい環境像を実現するためにピラミッドのように体系化されています。個別施策ひとつひとつの実践が、基本的施策の実現につながり、基本目標の達成、ひいては望ましい環境像の実現へとつながっていきます。

環境行動計画では、ここに示した個別施策を、どの部署が、具体的に何を実践していくのかを示しています。

#### ② 環境行動計画の実施状況の概要

環境行動計画では、特に重点的かつ先導的・横断的に取り組むべき行動をリーディング・プランとしてまとめました。リーディング・プランは流山市の地域特性や早急に対応が必要な環境問題などを踏まえて定めたもので、環境行動計画の「大きな柱」のようなものです。

そこで、ここでは、リーディング・プランの実施状況の概要を示します。

### 1 地球温暖化問題への積極的な対応

地球温暖化対策を計画的に進めるために、「ストップ温暖化！ながれやま計画」を策定し、2009年度までに市民1人あたりの温室効果ガスを6%削減することを目標としました。また、環境的に持続可能な交通を実現するためにぐりーんバスなどの公共交通網の整備を行い、その結果柏市と流山市で約2,950トンの温室効果ガスを削減することができました。さらに、「ストップ温暖化！市役所アクションプログラム」を策定し、市役所の地球温暖化対策を積極的に行うこととしています。

### 2 循環型社会を目指した5R促進

ごみ処理基本計画において定めたごみ発生量の数値目標を達成するため、職員が市民とともにごみ問題について考えるケロクルミーティング（ごみ出前講座）の開催やマイバック普及運動の実施など、5R促進のための取組を積極的に進めました。また、ガレッジセールを主催するとともに、地域で開催されるフリーマーケット情報を提供しました。

市内での分別の推進については、ごみの分別と市内のリサイクルを継続して実施しています。

### 3 身近な緑の保全と創造

緑の基本計画を策定し、緑被率に係る定量的な目標を設定するとともに、市内の緑の保全と創造の基本的な方針を定めました。今後は、本計画に基づいて市内の緑の保全と創造を進めていきます。さらに、つくばエクスプレス沿線での豊かで価値ある緑の創出を目指した流山グリーンチェーン戦略を定め、「流山市グリーンチェーン認定」を導入して、グリーンマークの表示を認めていく予定であります。

なお、市役所では、第3庁舎において壁面緑化を導入しました。

### 4 きれいな水環境の回復

きれいな水環境の回復を目指して設定した下水道普及目標の達成を目指して、下水道整備を進めています。その結果、下水道普及率は向上しました。また、下水道の未整備区域では合併処理浄化槽の設置を補助制度の実施によって促進しています。

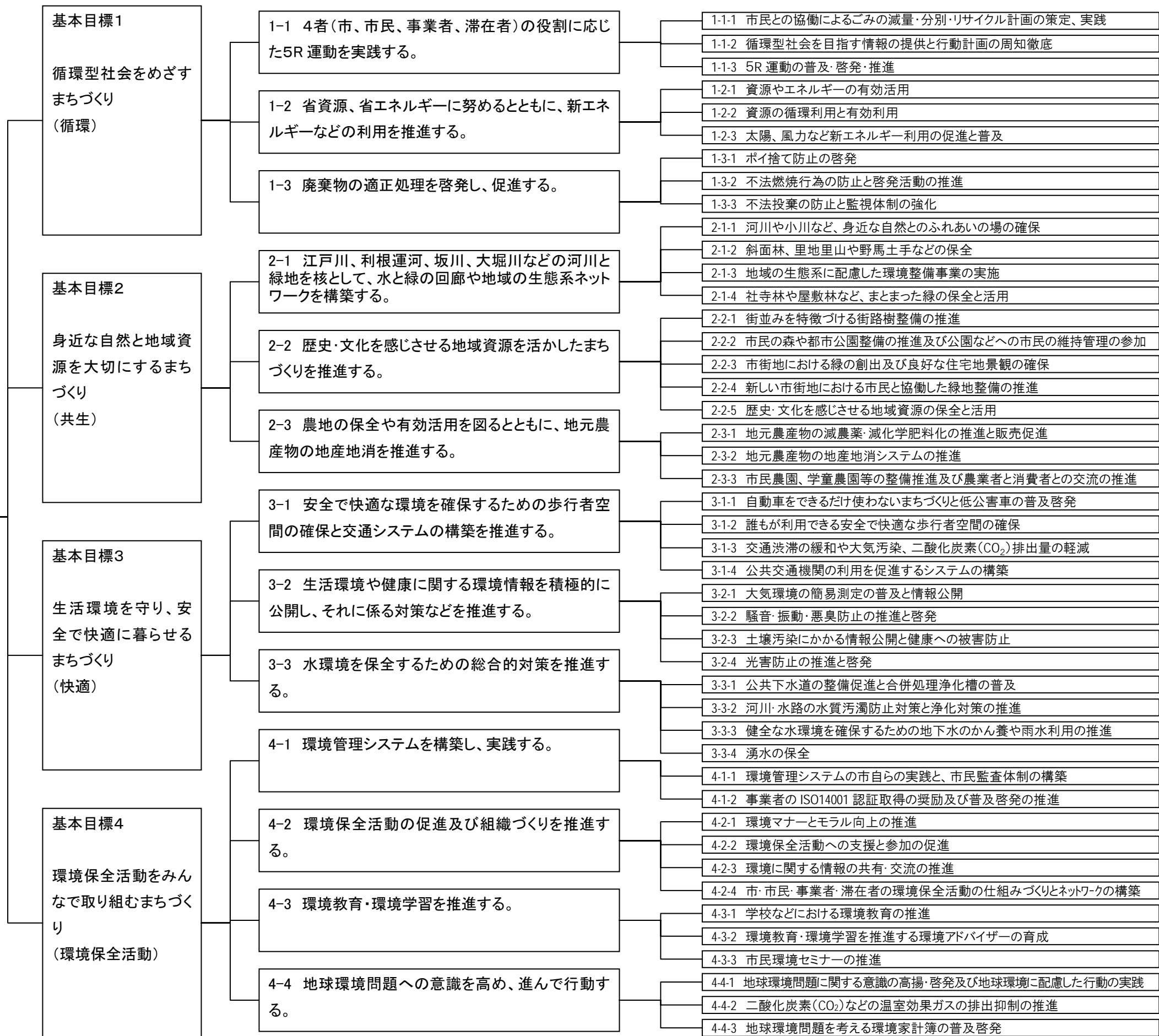
その他、市内の主要河川や水路 15 地点において、水質の監視を行い、水環境の状況を把握しています。

### 5 環境教育及び環境学習の推進

昨年度は、南部中学校、流山小学校、東深井小学校、流山北小学校の4校に学校ビオトープを整備しました。これにより、現在市内小中学校6校に学校ビオトープが整備されたこととなります。その他、リサイクルプラザ・プラザ館での市民講座の開催や各種の環境講座を開催し、環境教育や環境学習の促進に努めました。

なお、本年度より環境白書を作成し、市民の皆さんに環境行動計画等に基づく事業の進捗状況や市内の温室効果ガス排出量の推移をはじめとした市内の環境の状況について、公表することとしました。

水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で 未来に伝えるまち・流山



### リーディングプラン

- 1 地球温暖化への積極的な対応**  
 【主な取組】  
 ・温室効果ガス削減目標設定  
 ・公共交通機関の利用促進  
 ・省エネルギー活動の促進  
 ・市役所の活動推進 など
- 2 循環型社会を目指した5R運動**  
 【主な取組】  
 ・ごみ発生量の抑制目標設定  
 ・5R行動の普及  
 ・フリーマーケット等の開催  
 ・庁内での分別の推進 など
- 3 身近な緑の保全と創造**  
 【主な取組】  
 ・緑被率の目標設定  
 ・緑の基本計画の推進  
 ・グリーンチェーン戦略の推進  
 ・庁舎等の緑化推進 など
- 4 きれいな水環境の回復**  
 【主な取組】  
 ・下水道普及目標設定  
 ・下水道整備の推進  
 ・合併処理浄化槽設置補助の実施  
 ・親水空間の整備促進 など
- 5 環境教育及び環境学習の推進**  
 【主な取組】  
 ・環境白書の作成と公表  
 ・学校ビオトープの設置  
 ・環境アドバイザー等の活動支援  
 ・市民環境セミナー等の開催など

図 5-1 環境行動計画の目標体系

## 2) 環境行動計画の実施状況

環境行動計画では、望ましい環境像の実現に向けた4つの基本目標の達成のために、13の基本的施策と45の個別目標を定めました。ここでは、環境指標の推移と併せて、環境行動の平成17年度の実施状況と平成18年度の実施予定を示します。

# 基本目標 1 循環型社会をめざすまちづくり

### 1-1 4者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動<sup>1</sup>を実践する。

平成17年度は新たにケロクルミーティング(ごみ出前講座)を実施し、リサイクルプラザの講座・教室をはじめ生ごみ処理機やマイバッグの普及啓発活動などをおして5R運動を推進しました。集団回収量などの環境指標は目標に向かって着実に進んでいると考えられますが、1人1日あたりごみ発生量や最終処分量など増加の傾向にあるものがあります。現在の取組を継続して進めることで目標の達成を図ります。

表 5-1 環境指標①

項目	平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
1人1日あたりごみ発生量 (g/人・日)	999	1,022	975	ごみ処理基本計画
資源化率 (%)	33	31	33	
集団回収等 (t/年)	9,399	9,581	9,626	
最終処分量 (t/年)	1,162	1,812	775	
生ごみ肥料化容器補助件数 (件)	210	257	400	
マイバッグ持参率 (%)	2.5	5.0	10	

#### 1-1-1 市民との協働によるごみの減量・分別・リサイクル計画の策定、実践

- ◆ リサイクル団体への支援を推進します。……………リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
自治会、子ども会、老人会、PTAの団体及び回収業者(現在4社)に対し、回収量に応じ団体への報償金、業者への奨励金を支給するなどリサイクル活動の支援を実施します。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル団体及び回収業者に対し、回収量に応じて団体への報償金、業者への奨励金を支給し、リサイクル活動を支援しました。このリサイクル活動(集団回収等)による回収量は9,399t/年(H16)から9,581t/年と横ばいです。</li> <li>・実施団体数が176(H16)から181に増加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きリサイクル活動協力事業として支援を行うとともに、実施団体数の増加に努めます。</li> </ul>

1 5R運動：ごみを減らすための5つの取組であるReduce(リデュース：ごみを減らす)、Reuse(リユース：再利用する)、Refuse(リフューズ：ごみになるものを買わない)、Recycle(リサイクル：再生利用する)、Rule(ルール：決まりを守る)の頭文字をとって、5R運動として展開しています。



◆ 循環型社会をめざすため、ごみの回収方法に係る検討を行います。

..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
ごみ収集日が祝日に当たり家庭からごみを排出できない世帯への配慮として、祝日に収集するための業務を収集運搬業者に委託することで、ごみを適切かつ衛生的に処理します。	クリーン推進課	・ごみの祝日収集を収集運搬業者への委託により実施しました。	・ごみの祝日収集を収集運搬業者への委託による実施を継続します。
ごみの有料化、手数料の見直しを検討します。	リサイクル推進課	・環境省が基本方針を見直し(H17.5)、有料化の推進を図るべきとしたこともあり、今後の検討課題としました。	・有料化等の必要性や意義を検討します。

◆ 生ごみ肥料化容器などの購入者に購入費の一部を支援します。..... リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金交付要綱に基づき、購入者への支援を行います。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機器の購入補助制度を実施しました。</li> <li>・当制度の利用件数は210件(H16)から257件に増加しました。</li> </ul> ※過去10年間の本制度による補助基数は3,225基であり、これによる昨年度の生ごみ発生抑制量は、488トンと想定されます。これにより、約2,150万円のごみ処理経費が節約されたと推定されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制の効果が大きいことから以下のようなPRにより、引き続き利用拡大に努めます。</li> <li>①ケロクミーティングにおけるPR</li> <li>②常設の展示コーナーの設置</li> <li>③生ごみ肥料化講座の実施</li> <li>④イベントにおけるPR</li> </ul>

1-1-2 循環型社会をめざす情報の提供と行動計画の周知徹底

◆ リサイクル製品の使用を促進します。..... 管財課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
グリーン購入法 <sup>2</sup> に基づくグリーン購入計画を策定し、リサイクル製品を含むグリーン製品の購入を促進します。	管財課 環境保全課		・機器等を購入する際には、リサイクル製品を含む省エネルギー型機器等の導入を検討します。



2 グリーン購入法：循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）が制定されました。

### 1-1-3 5R 運動の普及、啓発、推進

◆ 広報やホームページなどで、5R 運動に関する情報を提供します。

..... 環境保全課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
5R 運動を分かりやすく解説した資料を作成し、様々な媒体を通じてその情報を提供します。	環境保全課	・5R 運動を分かりやすく解説したホームページを作成し情報提供しました。 ・併せて 5R 運動に関する意見募集を行いました。意見はありませんでした。	・引き続きホームページで情報を提供し、機会を捉えて広報紙への掲載を検討します。
5R 運動を進めるモニターを置き、その活動情報を提供します。	環境保全課	・モニターの活用内容を検討するとともに、情報収集を実施します。	・環境家計簿の作成とその普及啓発に併せて、5R 運動を推進します。モニターの設置を具体的に検討します。
マイバック運動を推進し、レジ袋の使用減少に努めます。	リサイクル推進課	・H16～H17 と千葉県と共同でマイバック普及促進事業を実施しました。(H16=246 人、26 店舗、H17=196 人、15 店舗)	・市民・事業者と一体となったマイバック普及運動を展開するため、商工会等と連携を図ります。
ガレージセール(フリーマーケット)を開催するとともに、市内で開催されるフリーマーケット情報を発信します。	リサイクル推進課	・市民まつりに合わせて、市主催のガレージセールを実施するとともに、ホームページ上で地域におけるフリーマーケット情報を提供しました。	・フリーマーケット情報の集約化を目指します。 ・廃棄物減量等推進員を活用した情報収集を行うとともに、ホームページにフリーマーケット情報を掲載します。
「家庭ごみの出し方」について広く市民の理解を求めため、ごみ収集曜日カレンダーを作成し、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページで広報します。	クリーン推進課	・ごみ収集曜日カレンダーを作成、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページに掲載しました。	・ごみ収集曜日カレンダーを作成するとともにカラー刷りのパンフレット9種類を作成し、各世帯に配布します。また、これらの情報をホームページにも掲載します。
ごみパンフレット(外国版)を作成し、その活用を図ります。	クリーン推進課	・ごみパンフレット(外国版)を作成し、活用しました。	・ごみパンフレット(外国版)を継続して作成し、活用します。

◆ 市民のリサイクル意識の向上を図ります。..... リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
施設見学会、ポスターコンクール、各種講座、ごみ出前講座を開催し、ごみ問題への関心を高めることで意識向上の啓発に努めます。	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ事業として、リサイクル体験講座、自転車、家具の修理再生提供、施設見学会などを実施しました。 ・リサイクル体験講座は、生ごみ堆肥づくり、布のリサイクル、紙すき、石けんづくり等を実施しました。開催数は23回(H16)から46回に増加しました。 ・自転車等の修理再生提供の申込み数は、1,426人(H16)から1,808人に増加しました。 ・一般見学者数は、3,337人(H16)から2,894人に減少しました。これは、施設設置から3年目を迎え、目新しさがなくなったためと考えられます。	・本計画の「大量廃棄、大量リサイクルからの脱却」という基本方針や3Rという理念を広めるため、施設見学や修理品再生提供の他、次の事業を実施します。 ①ケロクミーティング:職員が地域に出向いてごみ問題について市民と一緒に考えるケロクミーティング(ごみ出前講座)を実施(H17より継続)します。 ②体験講座:草履づくり教室などの人気講座の開催数を増やすとともに、低年齢層対象の環境教育の重要性から、それらを対象とした講座の充実とリサイクルプラザ・プラザ館内の展示物の見直しを実施します。 ③3R 月間特別企画:3R 月間での10月に外部から講師を招き3Rの推進に係る講座を開催します。

◆ 庁内のリサイクルを徹底します。…………… 管財課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
庁内の資源回収を月2回実施するとともに、5R運動を展開し、ごみの減量に努めます。	管財課	・各課に不燃物用ごみ箱を設置しました。ペットボトルのリサイクルとごみ分別の徹底を図りました。	・ごみ分別と庁内のリサイクルを徹底します。
	リサイクル推進課	・OA化の普及や資料作成部数の適正化により紙類の量が176t/年(H16)→159t/年と大きく減少しました。	・市役所自らごみ減量・資源化のリーディングカンパニーとなるべく、庁内各課に設置した環境行動推進員を中心に啓発活動を推進します。

1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。

つくばエクスプレスを中心とした公共交通網の整備や省資源・省エネルギーのための計画策定などの取組を進めました。今後は、計画等に基づいた取組を進めることによって、省資源・省エネルギー等の取組を推進します。なお、公共交通機関利用者数はつくばエクスプレス開通前の数値なので今後大幅な進展が見込まれます。

表 5-2 環境指標②

項目		平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
公共交通機関利用者数	鉄道 (万人)	2,056 (H15)	2,043 (H16)	2,500	総合都市交通策定調査目標値
	ぐリーンバス (千人)	-	51	500	流山市公共交通体系策定調査(H16)
クリーンセンター発電量 (kWh)		12,298,800	12,824,479	13,000,000	クリーン推進課算定
クリーンセンター熱利用量 (MJ)		37,964 万	39,917 万	38,969 万	クリーン推進課算定
市域の電気使用量 (MWh)		510,015 (H15)	536,364 (H16)	504,577	流山市地球温暖化対策地域推進計画

1-2-1 資源やエネルギーの有効活用

◆ 省エネルギー型ライフスタイル、オフィススタイルへの転換を促す啓発を進めます。

…………… 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
地球温暖化対策の中で情報をまとめ、その情報を提供します。	環境保全課	・ストップ温暖化！ながれやま計画で、市民及び事業者の取組の中に具体的に行動内容を掲載しました。 ・当該計画の啓発用リーフレットでは、主な行動に対する温室効果ガスの削減量と節約額を示した分かりやすい資料を作成しました。 ・「チームマイナス6%への取組」と「エコライフのおすすめ」をホームページで情報提供しました。	・啓発用リーフレットをホームページに掲載するとともに、公民館を中心とした公共施設に配布します。また、この他にもあらゆる機会を捉え、会議等への出席者にも配布します。

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
省エネ機器の導入(買い換え)の情報をまとめ、その情報を提供します。	環境保全課	・ストップ温暖化！ながれやま計画において、市民及び事業者の行動内容で省エネ型製品の購入や新エネルギー・省エネルギーの普及等を促進することとしました。	・ストップ温暖化！ながれやま計画の本編、概要版をホームページに掲載し、温暖化への取り組み行動として示します。

◆ 庁内のオフィススタイルを省エネルギー型に転換します。…………… 人事課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
夏期のクールビズ、冬期のウォームビズ <sup>3</sup> を積極的に導入し、省エネ型のオフィススタイルを総合的に促進します。	環境保全課	・クールビズ、ウォームビズの実践を含めたオフィスの省 CO <sub>2</sub> 化への取組を体系的にストップ温暖化！市役所アクションプログラムに決めました。	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラム取組状況チェックシートをもとに、各課単位で毎日の省エネ型オフィススタイルの実践をチェックし、総合的に温暖化対策を推進します。
	人事課	・夏期クールビズ(6月7日から9月末日まで、室温設定 28 度、軽装励行)、冬期ウォームビズ(冬期の室温設定 20 度、厚着励行)を実施しました。	・夏期クールビズ(6月7日から9月末日まで、室温設定 28 度、軽装励行)、冬期ウォームビズ(冬期の室温設定 20 度、厚着励行)を継続して実施します。

◆ 公共交通機関の充実とその利用を促進します。…………… 都市計画課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内の公共交通不便地区で人口が集中し、バスの需要が見込まれる地域にタウンバスを試行運転します。	都市計画課	・つくばエクスプレス開業に関連して2年間の実証実験として3地区(江戸川台西ルート、江戸川台東ルート、松ヶ丘ルート)にタウンバスを導入しました。 ・タウンバスは名称を「流山ぐりんバス」とし、市が事業主体となってバス事業者が国の認可を受けて運行を行う路線バスで、運行経費の赤字分は市が補填します。実証実験結果を踏まえ、本格導入に向けて利用状況を評価し効果を検証します。 ・平成17年度は11月からの運行で3地区を合わせて51,449人が利用しました。	・3地区での運行を継続するとともに、新たに西初石ルートをタウンバス運行事業計画に基づき導入する予定です。

◆ コージェネレーション<sup>4</sup>など効率的なエネルギー利用を促進します。…………… 企画政策課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
今後の施設整備にあたっては、コージェネレーションシステムなど、効率的なエネルギー利用方式の導入を検討します。	企画政策課	・施設整備計画等に省エネルギー等に配慮することとしました。	・施設整備計画時は、各事業実施課と調整を図りながら、効率的なエネルギー利用方式の導入を検討します。

3 クールビズ・ウォームビズ：京都議定書の目標である温室効果ガス排出量6%削減、これを実現するための国民的プロジェクトとして「チームマイナス6%」が立ち上げられました。この中で、夏涼しく、冬暖かい省エネルギー型のビジネススタイルとして提案されました。

4 コージェネレーション：発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行う効率の良いエネルギー供給システムのことをいいます。エネルギー利用効率を最大で80%まで高めることができます。



## 1-2-2 資源の循環利用と有効利用

### ◆ バイオマス<sup>5</sup>を活用した発電、燃料としての利用について検討します。

..... 企画政策課、農政課、環境保全課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
庁内に(仮称)バイオマス利活用検討委員会を組織し、検討します。	企画政策課		・関係各課によるバイオマス利活用検討委員会の組織化を検討します。
	環境保全課	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムにおいて、施設単位の取組の中にバイオマスを含めた新エネルギーの導入検討を位置付けました。	・新エネルギーの普及を推進する観点から、関係課と連携して、進めます。
	リサイクル推進課	・廃棄物対策審議会からの平成18年2月の答申において、家庭系食物残渣等のバイオマス資源について、より効率的な循環的利用を図るため、関係者による検討会を進めるよう意見を頂きました。	・廃棄物対策審議会において、バイオマス資源に関する議論を深めるとともに関係者による検討を行います。
市が直接処理することが適当なバイオマス資源(し尿及び浄化槽汚泥、剪定枝等)をリサイクルするための施設整備を進めます。	リサイクル推進課	・廃棄物対策審議会からの平成18年2月の答申を踏まえ、老朽化している「し尿処理施設」の再整備のため、有機性廃棄物リサイクル施設の汚泥再生処理センター(有機性廃棄物の剪定枝をし尿、浄化槽汚泥等と併せて処理する施設)の整備を進めることとしました。	・有機性廃棄物リサイクル施設(汚泥再生処理センター)の整備を進めるため、旧清美園の環境等調査及び敷地内調査等を実施します。

### ◆ ごみ焼却施設で発生する熱を有効に活用します。 ..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
クリーンセンターに隣接する敷地にごみ焼却施設からの余熱を利用して、地域の生活の向上、周辺環境との調和、地域コミュニティの場の提供など市民の健康や福祉の増進に寄与するための施設を整備します。	リサイクル推進課	・ごみ焼却施設からの余熱を利用し、周辺環境との調和、地域コミュニティの場の提供などを目的として、下花輪福祉会館を整備しました。	・下花輪福祉会館「ほっとプラザ下花輪」をオープンします。(平成18年4月)
ごみ焼却時に発生する熱を有効に活用し、クリーンセンターで消費する電気使用量の一部を賄います。	クリーン推進課	・ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、発生蒸気を使い発電を実施しました。	・引き続き、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、発生蒸気を使い発電を実施します。

5 バイオマス：生物由来の資源をエネルギー資源として利用することをいいます。間伐材などの木質バイオマスを燃料として発電を行ったり、植物などから石油代替成分を抽出したり、家畜ふん尿などのメタン発酵による燃料化などの利用方法が進められています。

### 1-2-3 太陽、風力など新エネルギー利用の促進と普及

- ◆ 公共施設では省エネルギー型機器や新エネルギーの導入を推進します。

..... 管財課、企画政策課、教育総務課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
グリーン購入法に基づくグリーン購入計画を策定し、リサイクル製品を含むグリーン製品の購入を促進します。	管財課 環境保全課		・機器等を購入する際には、リサイクル製品を含む省エネルギー型機器等の導入を検討します。(再掲)
検討委員会で環境配慮車の導入方針を決定します。	管財課	・環境配慮車として天然ガス車を2台導入しました。(新規導入車両14台中)	・さらに環境配慮車の導入を検討します。
小山小学校をエコ・スクールとしてPFI方式を導入して移設します。	企画政策課	・民間活力導入検討委員会の協議結果を経て、施設整備担当の教育委員会総務課と調整を図りながら、エコ・スクールとしての移設を検討します。	・昨年度に引き続き、施設整備担当の教育委員会総務課と調整を図りながら、民間活力導入検討委員会への経過報告をもとにエコ・スクールとしての移設を検討します。
	教育総務課	・PFI導入可能性調査において、環境への配慮を含め、検討します。	・(仮称)小山小学校校舎建設等PFI事業実施方針・要求水準書等を公表します。その中に環境への配慮を含めます。

- ◆ 新エネルギーに関する情報を収集・整理し、提供します。..... 商工課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
地球温暖化対策の中で、太陽光、風力、太陽熱等の新エネルギーに係る情報を収集し、提供します。	商工課	・平成18年4月1日施行の流山企業立地の促進に関する条例を制定し、環境配慮型設備設置費助成金(太陽光発電設備設置費助成金、雨水利用設備設置費助成金)を制度化しました。	・環境配慮型設備設置費助成金制度の利用を推進します。
	環境保全課	・太陽熱高度利用システム(太陽熱温水器)の設置費補助の情報をホームページに掲載しました。	・新エネルギーの情報提供という中で、太陽光、風力を中心としたホームページの作成を検討します。

### 1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。

不法燃焼行為指導件数は大きく増加し、不法投棄件数は減少の傾向にはありませんが、今年の4月1日より路上喫煙の禁止やポイ捨て防止を強化するための条例を定めました。その他にも不法投棄防止のための啓発や指導、パトロールなどを継続して行い、廃棄物の適正処理を促進します。

表 5-3 環境指標③

項目	平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
不法燃焼行為指導件数 (件)	20	52	10	環境保全課算定
不法投棄件数 (件)	480	475	300	環境保全課算定

1-3-1 ポイ捨て防止の啓発

◆ ポイ捨て防止対策を強化します。……………環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
路上喫煙を禁止します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年12月に環境審議会から路上喫煙等の規制強化を導入する必要がある旨の答申がありました。</li> <li>平成18年3月議会で「路上喫煙及びポイ捨て防止条例」が成立しました。その主な内容は以下のとおりです。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①市内の道路での喫煙を原則禁止します。</li> <li>②路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域を指定します。(当面、南流山駅、江戸川台駅周辺を指定)</li> <li>③重点区域内での違反者には、指導勧告を行い、従わない場合は過料(当面2,000円)を徴します。</li> <li>④条例は平成18年4月1日から施行、但し、過料徴収については同年10月1日からとします。</li> </ol> </li> <li>平成18年3月から、南流山駅、江戸川台駅周辺を中心にPR活動を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日から路上喫煙及びポイ捨て防止条例が施行します。(違反者に対する過料徴収は10月1日から)</li> <li>市民等に周知するため、横断幕、立て看板、ポスター、シール等を作成するとともに、周知、啓発活動を実施します。</li> <li>南流山駅、江戸川台駅で、違反を防止するためのパトロールを実施します。</li> </ul>
ポイ捨て防止重点区域の指定を拡大するなど、ポイ捨て防止対策を強化します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例が改正され、ポイ捨て防止重点区域が路上喫煙及びポイ捨て防止区域に強化されました。</li> <li>南流山駅、江戸川台駅周辺を中心にPR活動を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上喫煙防止と併せてポイ捨てについても周知、啓発活動及びパトロールを実施します。</li> </ul>

◆ 販売所などに空き缶などの回収ボックスを備えるように指導します。

……………環境保全課、リサイクル推進課、クリーン推進課、商工課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
商工会を通じて、設置者に対し指導します。	リサイクル推進課 環境保全課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル協力店において、空き缶等の回収が実施されました。リサイクル協力店での回収量は、20.1tです。</li> <li>リサイクル協力店は、スーパーの撤退に伴い、10店から9店になりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売所等でのリサイクルを推進するため、商工会等と連携し、リサイクル協力店を増加できる制度の見直しを検討します。</li> </ul>
事業活動に伴って排出される事業系のごみは、排出者が責任を持って処理するよう指導します。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物収集運搬の許可業者を通じて、適正な処理がなされるよう指導しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き一般廃棄物収集運搬の許可業者を通じた、適正な処理に関する指導を実施します。</li> </ul>
	クリーン推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみの搬入時に、産業廃棄物の混入の有無等についてチェックしました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみについては、今後も適正に搬入されるよう、厳しくチェックします。</li> </ul>

◆ 効率的な収集運搬とクリーンセンターの適正な運転管理をします。

..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
リサイクル館による破碎、選別、圧縮等により、資源化率の向上に努めます。	クリーン推進課	・プラスチック類について、搬出先から異物が混入しているとの指摘があり、リサイクル館での選別作業の強化を図りました。	・リサイクル率を向上するには、分別の徹底が必要であるため、パンフレット等あらゆる機会を使って、市民に分別の必要性をアピールします。 ・廃棄物減量等推進員を通じて分別排出の徹底を指導します。
ごみの分別を徹底することにより、効率的なごみの収集・運搬及び施設の安全管理に努めます。	リサイクル推進課	・廃棄物減量等推進員、リサイクル実施責任者を通じて分別の徹底を図りました。	・引き続き廃棄物減量等推進員、リサイクル実施責任者を通じての分別の徹底を図ります。

1-3-2 不法燃焼行為の防止と啓発活動の推進

◆ 広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止の啓発を行います。..... 環境保全課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
広報紙、ホームページなどで不法投棄、屋外焼却行為の禁止の啓発を行います。	環境保全課	・11月1日付広報ながれやまで不法投棄の防止、屋外焼却の禁止について周知しました。 ・ホームページに不法投棄の防止、見つけた場合の通報について掲載しました。	・引き続き広報ながれやま、ホームページなどでの啓発を行います。  ・引き続きイエローカードによる指導を徹底するとともに、その状況を廃棄物減量等推進員に周知し、適正な分別排出の指導を依頼します。
	クリーン推進課	・ごみステーションに出された不適切なごみにイエローカードを貼付し、一定期間収集を見合せ、適正化を図りました。	

1-3-3 不法投棄の防止と監視体制の強化

◆ 循環型社会形成推進基本法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進します。

..... リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
広報紙などを通じ、市民に適正な処理を啓発することで、各種リサイクル法に基づく適正な資源化を促進し、不法投棄の減少を図ります。	リサイクル推進課	・各種リサイクル法に基づき適正な処理が行われるようパンフレット等により啓発しました。	・引き続き、各種リサイクル法に基づき適正な処理が行われるようパンフレット等により啓発します。

◆ ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを強化します。..... 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内に不法投棄された投棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化充実を図り生活環境の保全に努めます。	環境保全課	・不法投棄パトロールを年間240日実施しました。 ・不法投棄物の件数は、500件(H16)から532件に若干増えましたが、回収量は、141.47t(H16)から115.73tに減少しました。	・引き続き不法投棄パトロール及び撤去回収事業を実施します。(業務委託)
夜間パトロールを実施します。	環境保全課	・年末の不法投棄が増える12月を中心に実施しました。	・引き続き年末の時期に実施します。



- ◆ 不法投棄の多発地点には看板や車の侵入を防ぐポールなどを設置し、再発防止に努めるとともに、市民の協力意識を高めます。……………環境保全課、道路管理課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
不法投棄防止の看板設置や不法投棄されないような対策を、市民の協力とともに不法投棄防止に努めます。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県補助金を得て、不法投棄禁止の看板を310枚作成しました。</li> <li>・作成した看板を不法投棄発生場所に設置するとともに、設置希望者に配布しました。</li> <li>・不法投棄発生場所の所有者には、防止のための柵などの設置を依頼しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度も不法投棄禁止の看板を作成して、必要な場所に設置、配布します。</li> <li>・不法投棄発生場所の所有者に管理の徹底を依頼します。</li> </ul>
市民団体によるパトロール、通報制度を構築します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化推進員に地域の監視を依頼しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、環境美化推進員、市民安全パトロール隊に地域の監視を依頼します。</li> </ul>
不法投棄頻発箇所マップを作成し、関係者に配布、重点的なパトロールを行います。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民安全パトロール隊に、パトロール中の不法投棄の監視と通報を依頼しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻発箇所マップの必要性及び有効性について検討します。</li> </ul>
不法投棄の多発地点には、車両の停止防止の柵を設置します。	道路管理課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場精査の上、必要性及び効果性を含め検討します。</li> </ul>

- ◆ 不法投棄防止のため、休耕田や空き地などの適切な管理を指導します。……………農政課、環境保全課、農業委員会、消防本部

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
休耕田や空地の適正管理を推進し、不法投棄されない環境作りを推進していきます。	農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休耕田の保全管理実施水田に対する助成(奨励金の交付)を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き休耕田の保全管理実施水田に対する助成(奨励金の交付)を実施します。</li> </ul>
	農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りの指導を継続します。</li> </ul>
青草時、不法投棄や農作物への病虫害の発生防止の点から所有者に対し適切な管理を指導します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地に繁茂する雑草対策として地権者に対し手紙で草刈りを依頼しました。(256件)</li> <li>・上記地権者のうち希望者に市内草刈り業者を斡旋しました。</li> <li>・市民からの近隣地で繁茂する雑草への苦情に対応し、現地を確認の上、地権者に草刈りを督促しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き夏期に空地の地権者に対する草刈りの依頼文書を送るなど、適切な管理を指導します。</li> </ul>
	農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りの指導を継続します。</li> </ul>
枯草時、防火の点から所有者に対して適切な管理を指導します。	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯草時、防火の点から所有者に対して適切な管理を文書で指導しました。(248件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯草時、防火の点から所有者に対して適切な管理の指導を継続します。</li> </ul>

## 基本目標 2 身近な自然と地域資源を大切にすまち

### 2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。

環境指標の状況は平成 16 年度実績とおおむね同程度で推移しています。昨年度は「緑の基本計画」を策定しました。今後は、「緑の風につつまれるふるさと・流山」を目指して取組を進めていくこととなります。流山市の緑をより価値の高いものとするため、市民や事業者のみならずととも、緑化等を推進します。

表 5-4 環境指標④

項目	平成 16 年度実績	平成 17 年度実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
自然環境に配慮した河川整備延長 (km)	20.7	20.7	22.0	河川課算定
生態系に配慮した道路整備延長 (km)	32.0	32.5	32.8	道路建設課算定
緑等の自然環境の豊かさを実感している市民の割合 (%)	69.6	69.6	70.0	施策目標値
緑被率 <sup>6</sup> (%)	42.2(H15)	42.2(H15)	35.0(H31)	緑の基本計画
緑地率 <sup>7</sup> (%)	13.6(H15)	13.6(H15)	20.0(H31)	
一人あたりの都市公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	5.2(H15)	5.2(H15)	10.0(H31)	

#### 2-1-1 河川や小川など、身近な自然とのふれあいの場の確保

- ◆ 自然環境に配慮した河川整備を進めます。…………… 河川課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
大堀川、宮園調整池を自然環境に配慮した形で整備します。	河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市街地地区(都市再生機構施行)において、大堀川を環境資源として利用した整備を進められました。</li> <li>・宮園調整池にクリーンローターを設置し、水質浄化に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き新市街地地区の大堀川で環境資源として利用した整備を進めます。</li> <li>・その上流の市管理部分については、浸水対策としての整備を緊急に実施します。</li> <li>・宮園調整池については、地元の意見を聞きながらその修景等のあり方について検討します。</li> </ul>

6 緑被率：市域に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹林地、草地、田畑、水面など緑に覆われた土地を指します。

7 緑地率：市域に占める緑地の割合。緑地とは、都市公園、公共施設緑地、地域制緑地（生産緑地地区）などを指します。

◆ 魚や昆虫、水鳥などが生息できるよう水域や水辺の保全・再生に努めます。

..... 環境保全課、公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
動植物生息生育調査について検討します。	環境保全課	・環境団体と連携して、オオタカやホタルの生態系調査を検討しました。	・引き続き環境団体と連携して、オオタカやホタルの生態系調査を検討します。
斜面樹林、民間緑地の保全策を整備、拡充します。促進策としてボランティアによる保全活動を推進します。	公園緑地課	・「仮称ふるさと緑の会準備会」を開催しました。	・ふるさと緑の会準備会を設立します。

◆ 自然とふれあうマナーについての啓発や、ふれあい方の調査・研究活動を進めます。

..... 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
リサイクルプラザ・プラザ館、公民館等において、自然環境にふれあう活動を進めます。	環境保全課	・公民館と環境団体共催の農業体験講座(米、野菜づくり)を後援しました。	・引き続き公民館と環境団体共催の農業体験講座(米、野菜づくり)を後援します。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を会場に、環境団体との共催で実施する環境シンポジウムの中で、自然観察会(野鳥、植物の2コースを設定)を実施します。

2-1-2 斜面林、里地里山や野馬土手などの保全

◆ 地域の歴史・文化的資源などとこれらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。

..... 商工課、環境保全課、公園緑地課、生涯学習課、博物館

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
野馬土手、社寺林、利根運河などの内容や歴史を明らかにして市民に知らせ、保全する必要性を啓発します。	商工課	・利根運河を活用した観光地づくり推進事業(花の回廊植栽、散策路整備等)を実施しました。	・利根運河について、昨年までの事業の成果を活用して、PRに努めていきます。
	環境保全課	・環境団体主催の「利根運河写撮るウォーク」を後援、行事開催のPRに協力しました。	・環境団体が利根運河の植物調査を実施して発刊した「利根運河の花ごよみ」の啓発に協力します。 ・環境シンポジウムのパネル展示会において、利根運河の生態系について啓発します。
	公園緑地課		・市制施行40周年記念事業として利根運河に桜を植えることにより、緑の大切さを理解してもらうとともに緑の保全推進を図ります。(利根運河桜植栽事業)
流山の過去の自然環境や自然と共生してきた過去の人々の暮らしをとりあげた展示会を開催したり、図書の刊行を行います。	博物館	・博物館で企画展「ちょっと昔の暮らし」を開催し、自然と共生してきた暮らしについても紹介しました。(平成17年10月1日～11月27日)	・博物館で市制40周年記念企画展「流山市の歩みと未来」を開催し、かつて森や田畑が広がっていた風景なども紹介します。

### 2-1-3 地域の生態系に配慮した環境整備事業の実施

- ◆ 生態系に配慮した、道路などの施設整備に努めます。..... 公園緑地課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
多自然型の河川改修がなされた富士川の河川残地2か所をポケットパークとして整備し、花畑を育成して河沿いの散策の興趣を加えるとともに休憩スポットとして活用します。	公園緑地課		・富士川環境整備事業については平成 21 年度以降に実施予定です。
里道 <sup>8</sup> などの道路については、立地環境や住民の需要に応じ歩行者の散策等を主眼とした形態で整備を行う選択を加えます。	道路管理課		・生活道路として使用されている里道については、利用状況に応じて順次整備します。
道路整備にあたっては、可能な限り植栽を取り入れた整備を推進し、大気汚染防止対策、地球温暖化防止に努めます。	道路建設課	・都市計画道路 3.4.31 木南流山線道路改良事業における街路樹の整備を行いました。 ・南流山駅前広場の整備(南北)において植栽を行いました。	・都市計画道路 3.5.22 東深井市野谷線道路改良事業において街路樹を整備します。(総延長 600m)
歩道部の道路舗装にあたっては透水性舗装を施工することにより、大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好な状態に保持させます。	道路建設課	・歩道整備にあたって透水性舗装を施工しました。(都市計画道路 3.4.31.東深井区画 6 号線)	・歩道整備にあたって透水性舗装を施工します。(江戸川台小学校前歩道、都市計画道路 3.5.22)

- ◆ 緑や水の連続性に配慮した、動植物の生息・生育環境の保全・創出に努めます。

..... 環境保全課、公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
絶滅危惧種 <sup>9</sup> オオタカが営巣する森の主要部を県立市野谷の森公園としてNPO や市民と協働して保全します。	環境保全課	・オオタカの保全活動を進めている環境団体を通じて、オオタカの情報を収集しました。	・引き続きオオタカの保全活動を進めている環境団体を通じて、オオタカの情報を収集します。 ・オオタカをテーマにした講演を環境シンポジウムで実施します。
	公園緑地課		・県立市野谷の森公園の整備事業費の一部を流山市が負担します。(県立市野谷の森公園整備事業負担金)
斜面樹林、民間緑地の保全策の推進と拡充を行います。	公園緑地課	・「仮称ふるさと緑の会準備会」を開催しました。	・ふるさと緑の会準備会を設立します。



8 里道(りどう): 高速道路、国道、県道又は市道以外の道路法の適用のないその他の認定外道路のひとつで、公図上に表示されている赤道(あかみち)などとも呼ばれます。

9 絶滅危惧種: 乱獲、密猟、環境破壊、生態系の破壊、異常気象などさまざまな理由によって絶滅のおそれが高い野生生物の種のことをいいます。我が国の絶滅のおそれが高い野生生物を環境省がレッドリストとして公表しているほか、千葉県でも同様にレッドデータブックを作成しています。

## 2-1-4 社寺林や屋敷林など、まとまった緑の保全と活用

- ◆ 市内のまとまった緑を守るため、里地里山などの保全について市民の意識啓発をします。

..... 環境保全課、公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
基金を積み立てて公園緑地の買取り等に備えるとともに、緑化推進の普及啓発を図ります。	公園緑地課	・緑豊かなふるさと流山を実現するため、公園や緑地の整備等に要する費用を「緑の基金制度」(昭和61年12月設立)で積み立てました。(平成17年度末積立金91,082,718円)	・引き続き借地公園等の買取りに備えるとともに、緑化推進事業の充実に当てるため、緑の基金制度での積み立てを行います。
利根運河堤防に桜を植栽して緑の大切さを理解してもらうとともに、緑の保全について推進を図ります。	環境保全課	・利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援しました。	・引き続き利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援します。
	公園緑地課		・市政40周年の記念事業の一環として、市民参加による桜植栽事業を実施します。

- ◆ 地域の自然や歴史・文化とのふれあいの場の提供を進めます。

..... 環境保全課、公園緑地課、生涯学習課、博物館

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
野馬土手、社寺林、利根運河などにおいて、地域の特性を生かした自然環境へのふれあいを提供します。	環境保全課	・環境団体主催の「利根運河写撮るウォーク」を後援、行事開催のPRに協力しました。	・環境団体が利根運河の植物調査を実施して発刊した「利根運河の花ごよみ」の啓発に協力します。
	公園緑地課		・市制施行40周年記念事業として利根運河に桜を植えることにより、緑の大切さを理解してもらうとともに緑の保全推進を図ります。(利根運河桜植栽事業)
(再掲)野馬土手、社寺林、利根運河などの内容や歴史を明らかにして市民に知らせ、保全する必要性を啓発します。	環境保全課	・環境団体主催の「利根運河写撮るウォーク」を後援、行事開催のPRに協力しました。	・環境団体が利根運河の植物調査を実施して発刊した「利根運河の花ごよみ」の啓発に協力します。
	公園緑地課		・市制施行40周年記念事業として利根運河に桜を植えることにより、緑の大切さを理解してもらうとともに緑の保全推進を図ります。(利根運河桜植栽事業)
(再掲)流山の過去の自然環境や自然と共生してきた過去の人々の暮らしをとりあげた展示会を開催したり、図書の刊行を行います。	博物館	・流山市立博物館で企画展「ちよつと昔の暮らし」を開催し、自然と共生してきた暮らしについても紹介しました。(平成17年10月1日～11月27日)	・博物館で市制40周年記念企画展「流山市の歩みと未来」を開催し、かつて森や田畑が広がっていた風景なども紹介します。



## 2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。

平成 17 年度は都市景観形成基本計画を作ることはもとより、景観行政団体となるための協議等を進めてきました。今後は、景観行政団体として景観条例を制定し、主体的に本市の景観形成を行うことができるようになります。市民の皆さんの協力を得ながらこれらの取組を進めることによって、環境指標に関する目標を達成することができるように考えると考えられます。

表 5-5 環境指標⑤

項目	平成 16 年度実績	平成 17 年度実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
街路樹整備延長 (km)	28.1	29.1	31.8	市総合計画(実施計画)
緑道整備延長 (km)	0	0.12	0.36	
山林借り上げ面積(か所数) (ha)	20ヶ所 13.6ha	18ヶ所 12.6ha	22ヶ所 14.1ha	
緑化ボランティア参加者数 (人)	0	112	300	

### 2-2-1 街並みの特徴づける街路樹整備の推進

◆ 植樹帯や街路樹の整備をはじめ、沿道空間の整備を図り、緑豊かな都市空間の創出を推進します。  
 …………… まちづくり推進課、西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所、公園緑地課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
枯損した街路樹を撤去して新たに植栽することにより、都市の代表的な緑として景観を保ちます。	公園緑地課	・鱈ヶ崎地先他7箇所にエンジュ等を植栽して、市街地の緑である街路樹による快適な都市空間を創出しました。(街路樹整備事業)	・引き続き「都市の緑軸」として都市計画道路等への街路樹植栽を行います。
西平井・鱈ヶ崎地区区画整理地区のイメージを形成する施設として配置される幅7mの流水緑道の整備工事を実施します。	西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所	・一部、整備工事を実施(公園緑地課)しました。(緑道総延長360mのうち、約120mが完成;西平井・鱈ヶ崎地区緑道整備事業)	・残る緑道については、周辺整備にあわせ平成20年度以降に整備します。(公園緑地課)
大堀川左岸の北千葉導水管理設上部の平場に桜並木を整備し、風致の向上を図るとともに整備済の柏市区間と合わせ、一帯を桜の名所とします。	公園緑地課		・大堀川桜並木整備事業は、平成21年度以降に実施する予定です。
「宅鉄法 <sup>10</sup> 」に基づき、当地域の既存緑地を活用した良好な居住環境を有する住宅地として整備し、公共施設の整備改善とともに宅地の利用増進を図ります。	まちづくり推進課	・つくばエクスプレス沿線整備4地区 <sup>11</sup> において、良好な居住環境を有する住宅地を整備する土地区画整理事業を推進しました。	・引き続き、つくばエクスプレス沿線整備4地区において、良好な居住環境を有する住宅地を整備する土地区画整理事業を推進します。
幹線道路の整備においては、街路樹等の植栽を配し、景観の向上等うるおいのある道路空間の形成を図ります。	道路建設課	・都市計画道路 3.4.31 木南流山線道路改良事業における街路樹の整備を行いました。 ・南流山駅前広場の整備(南北)において植栽を行いました。	・都市計画道路 3.5.22 東深井市野谷線道路改良事業において街路樹を整備します。(総延長600m)
道路の整備にあたっては、歩道等の幅員確保を図りつつ、可能な範囲で街路樹の整備を推進します。	道路建設課	・都市計画道路 3.4.31 木南流山線道路改良事業における街路樹の整備を行いました。 ・南流山駅前広場の整備(南北)において植栽を行いました。	・都市計画道路 3.5.22 東深井市野谷線道路改良事業において街路樹を整備します。(総延長600m)

10 宅鉄法：都市計画に関する法律の一つで、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」の略称です。首都圏等の大都市地域において、土地区画整理事業における鉄道用地の集約換地を可能にする等の特別措置を行い、大量の住宅地の円滑な供給を目的に制定された法律であり、つくばエクスプレスはこの法律に基づいて建設されました。

11 つくばエクスプレス沿線整備4地区：宅鉄法に基づき行われる「一体型特定土地区画整理事業」で木地区、西平井・鱈ヶ崎地区、運動公園周辺地区、新市街地地区の4つの地区です。

### 2-2-2 市民の森や都市公園整備の推進及び公園などへの市民の維持管理の参加

- ◆ 地域住民との連携協力により、市民の森や地域の特色のある公園づくりを推進します。

..... 公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
個人の所有する山林を市民の森として市が借りて、下草刈り等をして市民が散策できるように整備します。	公園緑地課	・市民の森として18か所、12.6haを借り上げるとともに、それらの除草、清掃、安全点検を行いました。	・引き続き市民の森として市が借りるとともに、適正な維持管理を行います。

### 2-2-3 市街地における緑の創出及び良好な住宅地景観の確保

- ◆ 自治会管理の花壇に草花の配布や緑化に関する講習会の開催、ガーデニングコンテストなど、緑化意識の啓発を推進します。..... 公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
ガーデニングコンテストをすることなどにより、緑の大切さを理解してもらうとともに緑化の推進を図ります。	公園緑地課	・第4回ガーデニングコンテストを、7月11日から22日まで市役所市民ギャラリーで開催しました。ガーデン部門、ポケットガーデン部門、緑の街並み部門の3部門で合わせて、61点の作品を展示しました。	・引き続き第5回ガーデニングコンテストを開催します。

### 2-2-4 新しい市街地における市民と協働した緑地整備の推進

- ◆ 地域特性を活かした景観形成に努めるため、景観形成に関する市民活動への支援や啓発を推進します。..... 都市計画課、まちづくり推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
景観法に基づく景観行政団体 <sup>12</sup> へ移行したうえで、景観計画の策定及び景観条例を定め、地域特性を活かした景観形成に努めるとともに、景観に関するNPOや市民団体への活動の支援等景観形成の推進を図ります。	都市計画課	・景観形成に関する取り組みとして、景観形成基本計画の策定に際し、市民協議会を中心に議論を重ねるとともに、シンポジウムを開催し広く市民へ周知理解を求める活動を実施しました。	・流山市都市景観形成基本計画を平成18年4月に策定します。 ・千葉県から景観行政団体に係る同意を取得し、景観行政団体となります。 ・景観計画及び景観条例の策定を推進します。
	まちづくり推進課		・つくばエクスプレス沿線整備4地区の地権者を対象に、景観計画に関する説明を行い、理解及び協力を得る予定です。

12 景観行政団体：景観法（平成16年法律第110号）第7条に基づき、政令指定都市、中核市、県及び県知事との協議により同意を得た市町村をいい、景観計画の策定や景観協定の締結、景観整備機構の指定等の事務を行うことができます。

- ◆ ヒートアイランド現象を緩和する緑化によるまちづくり「グリーンチェーン戦略<sup>13</sup>」を推進します。  
 ..... まちづくり推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
各開発について緑化の量と質に関する評価を行い、優良事業に認証マークを発行する事業認証制度「緑の価値指標」を導入することにより、緑（グリーン）の価値を連鎖（チェーン）させることで規模を広げ、質的发展につなげます。	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年9月に市長が「流山グリーンチェーン戦略」を公表し、この考えに賛同をいただいた企業等により同年10月に「流山グリーンチェーン戦略研究会」が発足しました。その後、同研究会において5回にわたり方法論等について議論しました。</li> <li>つくばエクスプレス沿線整備4地区の地権者向けに「流山グリーンチェーン戦略」の説明会を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月から「流山市グリーンチェーン認定制度」を運用開始し、7月に第1号の認定をします。</li> <li>「グリーンチェーン戦略推進方策に関する調査業務委託」を発注し、江戸川大学の協力を得て熱環境現況調査等を実施します。</li> <li>環境省（水・大気環境局大気保全課大気生活環境室）からの委託事業として「都市内の緑による熱環境改善効果調査検討委託業務」を実施します。</li> </ul>

### 2-2-5 歴史・文化を感じさせる地域資源の保全と活用

- ◆ 良好な景観の維持、保全、創出を図るための対策を進めます。..... 都市計画課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市全体の景観のあるべき姿と実現するための具体的な景観形成の方針を示す都市景観形成基本計画を策定します。	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成基本計画の策定に際し、市民協議会を中心に議論を重ねるとともに、シンポジウムの開催（11月）及び素案縦覧（3月）による意見聴取を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流山市都市景観形成基本計画を平成18年4月に発刊します。</li> </ul>
景観法に基づき、千葉県との同意を得て、本市が景観行政団体となることにより、景観計画の策定及び景観条例を制定し、良好な景観の保全及び形成に努めます。	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観行政団体への移行に係る千葉県との協議を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県から景観行政団体に係る同意を取得し、景観行政団体となります。</li> <li>景観計画及び景観条例の策定を推進します。</li> </ul>

13 流山グリーンチェーン戦略：本市の豊かな緑を資産として、価値を高め、つなげることによって、本市の都市価値の向上、活性化、官民のコラボレーション、経済的価値の向上を図るものです。

◆ 郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などを保全し、その活用を推進します。

..... 企画政策課、都市計画課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
歴史的財産である利根運河の水辺及び潜在的な魅力や新たな観光資源の可能性について関係者と協議し、首都圏域から注目される特色ある観光スポットを提供していくための土地利用計画を検討します。	企画政策課		・「運河の森調査事業」を実施し、自然を活かした観光資源としての土地利用計画を検討します。
新川耕地の特性を活かした新たな産業・健康・交流の拠点となる土地の利活用及び整備手法等について産学官協働プロジェクトで検討し、その具体化を目指します。	企画政策課	・千葉大学や地元の産業界を含む「新川耕地有効活用の策定に係る検討幹事会」を組織し、新川耕地の具現化に向けた調査・研究を実施しました。(平成17年度担当課:マーケティング課)	・引き続き同検討幹事会において新川耕地有効活用の具現化に向けた調査・研究を実施します。
郷土景観や歴史的建造物を調査し、文化財の登録や指定制度、文化財マップの利用により、その保全や活用に努めます。	都市計画課	・本市の郷土を代表する景観を明らかにし、その保全や形成に取り組むための指針となる景観形成基本計画の策定を市民参加により実施しました。	・流山市都市景観形成基本計画を平成18年4月に発刊します。
	生涯学習課	・三輪野山第2及び西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を進めました。 ・国登録文化財の新川屋店舗の保存修理工事に際して現地見学会を実施し、建造物の構造や修理方法について、理解を深めました。	・引き続き市内の文化財や発掘調査の成果を広く市民に公開するため、文化財マップの販売、出土品の展示、発掘現場説明会等を行います。 ・埋蔵文化財発掘調査により調査した成果を整理して、報告書として刊行します。
三輪野山貝塚の貝層部分を保存して公園とし、周辺の発掘調査、貝層のレーダー探査、道路状遺構の調査などの成果と合わせて広く市民に公開します。	生涯学習課	・三輪野山で北浦遺跡等6か所について、発掘調査を実施しました。 ・市立博物館を会場に「発掘でたどる流山の歴史」を開催し、出土した遺物等を展示しました。	・引き続き三輪野山貝塚の調査を行います。 ・地下の貝層をレーダーで探知します。

2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。

平成17年度の環境指標の状況は、学校給食での利用量が平成16年度と同程度でしたが、遊休農地の有効利用の割合は減少しました。地産地消の一層の推進とともに、本年度は遊休農地に係る有効活用を促進することが必要です。

表 5-6 環境指標⑥

項目	平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
学校給食での利用量 (kg)	14,051	14,860	15,285	学校教育課算定
遊休農地面積有効利用割合 (%)	78.8	66.5	80.0	施策目標値:(市民農園、保全管理面積/遊休荒廃農地面積)

### 2-3-1 地元農産物の減農薬・減化学肥料化の推進と販売促進

- ◆ 減農薬、減化学肥料など、環境への負荷の軽減にも配慮した農業を推進します。……………農政課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
効率的かつ効果的な農薬や化学肥料の使用について啓発に努め、環境にやさしい農業の推進を関係機関と連携して推進します。	農政課	・農作物の安全性に対する消費者の関心の高さを踏まえ、農薬の適正使用推進のため、生産履歴記録簿を作成し、全農家に配付しました。	・本年から導入されたポジティブリスト制度 <sup>14</sup> に基づき、関係機関と連携して生産履歴記録簿への記帳啓発活動を実施します。

### 2-3-2 地元農産物の地産地消<sup>15</sup>システムの推進

- ◆ 地元農産物を積極的に使用する地産地消システムづくりを推進します。……………農政課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
都市住民や他業種との交流を促進することにより、農業への理解を求め、相互協力による地産地消、販路拡大を推進することにより、本市農業の活性化と維持発展を図ります。	農政課	・地産地消推進のため、直売農家等に対し直売所の表示看板を製作し、配付しました。	・直売イベント等の開催時に使用するPR用テントを導入します。

- ◆ 学校給食での地元農産物の利用を推進します。……………農政課、学校教育課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
地産地消の観点から、収穫時期にあわせた市内産米の導入を促進するほか、地元農作物を学校給食に取り入れてもらうよう、働きかけをしていきます。	農政課 学校教育課	・10月に市内全小・中学校の学校給食に市内産コシヒカリを使用しました。	・引き続き10月に市内産コシヒカリを使用します。

### 2-3-3 市民農園、学童農園等の整備推進及び農業者と消費者との交流の推進

- ◆ 遊休農地を活用した市民農園や観光農園等の設置を推進します。……………農政課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
特定農地貸付法 <sup>16</sup> の改正に基づき、遊休農地所有者に対して市民農園の開設を推進します。	農政課	・遊休農地の複数の所有者に対し、市民農園(体験農園)開設の説明会を実施しました。	・説明会を行った遊休農地所有者に対し、市民農園(体験農園)開設を促進します。

- ◆ 農地の保安全管理に努めます。……………農政課、農業委員会

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
NPO 法人の協力を得て、遊休農地にコスモス等の景観形成作物を付けることにより、農地の荒廃化を防ぎます。	農政課	・NPO 法人の協力により、新川耕地内の遊休農地に、コスモスを播種することにより、地域の良好な景観形成が図られました。	・引き続き NPO 法人の協力により、新川耕地内の遊休農地に、コスモス等を播種することにより、農地の荒廃化を防ぎます。
雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈を指導します。	農業委員会	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。	・引き続き雑草が繁茂している農地の所有者に対して、草刈りを指導します。

14 ポジティブリスト制度：食品への農薬残留については、食品衛生法により残留基準が設定されています。ポジティブリスト制度とは、国内外で使用される農薬のほとんどすべてについて残留基準が設定され、基準を超える農薬の販売等を禁止する制度です。

15 地産地消：地域で生産された産物を、その地域で消費することをいう考え方や取組のことをいいます。消費者の食の安全、安心志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。

16 特定農地貸付法：特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）の略。地方公共団体等が行う特定農地貸付けに関して定めており、市民農園等の開設の根拠となる法令です。

## 基本目標 3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり

### 3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。

本市では、つくばエクスプレスの開業に伴い公共交通体系の再整備を行っているところです。これに伴い道路交通量は増加の傾向にあることから、今後公共交通機関の利用者数も増加すると考えられます。

表 5-7 環境指標⑦

項目		平成 16 年度実績	平成 17 年度実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
公共交通機関利用者数 (再掲)	鉄道 (万人)	2,056(H15)	2,043(H16)	2,500	総合都市交通策定調査目標値
	ぐリーンバス (千人)	-	51	500	流山市公共交通体系策定調査(H16)
低公害車保有台数(公用車) (台)		2	4	5	管財課算定
道路交通量(市内主要幹線7路線の合計) (台/日)		123,051	120,173	115,668	環境保全課算定
駐輪場の登録者数(財団、民間を含む) (人)		22,477	22,259	24,935	生活安全課算定

#### 3-1-1 自動車をできるだけ使わないまちづくりと低公害車の普及啓発

- ◆ ノーカーデーの啓発を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用、徒歩などを促進します。  
..... 環境保全課、都市計画課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
つくばエクスプレスの3駅を中心に路線バスの充実を促し、市民の交通利便を図ります。	都市計画課	・つくばエクスプレス開業にあわせ、鉄道駅を中心とした路線バスの新設・再編を実施しました。	・バス走行環境の改善やバス運行時間帯の拡大等、公共交通機関への利用転換を推進します。
大気汚染防止等の観点から、公用車の使用を抑制します。	環境保全課	・大気汚染防止のための冬期対策として、公用車の使用抑制を実施しました。 ・ストップ温暖化！ながれやま計画の中で、市民、業者の行動内容に公共交通機関の積極的な利用を位置づけました。	・ストップ温暖化！ながれやま計画のホームページでの紹介、概要版・リーフレットの配布をもとに温暖化対策の行動の一つとして啓発します。 ・大気汚染防止のための冬期対策として、公用車の使用抑制を実施します。



◆ 公用車への低公害車の導入を率先して行い、市民、事業者への導入を促進します。

..... 管財課、商工課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
自動車の排気ガスによる大気汚染を削減するため、低公害車を導入します。	管財課	・天然ガス車を2台導入(新規導入車両 14 台中)するとともに、市庁舎内にガス供給施設を整備しました。	・引き続き低公害車の導入について検討します。
低公害車導入補助制度について広報し、導入を促進します。	環境保全課	・低公害車に関するパンフレット等を窓口で配布しました。	・低公害車に関する情報をホームページやパンフレットで提供し、PRします。
グリーン購入計画を策定し、導入の目標を設定して計画的に導入を図るとともに、導入率を公表します。	管財課	・低公害車新規導入率が約 14%となりました。	・計画的に低公害車の導入を進めます。
	環境保全課	・グリーン購入の導入方法の検討及び情報収集を開始しました。	・引き続き、導入方法の検討及び先進事例の調査、研究を実施します。
市内事業者に対し、関係機関と連携して啓発を行います。	商工課		・国・県及び関係団体からのパンフレット配布依頼等に基づき必要に応じて、商工会等の関係機関と連携し、対応します。

3-1-2 誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の確保

◆ 歩行者にやさしい道路整備事業を推進します。

..... 都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
交通バリアフリー基本構想における特定事業計画の推進と実施計画に位置づけられている「あんしん歩行エリア整備事業」、「バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業」により、歩道の拡幅、段差の解消を図り、歩行者にやさしい道路整備を進めます。	まちづくり推進課	・つくばエクスプレス沿線整備 4 地区の中で、歩行者にやさしい道路整備を実施しました。	・引き続きつくばエクスプレス沿線整備 4 地区の中で、歩行者にやさしい道路整備を実施します。
	道路管理課	・歩道補修工事の実施に合わせ、交差点 1 箇所の段差を解消しました。	・歩道補修工事に際し、段差解消を必要に応じて対応します。
	道路建設課	・南流山駅前広場の整備(南北)に当ってバリアフリー化を図りました。	・江戸川台東地区において、江戸川台小学校正門前の歩道の拡幅整備を行います。 ・引き続き南流山地区において、歩道の拡幅・段差解消、バリアフリー化を進めます。(バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業)
交通バリアフリー基本構想を策定します。	都市計画課	・市内の5駅を対象とした「流山市交通バリアフリー基本構想」策定に向け、策定に係る事項を審議するための組織として流山市交通バリアフリー基本構想策定委員会を設置(公共交通事業者、千葉県公安委員会、市民等 21 名を委員に委任)しました。 ・策定委員会による検討や公募市民などによる市民研究会による点検調査の結果等を踏まえ、本基本構想を作成しました。	・「流山市交通バリアフリー基本構想」に基づき、事業者が、重点整備地区(南流山地区、江戸川台地区)における特定事業計画を作成します。

◆ 防犯に配慮した街路整備を検討します。... 生活安全課、まちづくり推進課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
自治会が設置する防犯灯の経費の一部を補助します。	生活安全課	・17年度は、687灯について、設置費補助を実施しました。(防犯灯設置費補助事業)	・引き続き、防犯灯の設置費補助を実施します。(998灯予定)
通学路等における犯罪を未然に防止するため、市で直接防犯灯を設置し、維持管理を地域自治会に移管して通学路の安全を図ります。	生活安全課	・17年度は通学路において、21灯の防犯灯を設置し、維持管理を自治会に移管しました。	・引き続き、通学路において、防犯灯を設置します。(90灯予定)
街路灯を設置します。	道路管理課	・17年度は、街路灯5基を設置しました。	・引き続き、街路灯7基を設置します。
道路整備事業において、交通安全対策として、交差点、曲線部に道路照明を設置することで、防犯対策にも役立てます。	まちづくり推進課	・つくばエクスプレス沿線整備4地区の中で、必要な箇所に道路照明を設置しました。	・引き続き、つくばエクスプレス沿線整備4地区の中で、必要な箇所に道路照明を設置します。
	道路建設課	・都市計画道路 3.4.31(木南流山道路)整備において道路照明灯を設置しました。(2本)	・都市計画道路 3.5.22(東深井・市野谷線)整備で道路照明灯を設置します。(3本予定)

3-1-3 交通渋滞の緩和や大気汚染、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の軽減

◆ 交通マナーや安全運転に関する指導、啓発を推進します。..... 生活安全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
主に年4回の交通安全運動期間に重点を置き、飲酒運転の追放や悪質、危険な運転の防止等について、各関係団体と街頭キャンペーン等を実施し、運転者の意識高揚を図ります。	生活安全課	・交通安全キャンペーンを開催しました。 ・シートベルト着用推進キャンペーンを開催しました。 ・自転車安全利用推進運動を実施しました。 ・交通安全クリスマスコンサートを開催しました。	・各種団体と連携を図り交通事故防止のための街頭キャンペーン等を継続して実施します。
幼稚園や小学校等で交通安全教室を開催します。	生活安全課	・17年度は交通安全教室を55回開催しました。(5,054人参加)	・引き続き、交通安全教室を開催します。
自転車利用者の運転マナー向上の指導・啓発を行います。	生活安全課	・毎月15日の自転車安全の日に駅前等で指導、啓発を実施しました。	・引き続き、毎月15日の自転車安全の日に駅前等で指導、啓発を実施します。

### 3-1-4 公共交通機関の利用を促進するシステムの構築

- ◆ 市民が利用しやすい公共交通体系を整備します。…………… 都市計画課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
つくばエクスプレス市内3駅を中心に路線バスの運行を促進します。	都市計画課	・つくばエクスプレス開業にあわせ、鉄道駅を中心とした路線バスの新設・再編を実施しました。	・バス走行環境の改善やバス運行時間帯の拡大等、公共交通機関への利用転換を推進します。
公共交通不便地区で人口が集中し、バスの需要が見込まれる地域へタウンバスを導入します。	都市計画課	・つくばエクスプレス開業に関連して2年間の実証実験として3地区（江戸川台西ルート、江戸川台東ルート、松ヶ丘ルート）にタウンバスを導入しました。 ・タウンバスは名称を「流山グリーンバス」とし、市が事業主体となってバス事業者が国の認可を受けて運行を行う路線バスで、運行経費の赤字分は市が補填します。実証実験結果を踏まえ、本格導入に向けて利用状況を評価し効果を検証します。 ・平成17年度は11月からの運行で3地区を合わせて51,449人が利用しました。	・3地区での運行を継続するとともに、新たに西初石ルートをタウンバス運行事業計画に基づき導入する計画です。
鉄道については、交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者と協議を行い、駅舎のバリアフリー化などの整備を促進して、利便性の向上を図ります。	都市計画課	・市内5駅のバリアフリー化整備方針に係る事項を審議するため、公共交通事業者、千葉県公安委員会、市民等からなる組織を設置し、提言された素案に基づき「流山市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。	・「流山市交通バリアフリー基本構想」に基づき、事業者が、重点整備地区（南流山地区、江戸川台地区）における特定事業計画を作成します。

### 3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。

大気、騒音、水質に係る環境基準の達成率とクリーンセンター排出ガスは目標を達成することができましたが、道路交通騒音などでは環境基準の超過が見られます。引き続き環境の監視や騒音・振動対策などの取組を進め、より良好な状態を目指します。

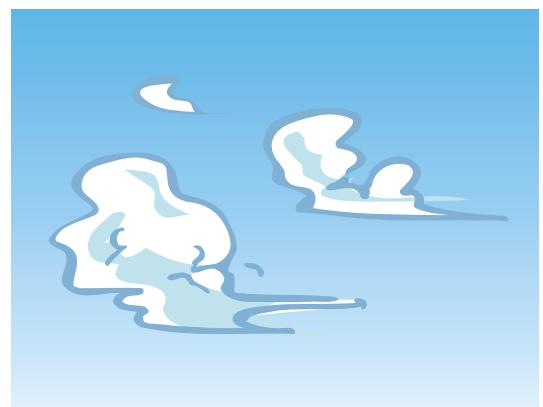
表 5-8 環境指標⑧

項目	平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
環境基準の達成率 (%)	64.9	70	70.0	施策目標値(但し、大気、水質、騒音、振動を含む値)
クリーンセンター排出ガス基準値達成度 (%)	100.0	100.0	100.0	施策目標値

3-2-1 大気環境の簡易測定の普及と情報公開

- ◆ 大気環境や騒音の監視観測を実施し、情報公開などにより大気環境や騒音改善の啓発を行います。  
..... 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
大気汚染の未然防止を図るため、大気の状態を監視します。	環境保全課	・市内の平和台局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定しました。いずれも環境基準を達成しました。	・引き続き、市内の平和台局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定します。
市内主要道路の騒音・振動の状況を把握し、沿道環境の保全を図ります。	環境保全課	・市内 13 箇所で自動車騒音・振動の実態調査を実施しました。 ・また、市内 16 箇所で交通量調査を実施しました。	・引き続き、市内 13 箇所で自動車騒音・振動の実態調査します。 ・引き続き、市内で交通量調査を実施します。(16 箇所予定)
常磐自動車道4局における騒音及び大気の状態を測定し、常磐自動車道周辺の環境対策を図ります。	環境保全課	・常磐自動車道の監視測定局(4局)で騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について測定し、その結果を常磐自動車道環境委員会(年 10 回開催)に報告しました。	・引き続き、常磐自動車道の監視測定局(4局)で騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について測定し、常磐自動車道環境委員会に報告します。
その他必要な大気汚染等の調査を実施します。	環境保全課	・騒音・振動に関する苦情・要望に応じて、9箇所で騒音の測定を行いました。	・引き続き、苦情・要望があれば、それに対して測定を実施します。
光化学スモッグ緊急時に対応するための連絡体制を確保します。	環境保全課	・夏期の光化学スモッグ注意報等の発令に備え、土日を含めて市職員が待機しました。 ・17 年度は、6月に5回、7月に9回、8月に4回、9月に7回の計 25 回の光化学スモッグ注意報が発令されました。発令の際には、関係機関へ連絡し、市民に注意を呼びかけました。	・引き続き、夏期の光化学スモッグ注意報等の発令に備え、土日を含めて市職員が待機し、発令の際には、関係機関への連絡、市民への注意の呼びかけを行います。



◆ 化学物質などの監視観測を行い、市民や事業者へ情報を提供します。

.....環境保全課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
西初石地区及び平方地区の地下水汚染物質除去対策及び地下水の水質、水位調査を実施します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西初石地区で、地下水汚染物質除去対策事業を実施しました。</li> <li>・平方地区では汚染機構に関する調査を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西初石地区で、地下水汚染物質除去対策事業を継続実施します。</li> <li>・平方地区の調査を継続します。</li> </ul>
家庭井戸の地下水調査を実施します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で使用している井戸から 12 箇所を抽出して、水質検査を実施しました。</li> <li>・12 箇所中1箇所で、トリクロロエチレンが検出されたため、飲用しないよう指導しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市内で使用している井戸から抽出して検査を実施します。</li> </ul>
アスベスト・PCB の調査を行い、市民にその情報を提供します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト問題に全庁的に対応するため、市役所内にアスベスト問題対策会議を設置しました。その中で、小中学校を含む市の公共施設におけるアスベストの状況調査とその対応、市民の不安解消のための窓口等の体制整備を図りました。</li> <li>・その内容を、広報紙や市のホームページで公開しました。(第8章参照)</li> <li>・将来の処理に備えて、市の公共施設における PCB を含有する機器の保有数について調査しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、アスベスト問題に対する窓口等において、市民の不安を解消する体制を整えます。</li> <li>・市の公共施設における PCB 含有機器について、処理までの間、安全に保管します。</li> </ul>
	クリーン推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストを含有する家庭用品について、広報紙、ホームページ等でお知らせするとともに、有害廃棄物として収集・運搬、処理体制を整えました。(第8章参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、アスベストを含有する家庭用品とその収集方法等について、パンフレット等でお知らせするとともに、適正処理を行います。</li> </ul>
排ガス基準等を遵守し、施設の適正な運転管理を行うほか、その情報を市民に提供します。	クリーン推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行いました。</li> <li>・排ガスの測定結果は、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表しました。</li> <li>・排ガスの測定結果をクリーンセンター環境保全対策協議会に報告しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行います。</li> <li>・排ガスの測定結果を、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表し、また、クリーンセンター環境保全対策協議会に報告します。</li> </ul>

- ◆ 広報などで、公害に関する情報を発表します。…………… 秘書広報課、環境保全課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
流山市の環境の現状と環境保全の施策や取り組みについて、取りまとめ公表します。	秘書広報課	・広報紙で以下のような環境情報を公表しました。 ①環境行動計画の素案の公表・意見募集(H18.3/1号) ②常磐道・クリーンセンターの環境測定結果を公表	・広報紙で以下のような環境情報を公表します。 ①環境月間の6月に、環境行動計画の公表・環境情報等を公開 ②常磐道・クリーンセンターの環境測定結果を公表
	環境保全課	・広報・ホームページで環境保全に関する啓発や環境測定の結果を公表しました。	・広報・ホームページで環境保全に関する啓発や環境測定の結果を公表します。
(再掲)排ガス基準等を遵守し、施設の適正な運転管理を行うほか、その情報を市民に提供します。	クリーン推進課	・クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行いました。 ・排ガスの測定結果は、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表しました。 ・排ガスの測定結果をクリーンセンター環境保全対策協議会に報告しました。	・引き続き、クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行います。 ・排ガスの測定結果を、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表し、また、クリーンセンター環境保全対策協議会に報告します。

### 3-2-2 騒音・振動・悪臭防止の推進と啓発

- ◆ 工場、事業所などからの排出ガス対策や騒音防止対策を強化し、指導、規制、啓発を推進します。  
…………… 環境保全課、商工課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内特定事業所 <sup>17</sup> の状況把握を進め、適切な指導を行う体制を整備します。	環境保全課	・市内特定事業所の台帳の整理を実施しました。	・市内特定事業所を再度確認し、その内容を適切に把握します。
特に住民からの苦情の多い事業所において、指導を徹底し、改善を図ります。	環境保全課	・住民から苦情のあった事業所に出向いて、その事業者を指導しました。	・引き続き、住民からの苦情のあった場合には、迅速に対応し、事業者を指導します。
工業用地整備計画の中で市内事業所の操業環境を改善できる施策を計画し、市内企業の発展及び地域経済の活性化を図ります。	商工課		・企業の操業環境や適地等について検討します。

- ◆ 公用車のアイドリングストップに努めます。…………… 管財課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
公用車のすべてにアイドリングストップのステッカーを貼付し、その実践に努めます。	管財課	・公用車にアイドリングストップのステッカーを貼付し、実践を徹底しました。	・新規導入の公用車にもステッカーを貼付するとともに、アイドリングストップの実践を徹底します。

- ◆ 市民及び市内の事業所に対してアイドリングストップの普及啓発を促進する。…………… 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
広報等でアイドリングストップの協力を呼びかけます。	環境保全課	・8月1日付けの広報で協力を呼びかけました。	・引き続き、広報で協力を呼びかけます。
ホームページでアイドリングストップ車を紹介します。	環境保全課	・ホームページで啓発を実施しました。	・ホームページで啓発を実施します。

17 特定事業所：騒音規制法及び振動規制法の特定施設を有する工場・事業場を特定事業所といいます。



- ◆ 生活騒音を防止するため、指導、啓発を推進します。……………環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
環境中の音や生活騒音の内容を提供し、指導・啓発を行います。	環境保全課	・住民から苦情のあった個所に向き、事業者等を指導しました。	・住民からの苦情があった場合には、迅速に対応します。

- ◆ 低騒音舗装や防音壁などの設置を推進します。…環境保全課、道路管理課、道路建設課、教育総務課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
常磐道について、地元住民を入れた常磐自動車道環境委員会を引き続き実施し、防音壁などの設置を進めます。	環境保全課	・常磐自動車道環境委員会を原則として毎月開催し、騒音等の状況を報告するとともに、対策の必要性等について、検討しました。	・引き続き、常磐自動車道環境委員会を原則として毎月開催します。
屋内運動場に隣接する都市計画道路からの騒音を防音壁を設置することにより、騒音の緩和につながり、快適な教育環境を提供します。	教育総務課		・学校と連携して、騒音の状況等について検証していきます。
都市計画道路等の幹線道路整備については、地域に応じて低騒音舗装を取り入れた整備を推進します。	道路管理課	・流山 3～8 丁目地先(延長 340m 区間)で低騒音舗装を取り入れた整備を行いました。	・道路補修における現況精査の上、必要に応じて実施します。
	道路建設課		・平成18年度以後で整備を推進します。

### 3-2-3 土壌汚染にかかる情報公開と健康への被害防止

- ◆ 有害化学物質の適正使用と適正処理を指導します。……………環境保全課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
関係機関と連携し、市内で有害化学物質を扱っている事業者に対し、適正処理の指導を行います。	環境保全課		・市内特定事業所の確認作業等をあわせて、適切に指導します。
農業など市で処理できないごみについては、専門業者にその処理を依頼するよう指導します。	クリーン推進課	・農業など市で処理できないごみについては、専門の処理業者へ処理を依頼するよう指導しました。	・引き続き、専門処理業者へ処理を依頼するよう指導します。

### 3-2-4 光害<sup>18</sup>防止の推進と啓発

- ◆ 夜間照明による光害の発生防止、啓発を推進します。……………農政課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
光害の内容を調査し、指導、啓発を行います。	農政課	・開発行為等の事前審査時に光害の発生防止を指導しました。	・引き続き、開発行為等の事前審査時に光害の発生防止を指導します。
	環境保全課	・住民から苦情のあった個所に向き、事業者等を指導しました。	・住民からの苦情があった場合には、迅速に対応します。

18 光害：ひかりが。ネオンや街灯などの人工光によって、水稻等の農作物の生育不良や生活などへの影響が出ることをいいます。夜間必要以上に照明を使うことは、エネルギーの浪費や生活への不快感、動植物への影響を引き起こすなどの問題があります。

### 3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。

下水道普及率をはじめとして、ここに示した環境指標は、目標に向かって着実に進んでいると考えられます。河川や水路の中には汚濁が進んでいる地点があり、これらの改善が今後の課題となります。引き続き下水道の整備を中心に、合併処理浄化槽の普及啓発や水循環の確保のための取組を実行し、良好な水環境の確保に努めます。

表 5-9 環境指標⑨

項目	平成 16 年度実績	平成 17 年度実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
下水道普及率 (%)	57.4	61.3	63.1	施策目標値
合併処理浄化槽設置補助件数 (件)	805	851	1,055	環境保全課算定
環境基準の達成率(再掲) (%)	64.9	70	70.0	施策目標値(但し、大気、水質、騒音、振動を含む値)
湧水整備か所数 (件)	3	3	5	公園緑地課算定

#### 3-3-1 公共下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及

◆ 公共下水道計画区域内では早期の下水道整備を促進し、普及率の向上に努めます。

..... 下水道業務課、下水道建設課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
既成市街地内江戸川左岸流域及び、手賀沼流域内の公共下水道整備を行います。	下水道業務課	・下水道普及員による戸別訪問、アンケート調査など普及促進のための活動等を実施し、水洗化率の向上を図りました。	・引き続き、普及促進のための活動等を実施し、水洗化率の向上を図ります。
	下水道建設課	・既成市街内の約 21ha の区域で公共下水道を整備しました。	・引き続き、既成市街地内の約 25ha の区域で公共下水道を整備します。
つくばエクスプレス沿線地区内の都市基盤施設として、公共下水道汚水管渠の整備を促進します。	下水道建設課	・つくばエクスプレス沿線地区内の約 16ha の区域で公共下水道を整備しました。	・つくばエクスプレス沿線地区内の約 22ha の区域で公共下水道を整備します。

◆ 公共下水道の未整備地区では合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、高規格浄化槽の設置を進めます。……………環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
生活排水系による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に対して設置費の一部を補助します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度は、46基の小型合併処理浄化槽の整備に計14,364千円の補助を行いました。</li> <li>このうち14基は、窒素・りんを併せて除去する高度処理型であり、また、1基は、単独処理浄化槽から転換するもので、これらの事業には補助金の上乗せを行いました。</li> <li>小型合併処理浄化槽設置整備事業により、平成17年度末までに累計で851基が整備されました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用小型合併処理浄化槽補助事業を実施します。</li> </ul>
浄化槽の維持管理の徹底及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替等の啓発に努めます。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型合併処理浄化槽の普及、維持管理の徹底に資するパンフレットを作成し、配布しました。</li> <li>11月の市民まつりで小型合併処理浄化槽の模型を展示するなどし、普及啓発に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、小型合併処理浄化槽の普及、維持管理の徹底に資するパンフレットを作成し、配布します。</li> <li>市民まつりで小型合併処理浄化槽の普及啓発活動を行います。</li> </ul>
自治会等が管理する大型合併処理浄化槽及びその付帯設備の改修等事業に要する経費の一部を補助します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>南柏本州団地自治会が管理する大型合併処理浄化槽を適正に維持管理するため、老朽化が著しい汚泥返送ポンプ等の交換に要した費用の一部を助成し、公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の保全を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、自治会等が管理する大型合併処理浄化槽の改修に要する費用の一部を助成し、公共用水域の防止及び生活環境の保全を図ります。</li> </ul>
水質保全の観点から重点地域を明らかにし、啓発活動等を通じて整備を促進します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年9月に水質保全の観点から、東深井地域等において、浄化槽設置世帯(50世帯;単独処理浄化槽42基、合併処理浄化槽8基)の水質検査を実施し、水質改善のための指導等を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、水質保全の観点から、浄化槽設置世帯の水質検査と水質改善のための指導等を行います。</li> </ul>

◆ し尿処理場の汚泥の処理方法や処理水の再利用について検討します。

..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
今後新たに建設されるし尿処理施設については、有効利用について検討します。	リサイクル推進課 クリーン推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東深井・こうのす台地区の旧清美園には、旧焼却施設(機能停止中)や稼働中のし尿処理施設がありますが、共に老朽化が進んでいることから、その取扱いについて、平成17年10月に流山市廃棄物対策審議会に諮問しました。</li> <li>・その後、4回にわたるご審議をいただき、平成18年2月に、「廃棄物循環型都市づくりを目指す観点から、再整備する施設においては、し尿及び浄化槽汚泥の処理汚泥と市内から発生する剪定枝について、チップ化、堆肥化等による再利用方法を図るための機能を有し、助燃材化による安定的な処理を行う『汚泥再生処理センター(注1)』とすることが適当です。」という内容の答申をいただきました。(第8章参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度の廃棄物対策審議会の答申を踏まえて、し尿処理施設再整備事業を実施します。</li> <li>・このため、まず、旧清美園周辺の環境質調査及び敷地内調査を実施するとともに、再整備の前提となる、ごみ焼却施設解体のための計画策定調査を実施します。</li> </ul>

3-3-2 河川・水路の水質汚濁防止対策と浄化対策の推進

◆ 廃食用油を利用したの石けんづくりを行っています。..... 生活安全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
廃食用油を利用した石けんづくりを通じて、水質汚濁防止に貢献します。	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食用油を利用した石けんづくり講習会を実施し、小学校、自治会、婦人団体等、計 557 人が参加しました。</li> <li>・啓発用粉石けん・固形サンプルを配付しました。(4,261 個)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、廃食用油を利用した石けんづくりを実施し、水質汚濁の防止、リサイクルの推進を図ります。</li> </ul>

- ◆ 河川などの水質測定を実施し、情報公開などによる水質改善の啓発や効果的な水質浄化対策を推進します。…………… 環境保全課、河川課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
公共用水域の水質保全を図るため、河川のBOD等各種の調査を実施します。	環境保全課	・坂川などの市内河川15箇所で、BODなど11項目について、水質調査を行いました。BODでは、15箇所の平均で11.6mg/ℓであり、昨年度(9.1mg/ℓ)と比べて、若干悪化しています。	・引き続き、市内河川において、水質調査を行い、水質の改善状況等を把握します。
	河川課	・市内3箇所の浄化施設等において、週1回程度水量に応じてEM菌培養活性液を投入し、水質浄化対策を推進しました。	・引き続き、市内3箇所の浄化施設等において、適正な管理を行い、水質浄化対策を推進します。
江戸川・坂川清流ルネッサンス計画 <sup>19</sup> の一環として、坂川に流入する名都借都市下水路の水質改善を図るため、水質浄化施設の運転維持管理を行います。	環境保全課	・名都借都市下水路に設置された水質浄化施設の運転管理を行うとともに、千葉県から委託を受けて、野々下水路に設置された水質浄化施設の運転管理を実施しました。	・引き続き、名都借都市下水路水質浄化施設及び野々下水路水質浄化施設(千葉県委託)の運転管理を行います。

- ◆ 水辺周辺の定期的な巡回、清掃を推進します。…………… 環境保全課、河川課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
水路の浚渫を行い、浸水被害の減少や臭気などの環境の向上に努めます。	環境保全課	・河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施しました。	・引き続き、河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施します。
	河川課	・水路等に堆積した土砂等(汚泥)を浚渫し、排水施設の機能回復と河川環境の改善を図りました。 浚渫箇所 30箇所 浚渫土砂等の量 265.5m <sup>3</sup>	・引き続き、市内の水路等に堆積した土砂等(汚泥)の浚渫を促進します。

- ◆ 総合的な水質汚濁防止対策、浄化対策を推進します。…………… 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
本市の良好な水環境の回復を図るため、生活排水等に伴う汚濁負荷の抑制など総合的な水質汚濁防止対策と浄化対策を推進するため、生活排水対策推進計画を策定し、施策を実施します。	環境保全課	・第1期生活排水対策推進計画を見直し、新たな水質改善策を加えた第Ⅱ期生活排水対策推進計画～豊かで清らかな水に親しめるまち・流山～を策定しました。 ・市内大堀川の水が流入する手賀沼について、千葉県及び流域市町村と協力して、手賀沼水質浄化対策を実施しました。	・川の日に合わせて、広報紙に家庭でできる生活排水対策の実践チェックシートを掲載し、啓発します。 ・環境シンポジウムで河川の水質改善に関するパネルを展示し、啓発します。 ・引き続き、市内大堀川の水が流入する手賀沼について、千葉県及び流域の市町村と協力して手賀沼水質浄化対策を実施します。

19 江戸川・坂川清流ルネッサンス計画：江戸川と坂川の清流復活をめざして設立され、本市も構成員となっている「江戸川・坂川清流ルネッサンス協議会」において、江戸川については「安全でおいしい水の実現(水道水質として良質な河川)」、坂川については「魚の住めるきれいな川(流があり、生活に潤いを与える河川)」を水環境改善の目標に掲げて策定した計画です。

注1 汚泥再生処理センターは、環境省交付金対象施設の名称です。

### 3-3-3 健全な水環境を確保するための地下水のかん養や雨水利用の推進

- ◆ 水源かん養機能を持つ農地や森林の保全を推進します。…………… 農政課、環境保全課、公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
斜面緑地、民間緑地の保全策を整備、拡充します。促進策としてボランティアによる保全活動を推進します。	公園緑地課	・「仮称ふるさと緑の会準備会」を開催しました。	・「ふるさと緑の会準備会」を設立します。
	環境保全課	・散乱ごみ等を回収する市民活動を支援しました。	・引き続き、市民活動を支援します。 ・環境シンポジウムの中の、自然観察会において「植物コース」を実施し、森林の保全について啓発します。
	農政課	・休耕田のうち、保安全管理を実施した水田に対する助成を実施しました。	・引き続き、休耕田のうち、保安全管理実施水田に対する助成を実施します。

- ◆ 農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装（歩道）などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。

…………… 道路建設課、河川課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内道路の補修又は改修に際し、排水性舗装の導入並びに歩道の透水性舗装の導入に努めます。	道路建設課	・東深井区画6号線の歩道整備にあたって、透水性舗装を導入しました。	・江戸川台小学校前の歩道整備にあたって、透水性舗装を導入します。
	河川課	・開発指導要綱等に基づき透水性舗装、雨水の貯留、浸透施設の設置を指導します。	・透水性舗装等の設置指導を継続します。

- ◆ 節水に心がけます。…………… 管財課、水道局

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
水の大切さ、限りある貴重な資源であることを認識してもらうため、水道に関するポスターを募集します。	管財課	・市の公共施設で、節水を呼びかけるシールを貼付するなど、啓発活動を実施しました。	・引き続き、啓発活動により節水の徹底を図ります。
	水道局	・小中高校生・一般を対象に啓発ポスターを募集(応募者:小学生326人、中学生57人、計383人)しました。	・17年度啓発ポスター入賞作品を流山電鉄電車内及び水道局庁舎に展示します。 ・引き続き、18年度啓発ポスターを小中学生・一般対象に募集します。(締切日9月8日)

### 3-3-4 湧水の保全

- ◆ 湧水の保全に努めます。…………… 公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
湧水を保全することにより、豊かな自然を実感できる、また、自然豊かな郷土に誇りを持った市民意識の醸成を図ります。	公園緑地課		・下花輪湧水の保全のため、土留め等の工事を実施します。
緑道 <sup>20</sup> の最上流に位置する公園の整備に着手します。湧水源の保全もテーマの1つです。	公園緑地課	・ボランティアの参加により、クリーンセンター前の下花輪湧水の清掃作業とハナショウブ・スイレンの植付けを実施しました。	・下花輪湧水の保全のため、土留め等の工事を実施します。

20 緑道：災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びように配置されます。



# 基本目標 4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり

## 4-1 環境管理システムを構築し、実践する。

ISO14001<sup>21</sup>認証取得事業所の数は、着実に進展し目標を達成していますが、エコアクション 21<sup>22</sup>や認証取得補助件数はいずれも0件と進んでいません。事業所の環境マネジメントシステムの導入に関して、取組を一層強化することが必要です。

表 5-10 環境指標<sup>⑩</sup>

項目	平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
ISO14001 認証取得件数 (件)	3	6(12) ( )内関連事業所含	5	関連事業所としての認証は含まない。
エコアクション 21 認証取得件数 (件)	0	0	10	環境保全課算定
認証取得補助件数 (件)	0	0	4	市総合計画(実施計画)

### 4-1-1 環境管理システムの市自らの実践と、市民監査体制の構築

- ◆ 市の環境管理システムを構築し、実践します。…………… 企画政策課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
流山市が行うすべての事業について、環境保全に取り組むための目標を設定し、その確実な実施を図るための体制作り、手続きについて、平成18年、19年度に調査検討を行い、環境マネジメントシステムの導入を進めます。	企画政策課		・環境管理システムの導入に向け事業担当課の環境保全課と調査・検討を実施します。
	環境保全課	・環境マネジメントシステムの導入方法を検討するため、その情報収集を開始しました。	・引き続き、導入方法を検討する他、先進事例の調査、研究を実施します。

### 4-1-2 事業者の ISO14001 認証取得の奨励及び普及啓発の推進

- ◆ 事業者の ISO14001 認証取得の奨励及び普及啓発の推進に努めます。…… 商工課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内中小企業の経営改善を図るため、国際標準化機構が定める ISO9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズの認証取得を申請する事業所に対し、申請料の一部を助成します。	商工課	・国際標準規格認証取得支援事業補助金を創設し、支援体制を整備しました。(※認証取得(申請)企業なし)	・認証取得予定企業の調査を実施します。
エコアクション21について、自治体イニシアチブの制度の導入により、認証登録を促進することを検討します。	環境保全課	・県等主催のエコアクション 21 の研修会に参加し、制度に関する情報を収集しました。	・商工会と連携して、市内事業所の意向調査を検討します。

21 ISO14001：企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことで、国際標準化機構が国際規格化したもののことをいいます。

22 エコアクション21：広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく制度です。

#### 4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。

市民や事業者の環境保全活動を促進するためには、環境保全活動の支援や参加の促進、環境情報の提供などを促進することが必要です。市民の皆さんにとって魅力ある環境講座の開設など、市民の皆さんが参加しやすい、又は参加したくなるよう取組を進めます。

表 5-11 環境指標⑪

項目	平成 16 年度実績	平成 17 年度実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
ゴミゼロ運動参加者数・江戸川クリーン 作戦参加者数 (人)	49,931	44,515	58,200	環境保全課算定
環境講座参加者数 (人)	374	389	750	

##### 4-2-1 環境マナーとモラル向上の推進

- ◆ 環境マナーやモラルの向上のため、PR に努めます。…………… 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
犬の糞の後始末や動植物の適正管理などのマナーやモラルについて広報などで啓発します。	環境保全課	・広報・ホームページで、犬の登録、予防注射、犬・猫の適正な飼い方等について情報提供し、啓発を行いました。	・引き続き、広報・ホームページで犬・猫等のペットについて適正な管理のための情報を提供し、啓発を行います。

##### 4-2-2 環境保全活動への支援と参加の促進

- ◆ 市民の環境保全活動やイベントを支援し、参加を促します。  
…………… コミュニティ課、環境保全課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市民活動団体公益事業補助を実施し、市民の環境保全活動等を支援します。	コミュニティ課	・新たに、流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱を策定するとともに、18年度事業を募集しました。	・18年度の事業として、応募があった15事業について、第1回流山市民活動団体公益事業補助金公開審査を行い、「市民公益事業」として10事業を採択しました。
各自治会や各種団体の協力を得ながら、ゴミゼロ運動及び江戸川クリーン作戦を展開し、地域の環境美化を推進します。	環境保全課 クリーン推進課	・各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び秋にゴミゼロ運動を展開し、市内の投棄ごみを片付け、地域の環境美化を図りました。 ・春季ゴミゼロ運動には、146団体から延べ22,945人が参加し、約46tのごみを回収しました。 ・5月29日(日)に、周辺自治会や関係団体の協力を得て、江戸川クリーン大作戦を実施しました。今年度は54団体から総数2,175人が参加しました。	・引き続き、各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び夏のゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦を実施し、市内の環境美化を推進します。

環境団体のイベントを支援します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の環境意識の高揚を図るため、市内の環境団体が参加し実施される、環境問題をテーマとした環境シンポジウム等に補助すること等により、支援しました。</li> <li>環境団体主催の各種行事を後援し、PR 等について協力しました。(17年度5行事)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市内の環境団体が参加し実施される環境シンポジウム等に補助すること等により、支援します。</li> <li>引き続き、環境団体が主催する各種事業について、後援、PR 等で協力します。</li> </ul>
	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境団体等の開催する自主講座の開催場所として、リサイクルプラザ・プラザ館を提供するとともに、ホームページでの情報提供を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、環境団体等の開催する自主講座の開催場所として、リサイクルプラザ・プラザ館を提供するとともに、ホームページでの情報提供を実施します。</li> </ul>
各種講座等を通じ、市民参加を促進します。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルプラザ・プラザ館において、生ごみ堆肥作りや紙すき教室など 15 種類のごみ減量に関する講座を延べ 46 回開催し、総計で 460 名の方が参加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館において、ごみ減量に関する講座を開催し、市民の参加を促進します。</li> </ul>

◆ 市民や事業者の環境保全活動に環境アドバイザーなどの指導者を派遣します。

..... 環境保全課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
千葉県環境学習アドバイザー制度 <sup>23</sup> を活用し、指導者の派遣を進めます。	環境保全課		<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県環境学習アドバイザー制度が、市民や事業者による環境保全活動に利用されるよう、PRに努めます。</li> </ul>
市内の環境保全に造詣の深い人を登録する仕組みをつくります。	環境保全課		<ul style="list-style-type: none"> <li>登録制度の事例などについて、調査、研究を行います。</li> </ul>
環境アドバイザーなどの指導者が活動しやすい場を作り、その醸成を進めます。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRしました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRします。</li> <li>リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。</li> </ul>
	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座の開催を継続します。</li> </ul>

23 千葉県環境学習アドバイザー制度：住民団体や市町村等が実施する学習会、研修会などに講師として環境学習アドバイザーを派遣することにより、地域における環境学習を推進し、環境保全に関する知識の普及と環境保全活動を促進することを目的としています。

#### 4-2-3 環境に関する情報の共有・交流の推進

- ◆ 流山市クリーンセンターなどの施設を活用し、市民との情報の共有や交流の推進に努めます。  
..... 環境保全課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
リサイクルプラザ・プラザ館を環境保全活動の拠点として展示コーナーなどを利用し、環境に関する情報を積極的に提供します。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ・プラザ館の展示コーナーにおいて、古タオルで作ったぞうりやペットボトルで作った園芸道具などを展示するとともに、紙やペットボトルのリサイクル工程について紹介したポスター等を展示しました。</li> <li>・展示コーナーにごみ・リサイクル関係、環境保全関係の図書や冊子、ビデオなどを置き、同コーナーに設置したテーブル、いす、テレビ等を使って、自由に閲覧してもらいました。</li> <li>・リサイクルプラザ・プラザ館で、各家庭から出された粗大ごみの中からまだ使える家具と自転車を修理再生し、安価で販売しました。平成17年度は、家具120点、自転車124点を提供しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の展示コーナーにおいて、リサイクル品などを展示するとともに関係の図書や冊子、ビデオなどを充実させ、リサイクル、環境保全に関する情報を提供します。</li> <li>・家具と自転車を修理再生し、販売する事業を継続します。</li> </ul>
市民団体等の活動と交流の場として、施設の利用を推進し、環境保全活動を進めます。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ・プラザ館で地球温暖化防止に関する市民講座などが開催されるなど、市民団体による利用を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市民団体などによるリサイクルプラザ・プラザ館の利用を促進します。</li> </ul>
環境への理解、環境活動への意欲の増進、自発的な活動の促進を図られるように、市、市民、事業者などが情報交流できる場を提供します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRしました。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRします。(再掲)</li> <li>・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。(再掲)</li> </ul>

#### 4-2-4 市・市民・事業者・滞在者の環境保全活動の仕組みづくりとネットワークの構築

- ◆ 市民や事業者、市民団体と市が連携・協力しながら、地域の環境保全活動に取り組むネットワークを進めます。  
..... 環境保全課、公園緑地課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
(再掲)個人の所有する山林を市民の森として市が借りて、下草刈り等をして市民が散策できるように整備をします。	公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の森として18か所、12.6haを借り上げるとともに、それらの除草、清掃、安全点検を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き市民の森として市が借りるとともに、適正な維持管理を行います。</li> </ul>
自然環境の分野で環境団体や庁内関係課と協力して、その保全を図ります。	環境保全課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全を推進する観点から、環境団体等の活動支援と関係課との協力を推進します。</li> </ul>

- ◆ パートナースhip精神に基づき、市、市民、事業者、滞在者がそれぞれ担っている役割に責任を持ち協力しながら市民主導型社会を形成していくことをめざしたルールづくりを行います。

..... 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
平成17年度に取りまとめられた「市民と行政の協働まちづくりのための指針」に基づき、環境保全のための市民活動との協働により、自然環境の保護、野生生物の保護、リサイクル事業、地球温暖化防止などを促進します。	環境保全課		・新たにスタートした市民活動団体公益事業の中で、4団体の活動を支援します。具体的には、自然環境の保護、地球温暖化の防止、河川の水質浄化を市民団体と協働で推進します。

#### 4-3 環境教育・環境学習を推進する。

学校ビオトープ<sup>24</sup>設置数とリサイクルプラザ・プラザ館来場者数は、目標に対して特に良好な状態にあります。環境教育や環境学習の推進は、市民等の環境保全活動の促進に大きな役割を果たすことが期待できるので、引き続き現在の取組を進めていきます。

表 5-12 環境指標⑫

項目	平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
学校ビオトープ設置数 (校)	2	6	23	市総合計画(実施計画)
リサイクルプラザ・プラザ館来場者 (人)	6,511	6,327	6,000	リサイクル推進課算定
人材登録者数 (人)	1	1	5	生涯学習課算定
表彰者数 (人)	2	2	5	環境保全課算定
環境講座参加者数(再掲) (人)	374	389	750	

##### 4-3-1 学校などにおける環境教育の推進

- ◆ 小・中学校での「総合的な学習時間」などを活用して、環境教育の充実を図ります。... 指導課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内小中学校に学校ビオトープを、教員・保護者・児童生徒の手で整備し、自然を見つめる科学の目を育てます。また、流山市の自然を愛する心を育みます。	指導課	・緑と水の環境を大切にする教育を進めるため、南部中学校、流山小学校、東深井小学校、流山北小学校の4校でビオトープを整備しました。 ・これまでの累計で6校の整備が進み、各校で総合学習や環境学習に活用されました。	・18年度は、新たに常盤松中学校、八木北小学校、八木南小学校、東小学校の4校で学校ビオトープを整備します。 ・ビオトープを整備した学校で、環境学習等に活用します。

24 ビオトープ；本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉ですが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。

◆ 環境教育・環境学習に対する支援体制の整備を推進します。

..... 環境保全課、リサイクル推進課、指導課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
環境紙芝居を募集します。	環境保全課		・他の先進自治体における環境紙芝居の作成・活用状況等について調査し、情報を収集します。
環境教育・環境学習に活用できるように、環境基本計画等について小学生版を作成します。	環境保全課		・小学生等を対象にしたわかりやすい環境行動チェックシート(環境家計簿)を作成し、配布します。 ・小学生等への環境教育の先進事例について、情報を収集します。
環境学習活動のシステム化プロジェクトを検討します。	環境保全課		・環境学習の先進事例等について、情報収集します。
	指導課	・流山市内の教職員研修として実施しているワーキンググループ研修の環境教育研究会を2回実施しました。ビオトープづくりのノウハウや活用状況について、情報交換を行いました。	・引き続き、ワーキンググループ研修:環境教育研究会を2回実施します。(5月に1回目実施)
小学生を対象として施設見学会を実施します。	リサイクル推進課	・市内小学4年生全員を対象に、クリーンセンターの施設見学会を開催しました。	・施設見学会を継続実施します。その際、合わせて、ごみの分別リサイクルの大切さについて、説明します。
生涯学習情報「学びガイド」で市役所や大学等で実施する環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介していきます。	生涯学習課	・生涯学習情報「学びガイド(広報)」、「まなびピア流山 21(冊子)」で、市役所や大学等で実施する環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介しました。	・引き続き、生涯学習情報「学びガイド(広報)」、「まなびピア流山 21(冊子)」で、市役所や大学等で実施する環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介します。

4-3-2 環境教育・環境学習を推進する環境アドバイザーの育成

◆ 環境教育の人材を育成するとともに、人材の提供に努めます。.... 環境保全課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内の大学等の関係機関と連携し、人材育成を図ります。	環境保全課		・野生生物・生態系の保護や環境シンポジウムの企画・実施などを、環境団体や市内大学と連携して推進し、人材の発掘・育成を図ります。
既に行っている人材登録制度を積極的に活用し、人材の提供に努めます。	環境保全課	・市が実施する社会教育に係る専門的な知識や技術をもった指導者の登録制度(人材活用登録制度)において、環境分野の専門家の登録が1件ありました。	・市主催の会合等で、人材の派遣について情報を提供し、活用を図ります。
リサイクル分野に造詣の深い人材を市民等から発掘し、講座・教室等を実施します。	リサイクル推進課	・リサイクル分野に造詣の深い市民等に依頼し、各種の講座・教室を実施しました。	・引き続き、リサイクル分野に造詣の深い市民等に依頼し、講座・教室等を実施します。

- ◆ 市表彰条例に基づいて、環境保全活動に貢献した市民や市民グループなどを表彰します。

..... 秘書広報課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市表彰顕彰及びふるさと功労者表彰顕彰制度を積極的に活用し、表彰します。	秘書広報課	・環境担当部署からの推薦がありませんでした。	・環境分野の功労者等の表彰について、関係課と調整し、市制施行40周年記念表彰等で検討します。
その他国などの実施する環境関連表彰制度を積極的に活用します。	環境保全課	・「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰の候補者を推薦しました。	・平成17年度の推薦の結果、「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰の保全活動部門で、オオタカの生息地の保全等に功績のあった個人1名が受賞されました。

- ◆ 地元の様々な情報や技術、知恵などを持っている方々に、環境教育の指導者として、協力をお願いしていきます。..... 環境保全課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
(再掲)市内の環境保全に造詣の深い人を登録する仕組みをつくります。	環境保全課		・登録制度の事例などについて、調査、研究を行います。
(再掲)環境アドバイザーなどの指導者が活動しやすい場を作り、その醸成を進めます。	環境保全課	・環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRしました。	・環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRします。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。
	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座を開催しました。	・引き続き、プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座の開催を継続します。

#### 4-3-3 市民環境セミナーの推進

- ◆ 環境に関する市民講座や研修会、イベントなどを開催し、地域環境問題を考える機会を創出します。

..... 環境保全課、リサイクル推進課、生涯学習課、図書館、博物館

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市内の大学等の関係機関と連携し、環境講座などの開設を進めます。	環境保全課		・連携可能なテーマ等を検討し、大学等の情報収集を実施します。
社会教育施設等で環境問題を取り入れた講座を実施します。	博物館	・博物館子ども教室において、江戸川の魚をテーマに環境を考えました。	・ふるさと入門講座考古学コースにおいて、江戸時代のくらしから当時の環境も考えます。
社会教育施設等で実施するイベントなどで環境問題に関するブースを設け、市民に啓発します。	リサイクル推進課	・市民まつりにおいてフリーマーケットを開催しました。	・18年度は、環境シンポジウムにあわせて、フリーマーケットを開催する予定です。
	図書館	・保存期間の過ぎた雑誌を市民に譲与する「図書館雑誌のリサイクル」を実施しました。	・引き続き、保存期間の過ぎた雑誌を市民に譲与する「図書館雑誌のリサイクル」を実施します。
	環境保全課	・市民まつりにおいて、江戸川の環境保全及び水質保全に資する合併処理浄化槽のブースを設け、市民に情報提供をしました。	・18年度は、市民まつりや環境シンポジウム等のイベントで環境問題に関するコーナーを設置します。



#### 4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。

ここに示した環境指標は、市民1人あたりの温室効果ガス排出量を除いていずれも悪化しており、目標達成のための取組を強化することが必要です。庁舎等の温室効果ガス排出量は本年度より計画に基づく取組を開始したところであり、市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、現在算定可能なのは平成16年度までです。したがって、取組の効果を確認できるようになるのは来年度以降になりますが、増加傾向にある現状を踏まえ、取組を進める必要があります。

表 5-13 環境指標<sup>⑬</sup>

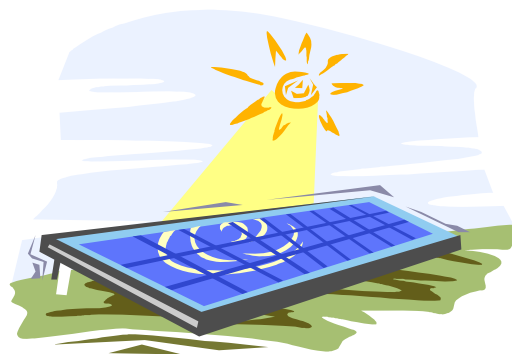
項目	平成16年度実績	平成17年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
リサイクル協力店舗数 (店)	10	9	50 (H20)	ごみ処理基本計画
市民一人あたりの温室効果ガス排出量 (t/年・人)	3.93 (H15)	3.92 (H16)	3.68	流山市地球温暖化対策地域推進計画：市民一人あたり6%削減
庁舎等の温室効果ガス排出量 (t/年)	5,007	5,314	4,684	流山市地球温暖化対策実行計画（ごみ焼却、水道施設を除く）
環境家計簿参加者数 (人)	0	0	5,000	環境保全課算定

##### 4-4-1 地球環境問題に関する意識の高揚・啓発及び地球環境に配慮した行動の実践

- ◆ 地球環境保全意識の啓発に努め、地球に優しいライフスタイルの実現を推進します。

..... 環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
自然にやさしい地球環境や健康にまで配慮したライフスタイル、すなわちロハス <sup>25</sup> を推進します。	環境保全課		・啓発を実施するための情報を収集し、ホームページ等での啓発を検討します。



25 ロハス：LOHAS(Lifestyles of Health and Sustainabilityの略語)とは、「健康と地球環境」意識の高いライフスタイルを指しています。

◆ 地球環境に関わる団体やボランティア活動の場を整備します。

..... コミュニティ課、環境保全課、リサイクル推進課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
生涯学習センターや市民活動推進センター、リサイクルプラザ・プラザ館などの有効活用を促進するなど、活動の場を提供します。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県から「流山青年の家」の委譲を受け、生涯学習の推進と学校教育、市民活動等の機能を併せ持つ複合施設である「生涯学習センター」として、整備・改修を行うなど、準備を進めました。</li> </ul> 施設の概要 鉄筋コンクリート4階建て 建築面積 3,655 m <sup>2</sup> 延床面積 5,862 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月から生涯学習センターをオープンします。</li> <li>同センターの管理を指定管理者に代行させ、利用者が良好な形で利用できるよう、施設の維持管理を行うとともに、経費の節減を図ります。</li> </ul>
	コミュニティ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>流山市生涯学習センターの3階に公益的な市民活動の拠点とする流山市市民活動推進センターをオープンさせるため、運営要綱を定める等、18年4月オープンを目指して準備を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月に、会議室、交流サロン、印刷機などを備えた作業室等からなる市民活動推進センターをオープンし、市民活動の拠点としての利用を進めます。</li> </ul>
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRしました。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習、活動の場として、リサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターの利用をPRします。(再掲)</li> <li>リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。(再掲)</li> </ul>
	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルなど環境分野の各種団体に、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進し、活動の場を提供しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進し、リサイクルなど環境分野の各種団体に活動の場を提供します。</li> </ul>

◆ 地球環境問題への対応について、市民・事業者・滞在者への教育、普及啓発、民間団体の活動の支援等を行い、その推進に努めます。..... リサイクル推進課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
リサイクル協力店制度の見直しを行うとともに、そのPRに努めます。	リサイクル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル協力店の認定店が江戸川台地区のスーパーの撤退により、10店舗から9店舗に、1店舗減少しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に分かりやすく、事業者にとっても協力しやすい制度への見直しを検討します。</li> </ul>
市教育委員会が行う行事の共催及び後援において、環境問題に関するものも積極的に取り入れ、社会教育施設におけるPRも協力していきます。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の行事の共催及び後援において、環境問題に関するものも積極的に取り入れ、社会教育施設におけるPRに協力しました。(環境に関する事業3件の後援のほか、計7件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、教育委員会の行事の共催及び後援において、環境問題に関するものも積極的に取り入れ、社会教育施設におけるPRに協力します。(環境に関する事業3件の後援のほか、計10件を予定)</li> </ul>

#### 4-4-2 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの排出抑制の推進

- ◆ 京都議定書の発効を踏まえ、市の自然的社会的条件を活かした温室効果ガスの排出削減に資する地域整備、樹木の保全等に資する行動計画を策定し、その推進に努めます。……………環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
市の自然的社会的条件を活かし温室効果ガスの排出削減に資する地球温暖化対策地域推進計画を策定します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策推進法及び京都議定書目標達成計画に基づく地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。</li> <li>・この計画では、流山市内から排出される CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量を市民一人当たり6%以上削減することを目標としています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストップ温暖化!市役所アクションプログラム」を含む流山市環境行動計画の点検・評価を行います。</li> <li>・その結果を、流山市環境白書に記載して、公表します。(第7章を参照。)</li> </ul>

- ◆ 市が行う事務・事業に関し、温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>等の排出抑制に関する計画の策定、施策の実施を図ります。……………行政改革推進課、管財課、環境保全課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
地球温暖化対策実行計画を策定します。	行政改革推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁に、機会あるごとに両面印刷、両面コピー可能な機器の導入と活用を働きかけました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷、両面コピーが可能な機器の導入と活用に関する働きかけを継続します。</li> </ul>
	管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub> 排出抑制の観点から、冷房は28℃、暖房は20℃となるよう、温度設定を調整しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房の温度設定の調整を継続します。</li> </ul>
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策推進法に基づき、市が行う事務・事業に関するCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出抑制に関する計画(地球温暖化対策実行計画)である「ストップ温暖化!市役所アクションプログラム」を策定しました。</li> <li>・この計画では、市役所の事務・事業から排出される CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量を平成16年度から5年間で6%削減することなどを目標としています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストップ温暖化!市役所アクションプログラム」を含む流山市環境行動計画の点検・評価を行います。</li> <li>・その結果を、流山市環境白書に記載して公表します。(第6章を参照。)</li> </ul>

#### 4-4-3 地球環境問題を考える環境家計簿の普及啓発

- ◆ 環境家計簿の普及などにより市民の日常生活に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを促進します。……………環境保全課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成17年度の行動内容	平成18年度の行動予定
環境家計簿の作成やその普及に向けたPRを推進します。	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境家計簿作成のための情報収集及び検討を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の中で CO<sub>2</sub> の削減など、環境にやさしい行動に取り組める環境家計簿を作成し、その普及を図ります。</li> </ul>
	リサイクル推進課 クリーン推進課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境家計簿にごみの適正な分別・減量化・リサイクルの観点が盛り込まれるようにします。また、その普及に向けた PR に努めます。</li> </ul>

## 6 地球温暖化対策実行計画の実施状況

### 1) 地球温暖化対策実行計画の概要

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」第21条に基づいて、市役所庁舎などから排出される温室効果ガスの排出抑制を目的としています。

取組は、主に庁舎等での省エネルギー対策となります。地球温暖化の防止に向けて、市役所として積極的な取組を行っていることを、広く市民や事業者のみなさんに対してお知らせすることも、この計画の役割のひとつです。

この計画は、市役所が直接管理している施設を対象としているので、市庁舎はもとより、図書館や公民館、クリーンセンター、市立小・中学校などの施設について、温室効果ガス排出量の現状を把握するとともに、排出抑制のための取組を進めています。

なお、社会福祉協議会のように別法人である場合などや委託等により他者が管理している施設などは、可能な範囲での協力を要請していくこととしています。

### 2) 地球温暖化対策実行計画の実施状況

#### (1) 庁舎等からの温室効果ガス排出量の状況

平成17年度の市庁舎等の全ての事務及び事業からの温室効果ガス排出量は、25,619t-CO<sub>2</sub>であり、基準年である平成16年度よりも削減することができました。灯油の使用に伴う排出量(2,741t-CO<sub>2</sub>)が約1,000t-CO<sub>2</sub>の削減となっており、これが削減を達成した主な要因です。

表 6-1 庁舎等からの項目別温室効果ガス排出量の推移(平成16~17年度)

項目		単位	活動量 (使用量等)		温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )			
			平成16年度	平成17年度	平成16年度		平成17年度	
					量	比率	量	比率
燃料の使用	ガソリン	L	114,434.9	123,249.5	266	1.0%	286	1.1%
	灯油	L	1,510,503.8	1,100,894.7	3,760	14.2%	2,741	10.7%
	軽油	L	31,596.1	34,340.7	83	0.3%	90	0.4%
	A重油	L	55,247.0	80,800.0	150	0.6%	219	0.9%
	LPガス	m <sup>3</sup>	72,976.2	75,500.6	438	1.7%	453	1.8%
	都市ガス	m <sup>3</sup>	293,286.8	301,544.3	575	2.2%	591	2.3%
設備ごとの燃料の使用		-	-	-	13	0.0%	12	0.0%
燃料の使用(合計)		-	-	-	5,284	20.0%	4,392	17.1%
電気の使用		kWh	21,546,330.0	21,495,082.0	8,145	30.8%	8,125	31.7%
自動車の走行		km	983,534.1	903,785.3	9	0.0%	8	0.0%
HFC	カーエアコン使用台数	台	123	147	2	0.0%	3	0.0%
一般廃棄物の焼却 (うち廃プラスチックの焼却)		t	39,744.4 (4,530.9)	40,137.3 (4,575.7)	12,752	48.3%	12,878	50.3%
生活排水処理	し尿処理量	m <sup>3</sup>	4,161.5	4,200.4	217	0.8%	213	0.8%
	浄化槽処理対象人員	人	5,287	4,949				
SF <sub>6</sub>		kg	0.0	0.0	0	0.0%	0	0.0%
合計		-	-	-	26,409	100.0%	25,619	100.0%

- 備考) 1 他者に委託して行う事務・事業は、算定の対象外です。  
 2 上表の数値は端数処理しているため、合計とは合わないことがあります。  
 3 LPガス：液化石油ガス(プロパンガス)  
 4 自動車の走行量：低公害車(天然ガス自動車、ハイブリッド、電気自動車)を除く。  
 5 SF<sub>6</sub>：変圧器等への封入量+点検時排出量+廃棄量

地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガスの排出特性を踏まえて、庁舎等でのいわゆるオフィス活動に伴うものとして「市役所事務・事業関連」、ごみの焼却など廃棄物の処理に伴うものとして「ごみ処理施設関連」、水道事業に伴うものとして「水道施設関連」の3つの目標を設定しました。削減目標を設定した区分ごとの排出量の状況は、市役所事務事業関連が基準年度に対して約6%増加し5,314トﾝとなったほかは、ごみ処理施設関連では約6%削減の17,954トﾝとなり、水道施設関連では基準年度と同程度の2,350トﾝになりました。なお、「市役所事務・事業関連」の増加の要因としては、社会福祉施設等での使用量の増加が考えられました。

表 6-2 温室効果ガス排出量の状況

単位:t-CO<sub>2</sub>

区分	基準年度 (平成16年度)	実績(平成17年度)		目標年度 (平成21年度)
		実績	増減率(%)	
市役所事務・事業関連	5,007	5,314	+6.1	4,684
ごみ処理施設関連	19,053	17,954	-5.8	20,071
水道施設関連	2,349	2,350	0.0	2,486
合計	26,409	25,619	-3.0	27,242

- 備考) 1 市役所事務・事業関連: 庁舎、学校、公民館等  
 2 ごみ処理施設関連: クリーンセンター、し尿処理施設  
 3 水道施設関連: 浄水場(工務課)  
 4 上記の数値は端数処理をしているため、合計とは合わないことがあります。

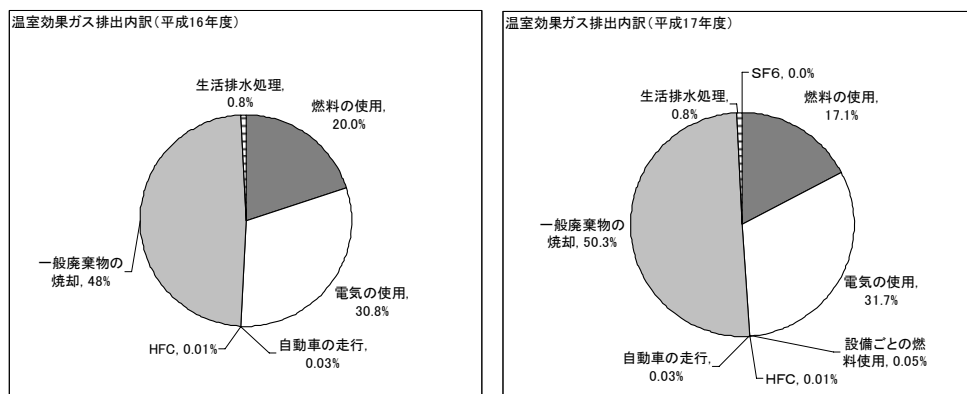


図 6-1 温室効果ガス排出量の構成比(平成16・17年度)

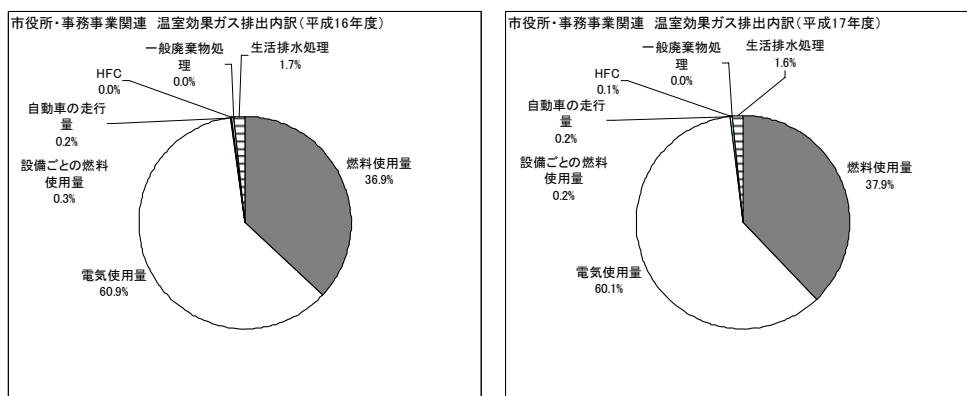


図 6-2 市役所事務・事業関連温室効果ガス排出量の構成比(平成16・17年度)

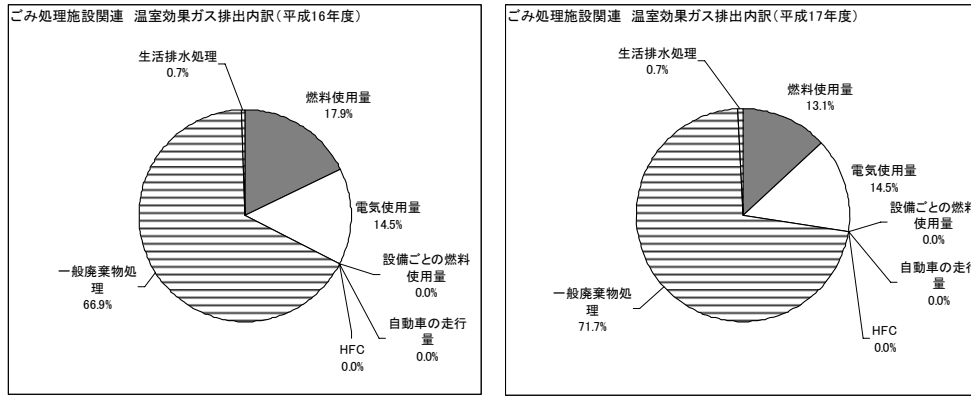


図 6-3 ごみ処理施設関連温室効果ガス排出量の構成比(平成 16・17 年度)

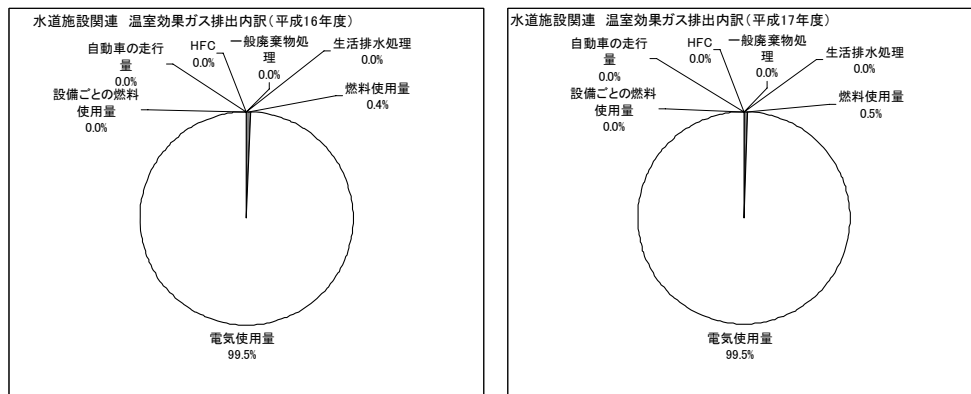


図 6-4 水道施設関連温室効果ガス排出量の構成比(平成 16・17 年度)

## (2) 削減目標達成の状況

削減目標の区分ごとの目標達成の状況は、表 6-3 に示すとおりであり、市役所事務・事業関連の排出量が社会福祉施設の利用量の増加等により 6.1%の増加となっていますが、ごみ処理施設関連では 118kg-CO<sub>2</sub>/人と基準年度に対して 6.3%の削減であり、水道施設関連では 16.5kg-CO<sub>2</sub>/人と基準年度と同程度の結果となっています。

今後は、温室効果ガスの排出量が増加した市役所事務・事業関連の取組を強化することが必要です。

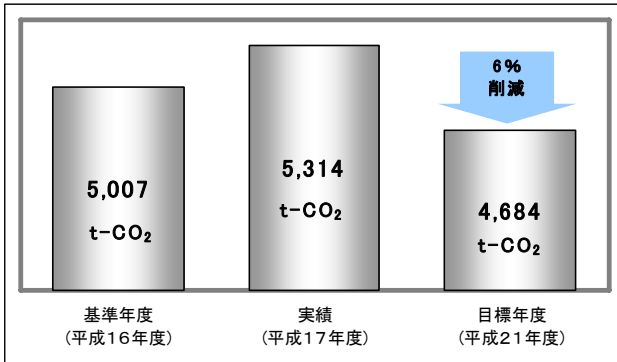
表 6-3 削減目標達成の状況

単位:kg-CO<sub>2</sub>/人

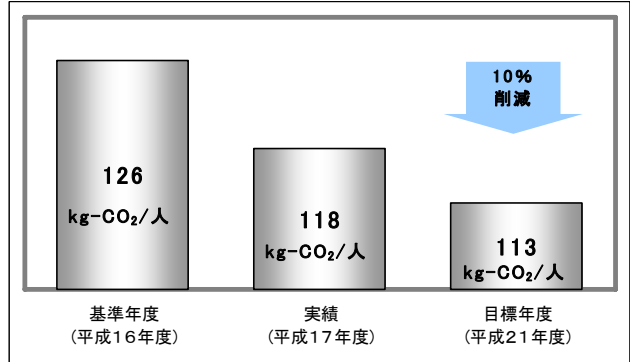
区分	基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 17 年度)		目標年度 (平成 21 年度)
		実績値	増減率(%)	
市役所事務・事業関連	5,007	5,314	+6.1	4,684
ごみ処理施設関連	126	118	-6.3	113
水道施設関連	16.5	16.5	0.0	15.5

※市役所・事務事業関係の単位は、t-CO<sub>2</sub>/人

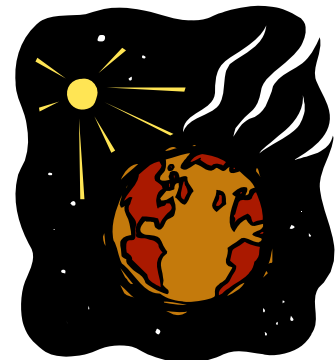
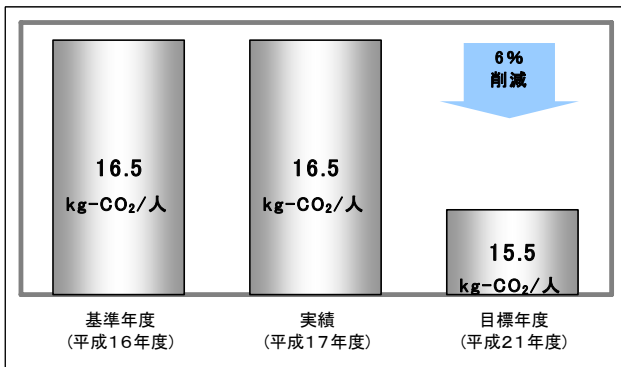
**削減目標① 市役所事務・事業関連**  
 基準年度に対して、温室効果ガス排出量を  
 6%削減します



**削減目標② ごみ処理施設関連**  
 基準年度に対して、市民一人<sup>26</sup>あたりの温室効果ガス排出量を10%削減します



**削減目標③ 水道施設関連**  
 基準年度に対して、給水人口一人<sup>27</sup>あたりの温室効果ガス排出量を6%削減します



**① 市役所事務・事業関連**

平成16年度に対して温室効果ガスの排出量が6.1%の増加となりましたが、内訳をみると燃料、電気の使用量が増加しており、これらの複合した要因によって、温室効果ガス排出量が増加しています。市役所事務・事業関連は職員一人ひとりの取組の状況によって、成果が異なることが考えられます。今年度以降は、職員への啓発活動などにより、取組の促進を図ります。

<sup>26</sup> 市民一人あたり：平成17年度人口152,791人（年度末人口）。

<sup>27</sup> 給水人口一人あたり：平成16年度給水人口142,513人。

表 6-4 市役所事務・事業に係る活動項目別実績(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 17 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃料 使用 量	ガ ソ リ ン	109,414.9	118,495.5 L	+8.3	102,900 L
	灯 油	140,049.8	158,894.7 L	+13.5	131,600 L
	軽 油	30,920.1	34,340.7 L	+11.1	29,060 L
	A 重 油	55,247.0	80,800.0 L	+46.3	51,930 L
	L P ガ ス	72,004.5	73,786.6 m <sup>3</sup>	+2.5	67,680 m <sup>3</sup>
	都 市 ガ ス	293,212.8	301,544.3 m <sup>3</sup>	+2.8	275,600 m <sup>3</sup>
電 気 使 用 量		8,087,046.0	8,431,221.0 kWh	+4.3	7,602,000 kWh
自 動 車 の 走 行 量		903,669.1	857,458.3 km	-5.1	849,400 km
生活排水 処 理	浄化槽処理 対象人員	5,287	4,949 人	-6.4	4,970 人

## ② ごみ処理施設関連

平成 17 年度の結果は、ごみ処理施設等の運転に必要な灯油や電気使用量がそれぞれ 31.0%、6.0%の削減を達成するなど、目標に向かって順調に推移しています。ごみの減量やリサイクルの一層の推進によって、市民一人あたりのごみの排出量を減らし、目標達成を目指すことが必要です。

表 6-5 ごみ処理施設関連に係る活動項目別実績(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 17 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃料 使用 量	ガ ソ リ ン	—	— L	—	— L
	灯 油	1,366,187.0	942,000 L	-31.0	1,093,000 L
	軽 油	240.0	— L	-100.0	225.6 L
	A 重 油	—	— L	—	— L
	L P ガ ス	930.7	1,714 m <sup>3</sup>	+84.2	874.9 m <sup>3</sup>
	都 市 ガ ス	—	— m <sup>3</sup>	—	— m <sup>3</sup>
電 気 使 用 量		7,310,603.0	6,875,285 kWh	-6.0	6,872,000 kWh
自 動 車 の 走 行 量		19,300.0	8,727 km	-54.8	18,140.0 km
一 般 廃 棄 物 焼 却 量		39,744.4	40,137 t	-1.0	45,605.0 t
生活排水 処 理	し尿処理量	4,161.5	4,044 m <sup>3</sup>	-2.8	3,662.0 m <sup>3</sup>

## ③ 水道施設関連

水道施設関連では平成 16 年度に対して、電気使用量がほぼ同程度でガソリン使用量が削減されました。水道施設関連においては、ポンプ等の効率的な運転に努め、温室効果ガス排出量の削減を目指します。



表 6-6 水道関連施設の活動項目別指標の状況(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 17 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン	5,020.0	4,754.0 L	-5.3	4,719 L
	灯 油	4,267.0	— L	—	4,011 L
	軽 油	436.0	— L	—	409.8 L
	A 重 油	—	— L	—	— L
	L P ガ ス	41.0	— m <sup>3</sup>	—	38.5 m <sup>3</sup>
	都 市 ガ ス	74.0	— m <sup>3</sup>	—	69.6 m <sup>3</sup>
電 気 使 用 量		6,148,681.0	6,188,576.0 kWh	+0.6	6,518,000 kWh
自 動 車 の 走 行 量		60,565.0	37,600 km	-37.9	56,930 km

備考)平成 17 年度の燃料は、外部委託により計画対象外となりました。

#### ④ その他水道使用量等

平成 17 年度の実績において、水道使用量は削減され、再生紙の使用割合は向上しましたが、用紙の使用量は主に小中学校による使用量の増加に伴い増加しています。

今後とも、水道使用や用紙の使用に伴う取組を推進し、目標の達成を目指します。

表 6-7 活動項目別実績(間接的に寄与する項目)

項 目	単位	基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 17 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
水 道 使 用 量	m <sup>3</sup>	338,539	322,711	-4.6	318,200
用 紙 の 使 用 量	枚	19,557,604	27,094,834	+38.5	18,380,000
再 生 紙 の 使 用 割 合	%	84.4	87.1	+2.7	90.0
文 書 類 の 資 源 化 量	kg	30,390	30,890	+1.6	28,570

備考)用紙の使用量:A4 換算とする。

### (3) 削減目標達成のための取組

平成 17 年度については、本計画の策定等を行っており、温室効果ガス排出削減のための取組は本格化していない状況でした。本年度から「ストップ温暖化！市役所アクションプログラム取組状況チェックシート」の実施をはじめとして、計画に定めた取組を進めています。

本年度以降は、平成 17 年度に市役所事務・事業関連の温室効果ガス排出量が増えたことを踏まえ、省エネルギーのための取組をより一層促進していきます。

#### ◆ 取り組み状況チェックシート ◆

空調の適温励行やアイドリングストップの実施など庁内で取り組むべき事項を定めたチェックシートを作成し、部署ごとの実施状況を記録しています。

#### ◆ クールビズ・ウォームビズ ◆

市民の皆さんのご理解を得ながら、夏期の軽装、冬期の厚着を励行することによって、空調により電気や燃料の使用量の削減を図っています。

## 7 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況

### 1) 地球温暖化対策地域推進計画の概要

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」第 20 条に基づいて策定したもので、流山市全体の温室効果ガスの排出抑制を目的としています。

流山市全体の温室効果ガス排出量を減らすためには、市民や事業者のみなさんが排出している温室効果ガス排出量を減らす必要があります。この計画では、市民や事業者のみなさんが取るべき行動について定めるとともに、行動を促進するために行う市の取組についても定めています。

### 2) 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況

#### (1) 温室効果ガスの排出量の状況

平成 16 年度の本市の温室効果ガス排出量を算定した結果、基準年度(平成 15 年度)の排出量に対して、0.1%減の 591,963 トンでした。基準年度との比較では、産業部門と運輸部門が減少したのに対して、民生部門が増加しています。平成 21 年度の目標を達成するためには、今後予測される温室効果ガス排出量の増加をできるだけ抑制することが必要です。

表 7-1 温室効果ガス排出量の実績

単位：t-CO<sub>2</sub>/年

部 門	京都議定書 基準年	基準年度	現況	目標年予測値	平成21年度 目標値
	平成2年度 (1990)	平成 15 年度 (2003)	平成 16 年度 (2004)	平成 21 年度 (2009)	
エネルギー転換部門	—	—	—	—	—
産 業 部 門	67,345	65,424	64,526	67,381	65,877
民 生 部 門	163,775	248,103	253,778	291,353	274,359
運 輸 部 門	187,188	267,508	261,861	308,437	285,416
廃 棄 物 部 門	9,735	11,418	11,797	16,077	15,227
代 替 フ ロ ン 類	793	1,064	1,091	1,227	1,227
温室効果ガス 合計	428,043	592,453	591,963	683,248	640,879
基準年度からの増減(%)	—	—	-0.1%	+15.3%	+8.2%
市民一人あたり排出量	3.08 (3.0803)	3.93 (3.9273)	3.92 (3.9221)	3.93 (3.9267)	3.68 (3.6832)
基準年度からの増減(%)	—	—	-0.1%	0.0%	-6.2%

備考1平成2年度、平成15年度の温室効果ガス排出量について、算定に使用した石油等消費構造統計の廃止に伴う根拠統計の総合エネルギー統計への変更やその他数値の再精査により温室効果ガス排出量を変更しています。

備考2代替フロン類は運輸部門に含まれる数値のうち該当するものを再計上しています。

備考3温室効果ガス排出量の合計や市民一人あたりの排出量は、kg 単位で計算したものを端数処理して計上しているため、表中の数値を使用して計算しても合計値や増減率が一致しないことがあります。特に市民1人あたりの排出量は有効数字9桁で算定しています。

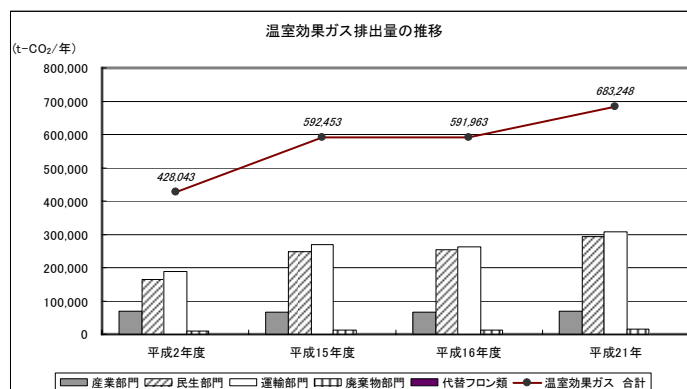


図 7-1 温室効果ガス排出量の推移

## (2) 温室効果ガスの削減目標達成の状況

本計画では、市民一人あたりの温室効果ガス排出量を基準年(平成 15 年度)に対して 6%以上削減することを目標としています。平成 16 年度の市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、3.92t-CO<sub>2</sub>/人と基準年に対して 0.1%の削減を達成しています。

本市の温室効果ガス排出量は民生部門と運輸部門が多くを占めており、温室効果ガス排出量を削減し目標を達成するためには、市民の皆さんの日常生活や事業活動の中での温室効果ガス排出抑制対策が、大きな役割を占めることになります。

### 平成 21 年度における市民一人あたりの温室効果ガス排出量を 基準年(平成 15 年度)に比べ6%以上削減する

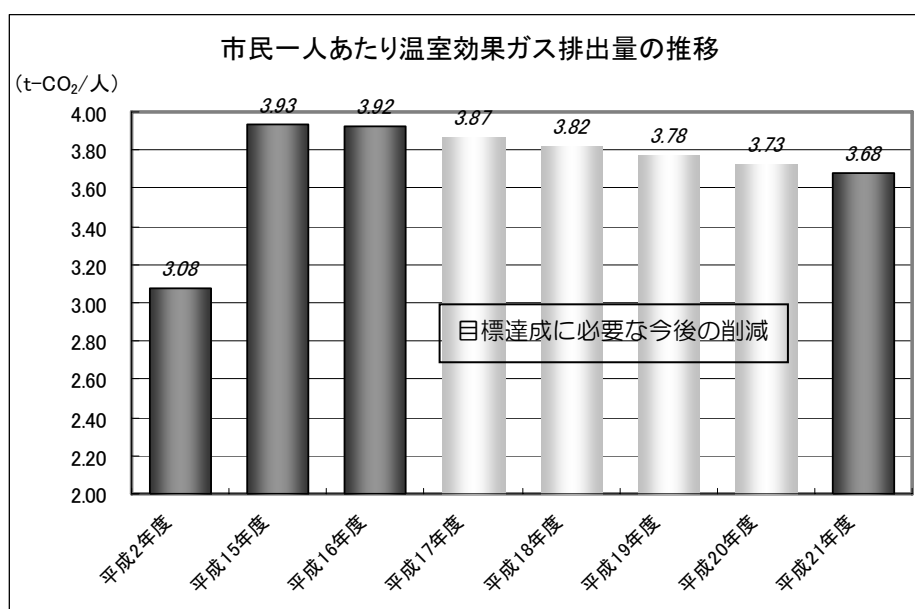
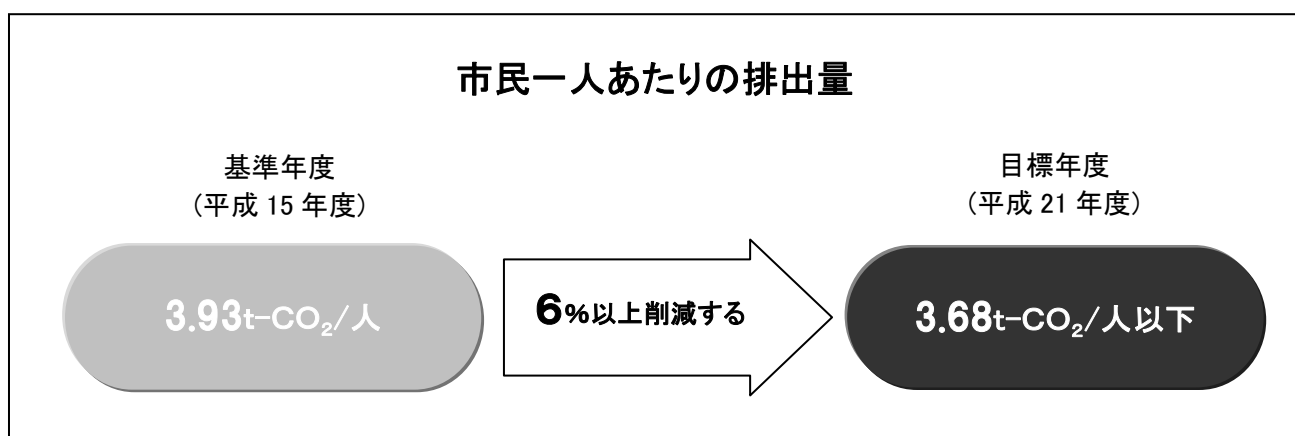


図 7-2 市民一人あたりの温室効果ガス排出量の推移

### (3) 削減目標達成のための今後の取組

#### ① 事業者の取組の促進

地球温暖化対策を促進し、温室効果ガス排出量を削減するためには、事業者が通常の事業活動においても省エネルギー等の取組を積極的に進めることが必要です。そのためには、環境マネジメントシステムの導入が非常に有効な手段となります。そのため、本年度は環境マネジメントシステムの導入促進に重点的に取り組みます。

##### 【環境マネジメントシステムの導入促進】

本市では、ISO14001 環境マネジメントシステムの認証取得を行おうとする事業者に対して助成を行う制度について、ホームページや広報に掲載し、啓発を行っています。

#### ② 市民の取組の促進

市民の皆さんが日常生活の中で、省エネルギー等を進めることによって、本市の温室効果ガス排出量は削減されることとなります。日常の中での取組を促進するため、本年度は環境家計簿を作成する予定です。環境家計簿により多くの方に参加していただくことで、地球温暖化防止のための取組を推進します。

##### 【環境家計簿の作成配布】

本年度は環境家計簿を作成します。作成した環境家計簿を市民の皆さんに配布し、自らのエネルギー消費量と温室効果ガス排出量を把握してもらうことにより、家庭での省エネルギー等の取組を促進します。

#### ③ 取組促進のための施策

地球温暖化の防止には、市民や事業者の皆さんの積極的な取組が必要です。そのため、環境白書の公表などによる環境情報の提供を積極的に行い、市民の皆さんの意識啓発、取組等に係る情報の周知などを図ります。

さらに、本市の豊かな緑をより価値あるものとするための「流山グリーンチェーン戦略」を推進し、温室効果ガスの吸収源対策を進めます。

##### 【環境情報の提供】

環境行動計画や地球温暖化対策地域推進計画などの実施状況を示した環境白書を作成し、公表するとともに、市域の環境情報等をホームページや広報に掲載し、市民の皆さんの意識啓発を行います。

##### 【緑化の推進】

流山グリーンチェーン戦略に基づき、つくばエクスプレス沿線整備4地区を対象とした「流山市グリーンチェーン認定」を導入して緑豊かな環境と美しい景観を有する街の実現を目指すとともに、温室効果ガスの吸収源対策を進めます。

## 8 流山市の環境の状況

本市では、大気環境、騒音、振動、水質などの状況について監視等を行っています。大気環境については、環境基準を達成しており、良好な状態にあります。道路交通騒音の一部や河川・水路等の水質において、環境基準の超過や悪化が確認されています。今後も、これらの環境の状況を正確に把握しながら、適切な対策を講じていくことが必要です。

### 1) 環境政策

#### (1) 計画策定等について

「流山市環境基本条例」	平成13年 制定
「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」	平成 6年 制定
「流山市一般廃棄物処理基本計画」	平成16年度策定
「流山市環境基本計画」	平成17年度策定
「第1期流山市環境行動計画」	平成17年度策定
「流山市地球温暖化対策実行計画」	平成17年度策定
「流山市地球温暖化対策地域推進計画」	平成17年度策定
「第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画」	平成17年度策定

#### (2) 環境審議会

平成17年度審議会 開催状況

H17.4.27 流山市環境基本計画(案)について

H17.11.16 流山市における路上喫煙等の規制の強化について  
流山市生活排水対策推進計画(案)について  
流山市環境行動計画(案)等について

H18.1.25 流山市環境行動計画(案)について  
地球温暖化対策実行計画(案)及び地球温暖化対策地域推進計画(案)について  
生活排水対策推進計画(案)について

H18.2.27 流山市環境行動計画(案)について  
地球温暖化対策実行計画(案)及び地球温暖化対策地域推進計画(案)について  
生活排水対策推進計画(案)について

平成17年度環境審議会委員名簿				
委員氏名	役職	区	分	備考
田代 順 孝	会 長	千葉大学		
小林 典 子	副 会 長	東洋学園大学		
佐藤 憲 尚	委 員	流山市医師会		
宇佐 見 修 司	委 員	西初石小学校		
飯 泉 修 司	委 員	八千代金属工業(株)		
伊 東 和 彦	委 員	キッコーマン(株)酒造工場		17.12.17 まで
金 子 早 苗	委 員	(有)かごや商店		18.1.25 から
山 崎 昭 作	委 員	JA 流山市		17.12.17 まで
米 本 実	委 員	JA 流山市		17.12.17 まで
宇 佐 美 邦 夫	委 員	流山市農業委員会		
石 井 幸 雄	委 員	JA 流山市		18.1.25 から
小 嶋 實	委 員	JA 流山市		18.1.25 から
中 村 智	委 員	市民代表		
小 林 聡 子	委 員	市民代表		17.12.17 まで
安 井 志 津 代	委 員	市民代表		18.1.25 から

(順不同・敬称略)

### (3) 流山市環境基本計画等

平成17年度に策定した「流山市環境基本計画」、「第1期流山市環境行動計画」、「流山市地球温暖化対策実行計画」及び「流山市地球温暖化対策地域推進計画」の位置づけ、具体的内容については、本白書の「3 環境施策の基本方針」から「7 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況」を参照してください。

### (4) 第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画

本市は平成4年3月に、千葉県から水質汚濁防止法に基づく『生活排水対策重点地域』に指定されたことから、平成7年12月に『水のきれいなふるさとづくり—流山市生活排水対策推進計画』（第1期計画）を策定し、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及など、諸施策を進めてきました。

その結果、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、平成27年度を目標とする『第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画—豊かで清らかな水に親しめるまち・流山』を策定しました。

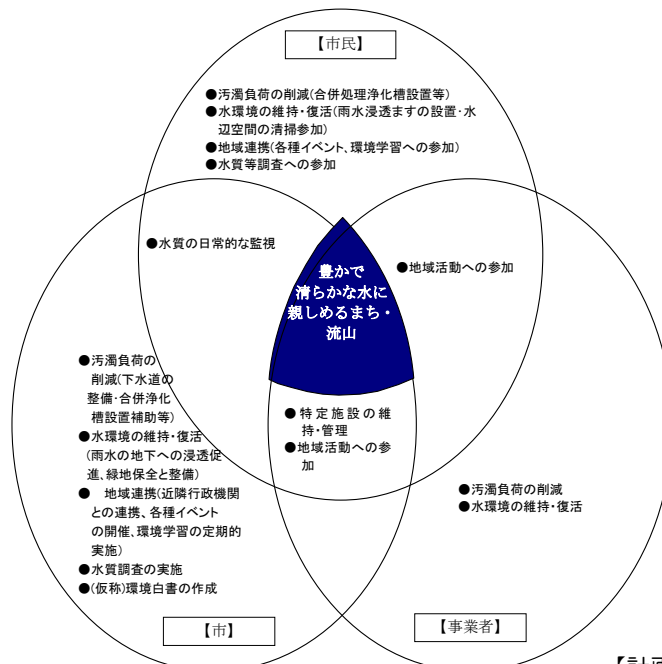
第1期計画では、平成17年度までの10年間に「生活排水の汚れを約65%減らす」ことを目標に、対策を実施してきました。

第2期の改定計画では、平成27年度までの10年間に「生活排水の汚れを約38%減らす」ことを目標に、対策を推進します。

【 BOD の汚濁負荷削減目標(平成27年度) 】

対象河川	現況負荷量 (kg/日)	目標負荷量 (kg/日)	削減汚濁負荷量		参考 BOD水質 (mg/ℓ)
			削減量(kg/日)	削減率(%)	
坂川	1,578.1	721.5	856.6	54	3.7→2
神明堀	342.3	219.4	122.9	36	7.8→5
今上落	572.1	508.6	63.6	11	4.5→4
新川承水路	344.3	293.1	51.3	15	4.7→4
利根運河	142.8	64.9	77.9	55	6.6→3
諏訪下川	435.8	295.5	140.3	32	5.9→4
大堀川	625.5	399.2	226.2	36	4.7→3
合計	4,041.0	2,502.2	1,538.8	38	—

(注)参考欄のBOD水質は、左側が現況水質(平成16年度測定値)、右側は水質の改善目標値です。



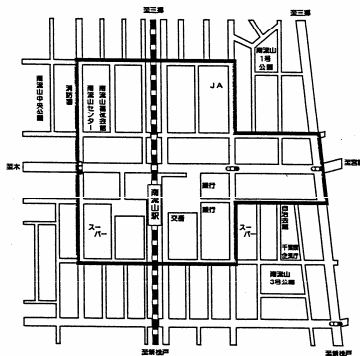
## (5) 路上喫煙防止及びポイ捨て防止条例

平成18年4月1日から施行となりました。本市では、従来からごみやタバコの吸殻のポイ捨て防止については、流山市ポイ捨て防止条例と、市民の皆さんのご協力により推進してきました。しかし、ポイ捨てについては、改善されていない現状にあり、特にタバコの吸殻のポイ捨ては多く、また、人が集まる地域での路上喫煙は、安全上の問題もあります。近隣市では路上喫煙やポイ捨てについて規制が強化され、駅前がきれいになるなど効果を上げています。このような状況や市民からの要望等を受け、流山市でも条例を改正しました。

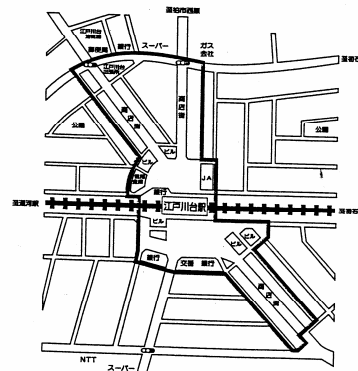
### 主な改正点

- ・携帯灰皿の使用等を除く市内全域での路上喫煙を禁止すること。
- ・南流山駅と江戸川台駅周辺を重点区域に指定し、区域内での路上喫煙・ごみのポイ捨ての違反者に対して指導、勧告を行い、従わない場合には過料(平成18年10月1日から2,000円)を徴収する。

南流山駅周辺



江戸川台駅周辺



## (6) グリーンチェーン戦略

### ① 流山グリーンチェーン戦略とは

つくばエクスプレス沿線整備の4つの区域内で、個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取り組みを支援し、その取り組みを連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。

本市の気候条件や土地条件などを考慮した「流山市グリーンチェーン認定基準」を設定し、グリーンチェーン指標に基づき、戸建、集合住宅、商業その他の施設の分類ごとに認定を行うこととしています。

#### 流山市グリーンチェーン認定基準

認定レベル1 ☆	街の環境形成を図る上で、重要となる指標を設定しています。レベル1の評価は、指標1と指標2を満たすことで、得ることが出来ます。
認定レベル2 ☆☆	評価対象の敷地内の環境形成を図る上で、重要となる指標を設定しています。レベル2の評価は、指標1～5までを満たすことで、得ることが出来ます。
認定レベル3 ☆☆☆	評価対象の住戸内の環境形成を図る上で重要となる指標を設定しています。レベル3の評価は、指標1～7まで全ての基準を満たすことで得ることが出来ます。

## ② グリーンチェーン指標とは

共通の指標に基づいて個々の事業が展開・実施されることによって、街中に緑の連鎖が生まれ、街の緑が周辺の森の緑とつながりあう豊かな環境が創造されることを目指したものです。

目的としては、住まい手個人にとっての体感的な快適性を高めることにあります。

### グリーンチェーン指標

指標1	【目的】道路表面の温度上昇抑制 【対策】接道部高木緑化
指標2	【目的】敷地間通風の確保 【対策】通風を妨げない敷地境界
指標3	【目的】道路面からの放射熱進入抑制 【対策】植栽帯
指標4	【目的】敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制 【対策】敷地内空地緑陰
指標5	【目的】排熱とCO <sub>2</sub> 排出の抑制 【対策】省エネ型設備機器
指標6	【目的】住戸断熱性能の確保 【対策】断熱性能
指標7	【目的】住戸内通風の確保 【対策】居間における二方向開口

## (7) 廃棄物対策審議会の諮問・答申(し尿処理施設の再整備)

### 【諮問書】

流 山 市 第 2 1 9 号

平成 17 年 12 月 6 日

流山市廃棄物対策審議会  
会長 篠山 浩文 様

流山市長 井崎 義治

### し尿処理施設の再整備について（諮問）

流山市のし尿処理施設は、昭和 48 年に新設し、その後昭和 55 年に改造したものの、既に 32 年が経過しようとしています。

この間、処理対象となるし尿等の性状は設置時に比べ大きく変動し、また、し尿処理施設の老朽化が進み、躯体強度の低下や設備の腐食などが進行することにより、施設管理上、大きな負担になっています。さらに、地震など災害時における施設の耐久性が懸念されます。

他方、し尿処理施設は一般廃棄物処理基本計画でも明らかなように、将来的にも必要な施設です。

そこで、このような状況を改善し、本市の適正な廃棄物行政を推進するため、本施設の再整備手法について貴審議会の意見を求めます。

### 【答申書（概要）】

### し尿処理施設の再整備について ～循環型社会の形成を目指した施設づくり～

#### 第1 し尿処理施設の再整備の基本的考え方

現在のし尿処理施設は、建設後、既に30年以上が経過し、この間、施設の老朽化が進むなど施設管理上、大きな負担となっています。

また、隣接する旧焼却施設も老朽化が著しいため、早期の解体を行う必要があります。

そこで、し尿処理施設の再整備について、以下の基本的な考え方に基づき検討することとしました。

- ①循環型社会への転換を進める施設内容であること
- ②現在の廃棄物処理システムと併せて、効率的な運用が可能であること
- ③全体として周辺環境の改善につながる計画とすること



④費用対効果が高く、かつ、なるべく投下費用が少なくて済むこと

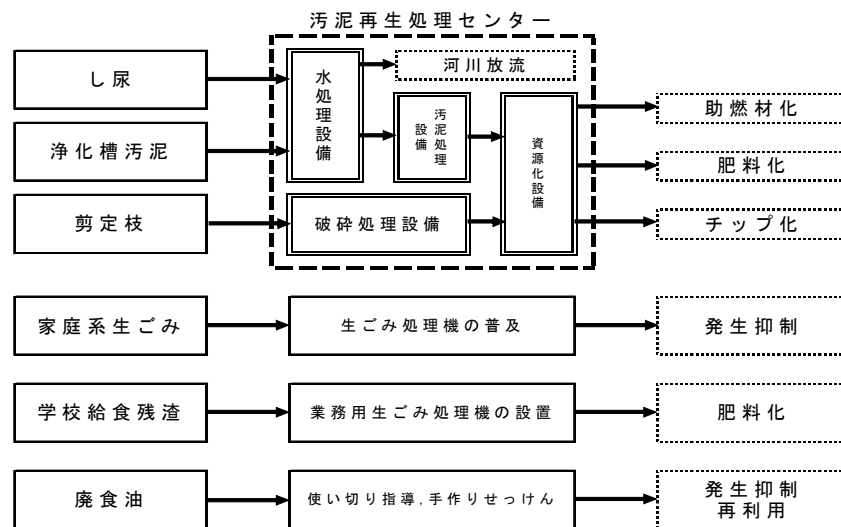
第2 具体的な再整備手法について

前述の基本的な考え方に基づき、廃棄物循環型都市づくりを目指す観点から、再整備する施設において処理する可能性のある有機性廃棄物(いわゆるバイオマス資源)を資源化する方法について、広く検討を行いました。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理汚泥を資源化する技術についても検討しました。(フロー図参照)

その結果、再整備する施設は、し尿及び浄化槽汚泥の処理汚泥と市内から発生する剪定枝について、チップ化、堆肥化等による再利用方法を図るための機能を有し、助燃材化による安定的な処理を行う「汚泥再生処理センター」とすることが適当です。

注1:汚泥再生処理センターは環境省交付金対象施設の名称です。

汚泥再生処理センター稼働後の有機性廃棄物フロー



第3 バイオマス資源の資源化等を進めるために整備する施設の要件

具体的な施設の整備計画の策定に当たっては、①必要な施設能力を有すること、②処理が効率的にできること、③周辺環境への負荷が少ないこと、④外観等が周囲と調和を保つこと、といった要件を満たす必要があります。

その他

再整備に当たっては、下記の事項に留意することを求めます。

- ①再整備に伴う旧焼却施設の解体事業の実施に当たっては、周辺の環境調査を行い、ダイオキシン類等に十分な対策を講ずる必要があること<sup>注2</sup>
- ②家庭系食物残渣等のバイオマス資源について、より効率的な循環的利用を図るため、関係者による検討会を進める必要があること
- ③再整備する施設においては、緑の街として自然と調和した施設づくりの必要があること

注2:旧焼却施設の解体は、「汚泥再生処理センター」の整備と合わせることで、環境省の交付金事業として実施することが可能になります。

廃棄物対策審議会委員名簿				
委員氏名	役職	区	分	備考
篠山浩文	会長	学識経験者		
恵良好敏	副会長	関係団体代表		
籠義樹	委員	学識経験者		
中島大介	委員			
五十畑進	委員	住民代表		
能村正昭	委員			
福井紀江	委員			
福岡俊明	委員			
萬田雄造	委員			
鈴木馨	委員	関係団体代表		
椎野達也	委員			18.8.22 から
大橋照司	委員			
伊藤八郎	委員	市長が必要と認める者		
亀山紘一	委員			

(順不同・敬称略)

任期:平成 17 年 11 月 1 日～平成 19 年 10 月 31 日

## 2) 大気環境の状況

本市においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を市内5測定局で監視し、二酸化硫黄を平和台測定局1局で監視しています。過去3年間の測定結果は図と表に示すとおりです。

二酸化硫黄と二酸化窒素は横ばいの傾向にあるのに対し、浮遊粒子状物質は減少の傾向にあります。市内で監視している3物質いずれも平成17年度現在で環境基準を達成しています。

### (1) 二酸化硫黄

表 8-1 二酸化硫黄の年間2%除外値(ppm)

地点	平成15年度	平成16年度	平成17年度
平和台	0.009	0.011	0.011

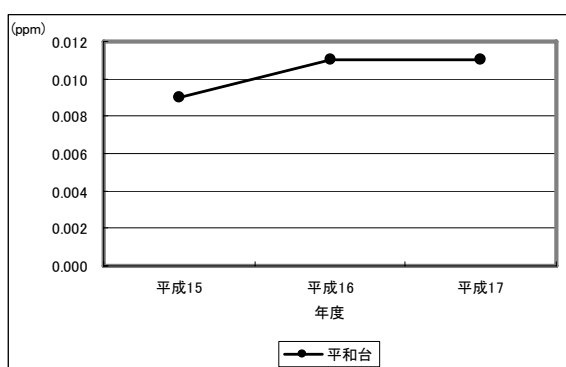


図 8-1 大気質の推移(二酸化硫黄)

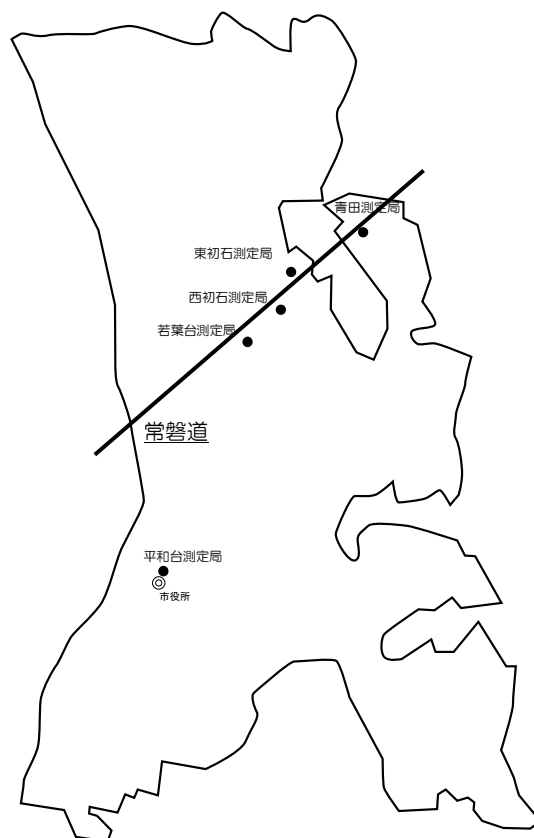


図 8-2 大気質測定地点

表 8-2 二酸化硫黄月間値測定結果

区分	年	平成17年										平成18年			年間値
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
測定時間	時間		713	741	717	741	740	717	738	717	740	741	669	738	8,712
月平均値	ppm		0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005
1時間値の最高値	ppm		0.023	0.059	0.069	0.015	0.101	0.051	0.021	0.010	0.011	0.012	0.013	0.033	0.101
日平均値の最高値	ppm		0.009	0.014	0.011	0.009	0.016	0.015	0.009	0.006	0.009	0.007	0.009	0.011	0.016
日平均値の2%除外値	ppm		0.009	0.014	0.009	0.008	0.015	0.012	0.008	0.006	0.008	0.005	0.008	0.007	0.011

※ 2パーセント除外値とは、月(年)間の1日平均値のうち高い方から2パーセントの範囲内にある値を除外した日平均値をいう。

## (2) 二酸化窒素

表 8-3 二酸化窒素の年間98%値(ppm)

地点	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
若葉台	0.033	0.039	0.038
西初石	0.037	0.042	0.041
東初石	0.040	0.043	0.041
青田	0.038	0.040	0.040
平和台	0.043	0.047	0.044

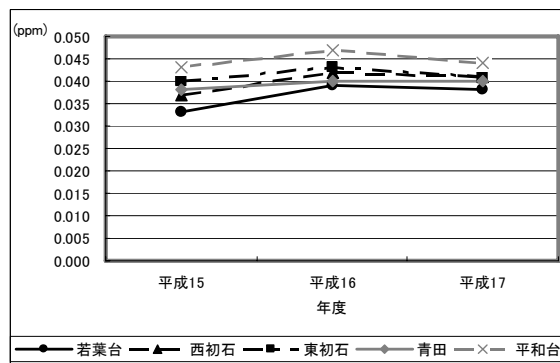


図 8-3 大気質の推移(二酸化窒素)

表 8-4 二酸化窒素年間測定結果(平成 17 年度)

項目 測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを越えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%	98%評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
若葉台測定局	360	8,621	0.020	0.093	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.038	0
西初石測定局	365	8,730	0.022	0.102	0	0.0	1	0.0	1	0.3	12	3.3	0.041	0
東初石測定局	365	8,720	0.021	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	3.3	0.041	0
青田測定局	365	8,726	0.023	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0
平和台測定局	365	8,713	0.023	0.100	0	0.0	1	0.0	1	0.3	17	4.7	0.044	0

※ 98パーセントとは、年間の1日平均値のうち低い方から98パーセント目に相当するものをいう。

## (3) 浮遊粒子状物質

表 8-5 浮遊粒子状物質の年間2%除外値(mg/m<sup>3</sup>)

地点	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
若葉台	0.088	0.076	0.091
西初石	0.100	0.086	0.088
東初石	0.091	0.085	0.081
青田	0.101	0.086	0.088
平和台	0.093	0.079	0.079

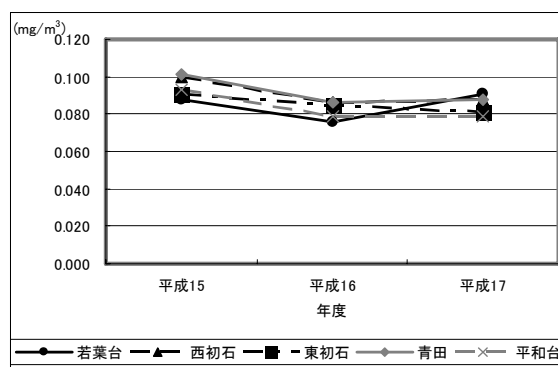


図 8-4 大気質の推移(浮遊粒子状物質)

表 8-6 浮遊粒子状物質年間測定結果(平成 17 年度)

項目 測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を越えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を越えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	有・無	(日)
若葉台測定局	365	8,748	0.036	3	0.0	5	1.4	0.210	0.091	有	2
西初石測定局	365	8,748	0.034	6	0.1	3	0.8	0.259	0.088	無	0
東初石測定局	365	8,741	0.033	16	0.2	2	0.5	0.391	0.081	無	0
青田測定局	364	8,738	0.034	3	0.0	2	0.5	0.208	0.088	無	0
平和台測定局	360	8,613	0.031	0	0.0	0	0.0	0.192	0.079	無	0

#### (4) 光化学スモッグ

平成 17 年度の光化学スモッグ注意報は、4月から10月までの間で、6月に5回、7月に9回、8月に4回、9月に7回発令されました。なお、本市において、光化学スモッグによる被害の申し出者はありませんでした。

#### (5) アスベスト対策

市の公共施設 173 施設においてアスベスト調査を行った結果、各施設のアスベスト吹き付け材の使用状況等を、次のとおり確認いたしました。

なお、市内小中学校23施設において、アスベストは使用されていませんでした。アスベスト吹き付け材の使用が確認された3施設についても、人が直接触れることのできる場所ではなく、当面、市民や職員への影響はありませんが、今後、関係機関と協議の上、恒久的な対策を行ってまいります。

<b>【調査施設結果内訳】</b>	
・ 全公共施設数	173 施設
・ アスベスト該当なし施設	170 施設（市内小中学校含む）
・ アスベスト含有あり施設	3 施設
① 市役所本庁	第2庁舎増築部（天井裏）耐火被覆
② 旧清美園	し尿処理場（フロア室、壁・天井）
③ 流山排水機場	機械室（壁・天井）

#### アスベストに関する問い合わせ窓口

（市民の不安解消の手助けとして、全庁をあげて対応する体制を整えました。）

健康相談について	保健推進課	電話 7154-0331
民間建物について	建築住宅課	電話 7150-6088
公共施設全般について	管財課	電話 7150-6069
教育施設について	教育総務課	電話 7150-6103
市全体のとりまとめ	環境保全課	電話 7150-6083

表 8-7 大気環境に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オゾン	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

※ 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値は、日平均の年間98%値が0.04ppm

### 3) 水質の状況

本市では、市内河川や水路の15地点において、水質の監視測定を行っています。監視項目は、ここに示したBOD(生物化学的酸素要求量)の他に、pH、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、全窒素、全リン、アンモニア態窒素、大腸菌群数など11項目について行っています。BODは、河川等の有機質の汚れの状態を示す水質の代表的な指標です。市内の河川や水路では、最高で44mg/Lを超える値が測定されるなど、汚濁が進んだ河川・水路が見られます。近年の水質の状況は、流山6号幹線が大幅に水質が改善されているのを除いて、だいたい横ばいの傾向にあります。

なお、本市においては、大堀川、坂川などの4河川が生活環境に係る環境基準の類型指定を受けています。利根運河1河川で環境基準を近年3年間すべてで超過しています。

#### (1) 河川等の水質状況

表 8-8 河川の水質状況

河川名	地点名	BOD 年間75%値			環境基準	類型
		平成15年度	平成16年度	平成17年度		
今上落	富士橋	3.4	3.4	5.7		
江戸川台1号幹線	真和団地	32.1	23.6	44.4		
諏訪下川	大橋	4.4	5.6	13.2		
大堀川3号幹線	駒木台地先	6.8	4.8	11.2		
大堀川	駒木5号橋	3.5	2.9	4.2	8	D
坂川	富士見橋	2.3	3.0	3.3	10	E
名都借都市下水路	前ヶ崎橋	10.6	8.4	14.8		
上富士川	砂尾架道橋	7.2	6.7	5.8		
坂川	幸田橋	2.8	2.8	2.8	10	E
神明堀	流山地先	5.8	6.9	8.6		
富士川	富士川3号橋	3.3	3.5	2.5		
新川承水路	赤坂橋	3.5	5.0	7.4		
利根運河	深井新田橋	5.0	4.0	8.6	3	B
大堀川2号幹線	美田団地地先	9.7	9.4	13.2		
流山6号幹線	流山5丁目地先	24.4	12.3	3.7		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から75%目に相当する日平均値をいいます。

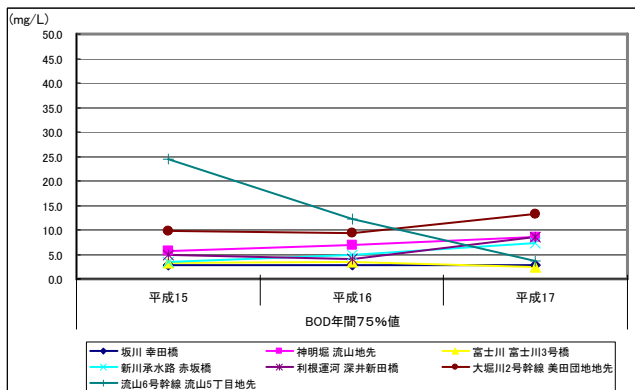
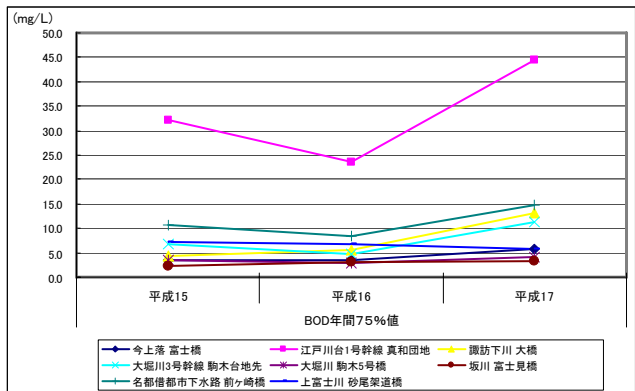
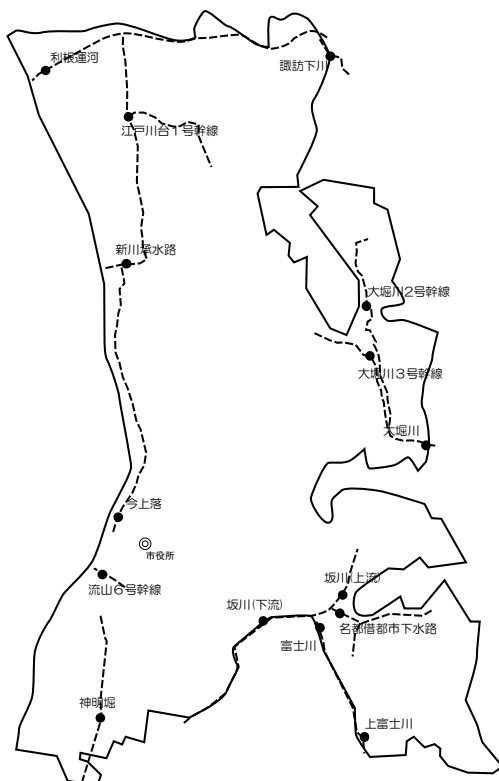


図 8-5 水質測定地点と水質測定結果

表 8-9 平成17年度水質測定結果

区分	河川	今上落	江戸川台1号幹線	諏訪下川	大堀川3号幹線	大堀川(D)	坂川(E)	名都借都市下水路	上富士川	坂川(E)	神明堀	富士川	新川承水路	利根運河(B)	大堀川2号幹線	流山6号幹線
	採取地点	富士橋	真和団地	大橋	駒木台地先	駒木5号橋	富士見橋	前ヶ崎橋	砂尾架道橋	幸田橋	流山地先	富士川3号橋	赤坂橋	深井新田橋	美田団地地先	流山5丁目地先
	年間測定回数	4回														
pH	測定値	7.7	7.5	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	7.8	7.5	7.9	7.7	7.6	7.6	7.5	7.7
	環境基準					6.0~8.5	6.0~8.5			6.0~8.5				6.0~8.5		
DO (mg/l)	測定値	5.5	2.4	7.3	5.8	7.8	9.0	4.7	6.4	8.7	6.9	7.7	4.0	7.1	3.0	6.4
	環境基準					2mg/l以上	2mg/l以上			2mg/l以上				5mg/l以上		
BOD (mg/l)	測定値	5.2 (5.7)	43.9 (44.4)	10.6 (13.2)	23.6 (11.2)	4.7 (4.2)	3.1 (3.3)	17.4 (14.8)	6.7 (5.8)	2.4 (2.8)	17.8 (8.6)	2.4 (2.5)	6.7 (7.4)	8.1 (8.6)	17.3 (13.2)	4.6 (3.7)
	環境基準					8mg/l以下	10mg/l以下			10mg/l以下				3mg/l以下		
COD(mg/l)	測定値	7.3	27.4	10.0	12.9	5.6	4.6	16.5	6.6	3.9	12.4	4.7	7.9	9.7	11.5	7.3
SS (mg/l)	測定値	12	24	6	12	10	7	9	14	5	8	7	3	21	7	12
	環境基準					100mg/l以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと			ゴミ等の浮遊が認められないこと				25mg/l		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	測定値	1.3E+04 ~ 1.3E+05	1.3E+05 ~ 1.4E+06	5.0E+04 ~ 3.3E+05	7.9E+04 ~ 4.9E+05	2.3E+04 ~ 1.1E+05	8.0E+03 ~ 1.3E+05	4.9E+05 ~ 1.1E+06	3.3E+04 ~ 1.4E+05	5.0E+04 ~ 4.9E+04	8.0E+04 ~ 1.7E+07	2.0E+03 ~ 1.3E+05	2.0E+04 ~ 1.1E+06	5.0E+04 ~ 4.9E+05	4.9E+04 ~ 3.3E+05	2.0E+03 ~ 7.9E+05
	環境基準													5000 MPN/100ml以下		
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	測定値	<1	5	1	<1	5	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	5	<1
アンモニア態窒素 (mg/l)	測定値	1.92	12.71	3.77	6.30	2.01	0.76	6.86	2.65	0.33	1.93	0.56	6.36	3.45	6.23	0.48
全窒素 (mg/l)	測定値	4.78	16.25	6.29	7.52	3.79	3.32	12.35	6.52	2.75	3.01	6.02	10.09	6.32	7.31	1.58
全リン (mg/l)	測定値	0.38	2.24	0.66	1.24	0.38	0.22	1.67	0.46	0.18	0.45	0.35	1.02	0.55	1.26	0.46
MBAS (mg/l)	測定値	0.11	2.56	0.29	0.50	0.25	0.09	0.64	0.21	不検出	0.35	0.40	0.64	0.15	0.76	0.09

※1 BODの○内の数値は75%値を示します。

- 大腸菌群数：大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使用。
- n-ヘキサン抽出物質：水中の「油分等」を表わす指標。動植物油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、リン脂質などの脂肪酸誘導体、ワックスグリース、石油系炭化水素等の総称で、溶媒であるn-ヘキサンにより抽出される揮発性物質。
- MBAS：メチレンブルー活性物質。陰イオン界面活性剤のように、陽イオン物質であるメチレンブルーと反応して複合体を形成する物質。したがって、一般に陰イオン界面活性剤の指標とされます。

(2)都市水路測定結果

表 8-10 神明堀・新川承水路水質測定結果(平成17年度)

月	地点	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	流量 (m <sup>3</sup> /分)
4月	神明堀	7.3	4.9	3.0	2.06
	新川承水路	7.4	4.9	1.0	1.66
5月	〃	7.3	5.1	5.0	2.58
	〃	7.4	5.1	4.0	1.51
6月	〃	7.2	6.2	6.7	1.94
	〃	7.3	5.7	0.8	1.14
7月	〃	7.3	4.3	8.0	14.2
	〃	7.3	4.0	1.0	2.08
8月	〃	7.5	6.5	3.3	7.04
	〃	7.4	5.9	1.6	1.71
9月	〃	7.1	6.6	4.3	3.45
	〃	7.1	5.8	5.0	2.36
10月	〃	7.4	2.8	2.3	5.86
	〃	7.1	5.7	4.6	1.48
11月	〃	7.4	6.1	3.0	0.61
	〃	7.3	4.6	3.0	2.35
12月	〃	7.2	7.5	5.6	0.58
	〃	7.3	6.0	3.6	1.57
1月	〃	7.1	5.7	3.5	0.43
	〃	7.4	5.6	1.3	1.06
2月	〃	7.2	5.3	4.0	0.75
	〃	7.2	5.8	4.0	1.52
3月	〃	7.4	7.6	4.6	0.52
	〃	7.4	7.3	6.5	0.62

※ 両都市水路で月1回pH、BOD、SS流量などを測定している。

(3)環境基準

表 8-11 人の健康の保護に関する環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
		ほう素	1mg/ℓ 以下
		硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	10mg/ℓ 以下

- (注) 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2.「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表 8-12 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く):昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ 以上	

- 備考 1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 2.農業利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3.水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水	0.03mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下

- 備考 1.基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)



#### 4)地盤・土壌

##### (1)土壌汚染対策法に基づく指定区域

本区域は、平成 18 年 8 月に土壌汚染対策法に基づく指定区域に指定され、今後調査や対策等が行われることとなります。

表 8-13 土壌汚染対策法に基づく指定区域の内容

指定日	指定番号	指定区域	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質	告示番号
平成 18 年 8 月 8 日	4	流山市 流山字東谷 945 番	967m <sup>2</sup>	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	平成 18 年 第 726 号

##### (2)地下水水質調査結果

表 8-14 地下水質調査結果(平成 17 年度)

項目	抽出調査(対象 12)		
	基準値超	基準値未満(うち不検出)	計
四 塩 化 炭 素		12(12)	12
1,1,1-トリクロロエタン		12(12)	12
トリクロロエチレン	1	11(10)	12
テトラクロロエチレン		12(12)	12

※ 基準超過は市野谷地区の井戸で確認しました。

##### (3)西初石地区の地下水汚染

トリクロロエチレンによる地下水汚染のため、平成元年度から解明調査を行い、平成 11 年度から揚水ばっ気による汚染源除去を実施しています。

現状は、おおむね環境基準値である 0.03mg/l をクリアしていますが、一部の井戸において基準を超過しているため、今後も千葉県と協議をして対応していきます。

##### (4)平方地区の地下水汚染

テトラクロロエチレンによる地下水汚染のため、平成元年度から解明調査を行っております。

現在のところ若干の検体が環境基準である 0.01mg/l を超過しているため、今後も千葉県と協議しながら対応していきます。

(5)環境基準

表 8-15 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	ほう素	1mg/ℓ 以下

表 8-16 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	基準値
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下かつ農用地において米 1kg につき 1mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下
砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下かつ農用地(田に限る。)の土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)の土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下

(注) 汚染が自然的原因であることが明らかである場所・原材料の堆積場・廃棄物の埋立地・基準項目に係わる物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係わる土壌については適用されない。

表 8-17 ダイオキシン類に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)※地下水も同じ	1pg-TEQ/ℓ以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

※土壌にあたっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## 5) 騒音・振動・交通量

### (1) 騒音の状況

#### ① 常磐道沿道の騒音の状況

本市においては、常磐道沿道の4地点において騒音の監視測定を行っています。測定の結果は、図に示すとおりであり、常磐道からの騒音レベルは 44dB~59dB の範囲にあります。

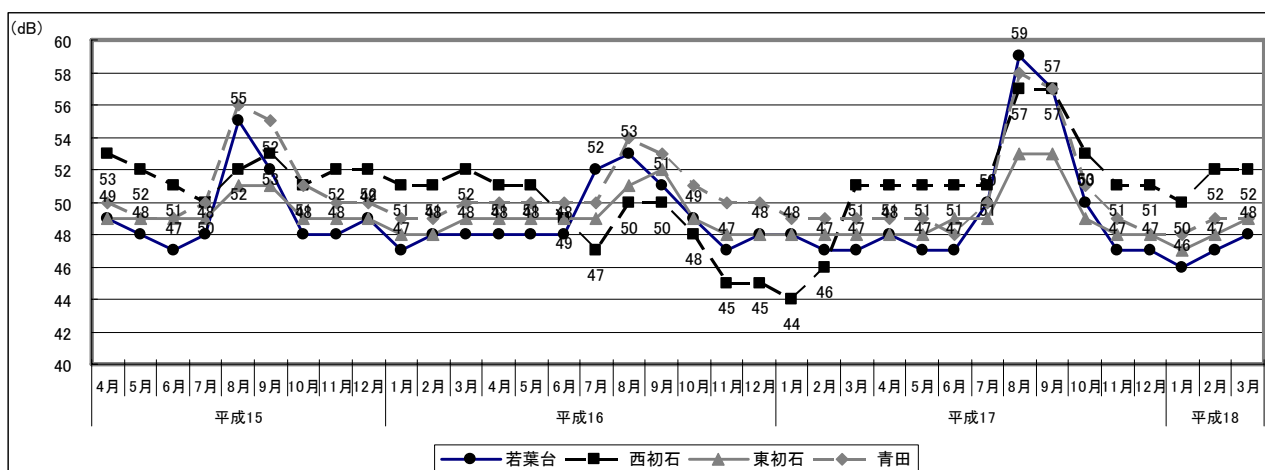


図 8-6 常磐道沿道の騒音の推移

### (2) 常磐道環境保全対策

表 8-18 騒音月平均測定結果

単位：dB

区分	年 月	平成17年										平成18年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
若葉台測定局		48	47	47	50	59	57	50	47	47	46	47	48	
西初石測定局		51	51	51	51	57	57	53	51	51	50	52	52	
東初石測定局		48	48	49	49	53	53	49	48	48	47	48	49	
青田測定局		49	49	48	50	58	57	51	49	48	48	49	49	

表 8-19 協定値(日本道路公団(現東日本高速道路株式会社)と締結した騒音に係る環境基準値)

朝(6時~8時)	55dB以下
昼(8時~19時)	60dB以下
夕(19時~22時)	55dB以下
夜(22時~翌6時)	50dB以下

### (3) 市内道路交通騒音の状況

本市では、常磐自動車道沿道のほか、市内主要道路の沿道 13 地点で道路交通騒音の監視測定を行っています。測定の結果は図に示すとおりであり、交通量の多い国道6号や県道松戸野田線で高い値が観測されました。また、環境基準の超過は旧日光街道をはじめとして9地点で見られます。特に、夜間の時間帯での超過が目立ちます。

表 8-20 自動車騒音実態調査結果

区域 区分	地域の 種類	車線数	測定場所及び期間	測定値(L <sub>eq</sub> )	
				昼間	夜間
第1種	A	2	東初石4丁目238番地先 県道守谷流山線 平成18年1月16日～1月19日	70	67
			西初石4丁目381番地先 旧日光街道 平成18年1月16日～1月19日	65	62
			西平井301番地先 市道237号線 平成18年1月16日～1月19日	69	64
第2種 区域	B		大字流山地先 県道白井流山線 平成18年1月16日～1月19日	66	64
			向小金2丁目234番地先 県道松戸柏線 平成18年1月16日～1月19日	70	66
		4	三輪野山407番地先 県道松戸野田線 平成18年1月16日～1月19日	70	65
		2	平和台1丁目5番地先 県道柏流山線 平成18年1月16日～1月19日	69	68
		4	向小金1丁目301番地先 国道6号線 平成18年1月16日～1月19日	77	75
第2種 区域	C	2	流山2丁目102番地先 旧流山街道 平成18年1月16日～10月19日	71	68
			流山2丁目312番地先 県道松戸野田線 平成18年1月16日～1月19日	75	74
調整 区域		2	東深井24番地先 県道松戸野田線 平成18年1月16日～1月19日	75	74
			西初石5丁目地先 市道220号線 平成18年1月16日～1月19日	69	64
			駒木603番地先 県道高田原線 平成18年1月16日～1月19日	70	65

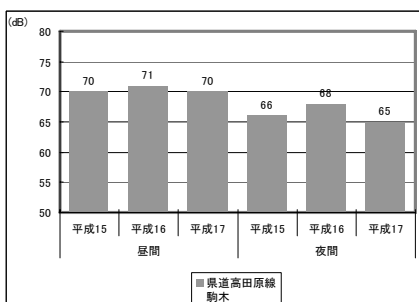
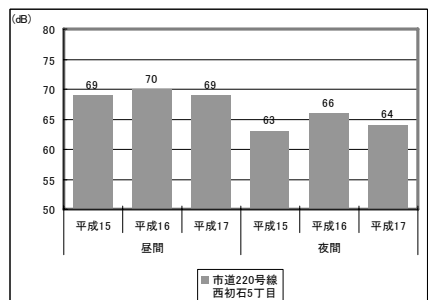
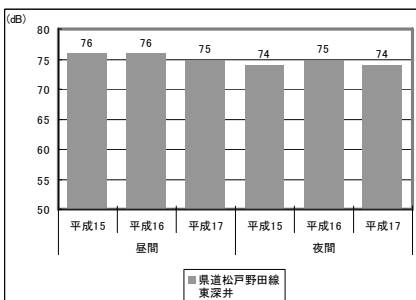
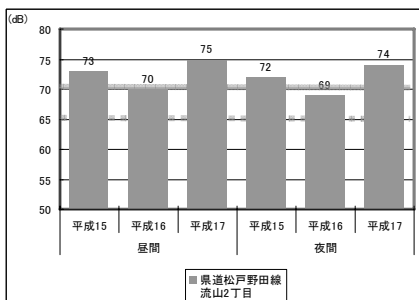
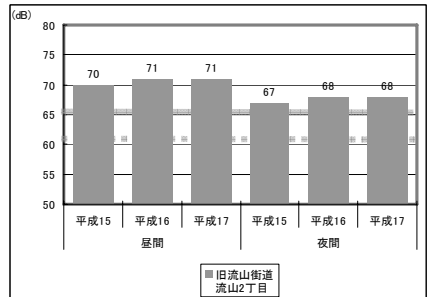
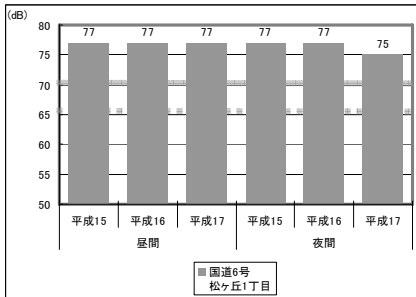
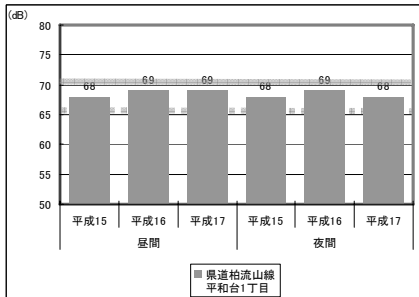
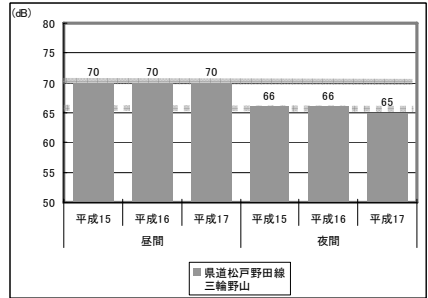
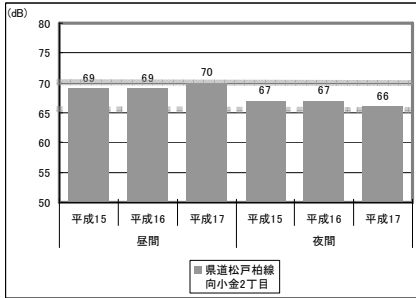
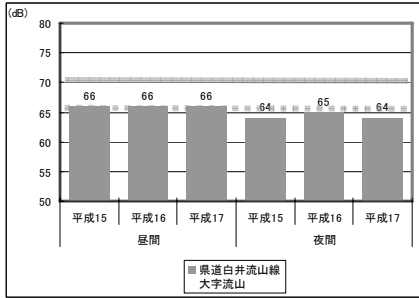
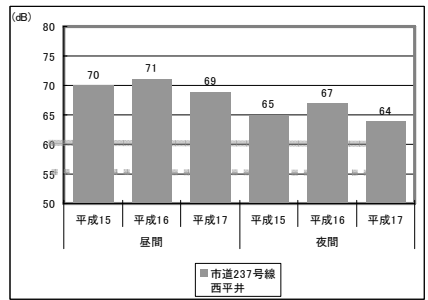
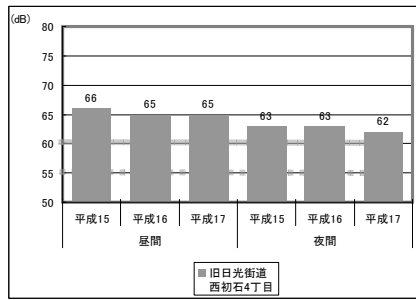
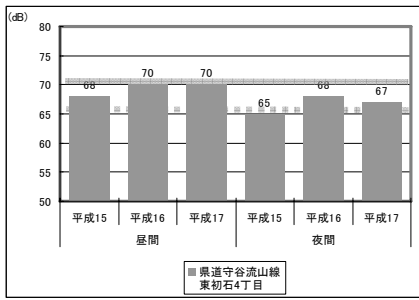


図 8-7 道路交通騒音実態調査結果

——— : 環境基準(昼間)  
 ..... : 環境基準(夜間)  
 ※ 環境基準は地域の類型によって異なります。

#### (4)振動の状況

本市では、道路交通騒音と同地点の市内主要道路の沿道 13 地点で道路交通振動の監視測定を行っています。測定の結果は図に示すとおりであり、交通量の多い国道6号や県道松戸野田線で比較的高い値が観測されていますが、いずれも対策が必要となる振動の要請限度を下回っています。

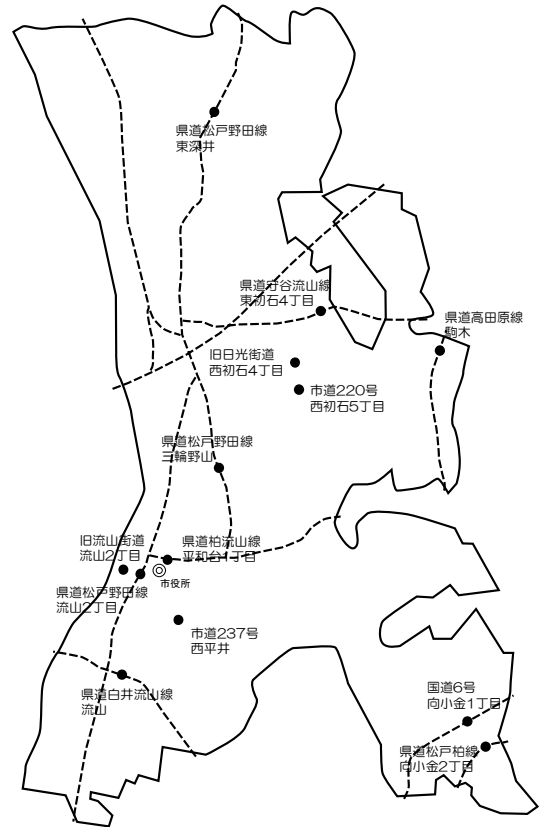


表 8-21 道路交通振動実態調査結果 (単位:dB)

区域区分	車線数	測定場所及び期間	測定値及び基準	昼	夜
第1種区域	2	東初石4丁目238番地先 県道守谷流山線 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	47 65	43 60
		大字流山地先 県道白井流山線 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	41 65	37 60
		西初石4丁目381番地先 旧日光街道 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	46 65	39 60
		西平井301番地先 市道237街道 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	49 65	40 60
		向小金2丁目234番地先 県道松戸柏線 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	50 65	46 60
	4	三輪野山407番地先 県道松戸野田線 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	45 65	37 60
	2	平和台1丁目5番地先 県道柏流山線 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	52 65	49 60
4	向小金1丁目301番地先 国道6号線 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	55 65	53 60	
第2種区域	2	流山2丁目102番地先 旧流山街道 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	43 70	36 65
		流山2丁目312番地先 県道松戸野田線 平成18年1月17日~1月18日	測定値 要請限度	44 70	41 65
調整区域	2	東深井24番地先 県道松戸野田線 平成18年1月17日~1月18日	測定値	55	49
		西初石5丁目地先 市道220号線 平成18年1月19日~1月20日	測定値	51	45
		駒木603番地先 県道高田原線 平成18年1月17日~1月18日	測定値	50	39

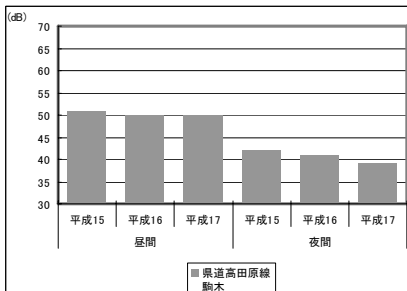
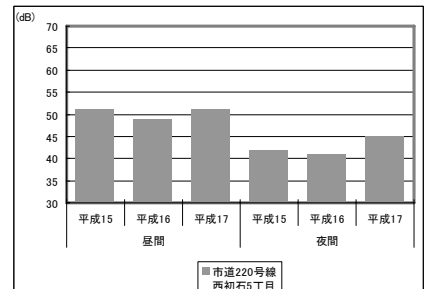
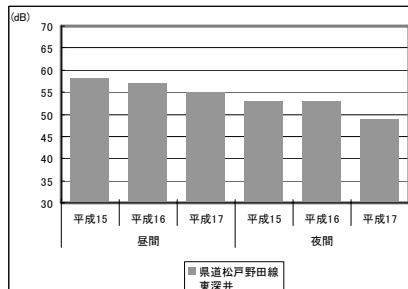
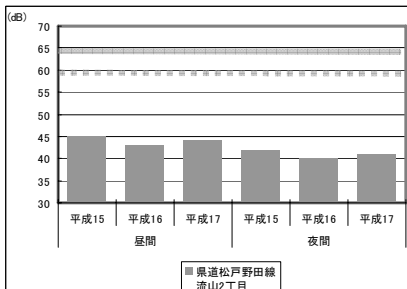
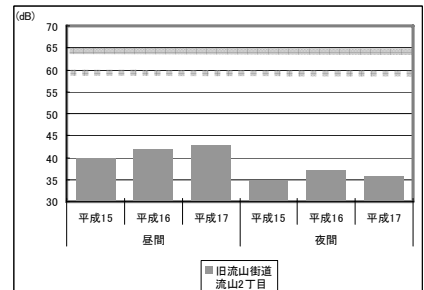
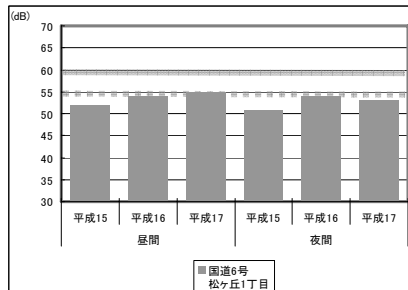
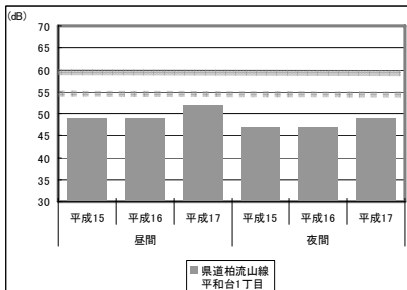
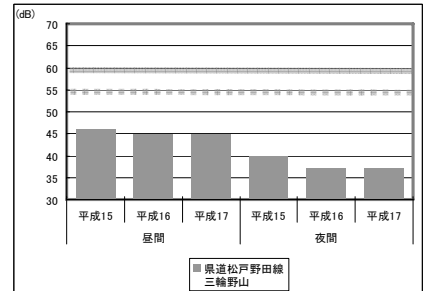
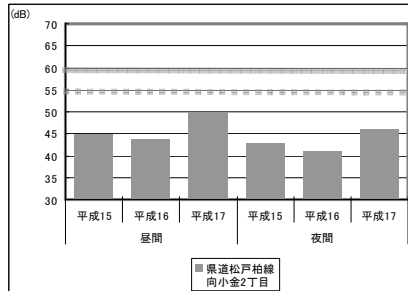
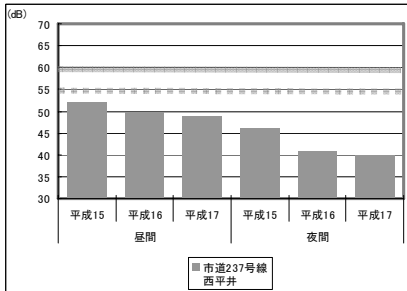
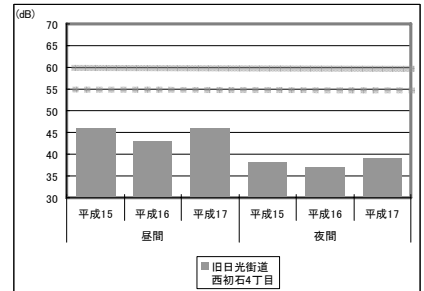
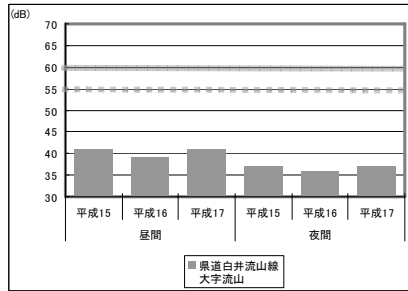
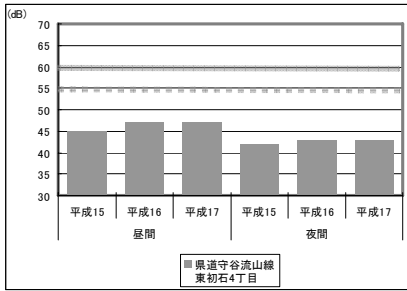


図 8-8 道路交通振動実態調査結果

----- : 要請限度(昼間)  
 ..... : 要請限度(夜間)

※ 要請限度は地域の類型によって異なります。

## (5)市内の主要道路の交通量

表 8-22 主要道路交通量調査結果

対象道路(調査地点)	大型車(台)	貨物車(台)	乗用車(台)	四輪車計 (上下線) (台)	バイク(台)
県道松戸野田線(流山 8 丁目交差点)	2,068	2,594	16,588	21,250	405
県道白井流山線(流山 8 丁目交差点)	247	1,501	14,560	16,308	477
県道松戸野田線(三輪野山茂呂神社交差点)	408	1,332	16,559	18,299	175
市道 220 号線(三輪野山茂呂神社交差点)	310	895	12,449	13,654	466
市道 221 号線(加 1 丁目地先交差点)	118	303	8,740	9,161	353
県道柏流山線(加 1 丁目地先交差点)	831	1,433	7,945	10,209	288
市道 251 号線(名都借地先交差点)	206	618	5,374	6,198	91
国道 6 号線(名都借地先交差点)	3,690	4,674	35,045	43,409	865
県道松戸野田線(南地先交差点)	1,439	3,411	21,559	26,409	305
松戸野田有料道路(南地先交差点)	620	2,212	16,888	19,720	97
県道高田原線(駒木地先)	619	1,428	11,216	13,263	303
市道 292 号線(東初石 3 丁目地先交差点)	15	647	9,550	10,212	280
県道守谷流山線(東初石 3 丁目地先交差点)	653	1,601	12,181	14,435	270
市道 237 号線(西平井地先)	87	695	7,313	8,095	200
市道 107 号線(宮園 1 丁目地先交差点)	136	908	14,812	15,856	269
市道 106 号線(宮園 1 丁目地先交差点)	33	529	9,476	10,038	258

※交通量調査は、平成18年1月17日12時～翌12時(24時間) 各調査地点で実施

## (6)環境基準等

### ① 騒音に係る環境基準

表 8-23 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間区分		類型指定地域(概要)
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域等
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域等
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

(注) AA 類型については、本県にはあてはめていない。

表 8-24 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下



幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

（注1）「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

（注2）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を超える道路では20メートルの区域をいう。

## ② 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

表 8-25 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

（注1）a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれの次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

（注2）平成 12 年 3 月 2 日に要請限度にかかる新しい総理府令が定められ、平成 12 年 4 月 1 から施行されている。

## 6) 生活環境

### (1) 市内青草対策

表 8-26 市内青草対策の状況

内訳 年度	草刈依頼		業者委託		自己処理		合計		処理率
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	
17 年度	256	53,118	113	21,471	57	27,939	170	49,410	93.0
16 年度	238	68,079	122	27,660	49	22,929	171	50,589	74.3
15 年度	257	74,234	131	28,173	56	24,810	187	52,983	71.4

## (2)春・秋ゴミゼロ運動

表 8-27 春・秋ゴミゼロ運動の参加団体等の状況

事業名	実地日	参加団体数 (団体)	参加人数 (人)	収集量 (t)
春季ゴミゼロ運動	平成 17 年 5 月 15 日 ～6 月 8 日	146	22,945	47.6
秋季ゴミゼロ運動	平成 17 年 10 月 2 日 ～12 月 18 日	116	19,395	53.6
江戸川クリーン大作戦	平成 17 年 5 月 29 日	54	2,175	0.7

## (3)不法投棄件数等及び回収量

表 8-28 不法投棄件数等及び回収量の状況

年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
不法投棄パトロール回収件数	1,035 件	585 件	551 件	500 件	532 件
不法投棄パトロール回収量 (パトロール日数)	122.64t (240 日)	73.79t (117 日)	99.82t (117 日)	141.47t (240 日)	115.73t (240 日)
清掃事務所処分量 (処分費:円)	83.03t (1,184,210)	54.87t (786,620)	68.14t (935,520)	92.83t (1,461,990)	92.77t (1,461,050)
可燃物処分量	可燃 23.52t	可燃 14.77t	可燃 26.22t	可燃 4.05t	可燃 17.22t
不燃物処分量	不燃 59.51t	不燃 40.10t	不燃 41.92t	不燃 88.78t	不燃 75.55t
産業廃棄物処分量	9.71t	82.84t	60.36t	109.98t	52.12t
不法投棄物処分量合計	92.74t	137.71t	128.50t	202.72t	144.89t

※ 平成 12 年度より不法投棄パトロール及び回収事業を開始

表 8-29 廃家電の回収量の状況

年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
家電 4 製品処分台数 (処分費:円)	74 台 (234,360)	151 台 (980,805)	632 台 (4,118,835)	337 台 (2,185,050)	350 台 (2,225,085)
(回収台数)	(231 台)	(275 台)	(278 台)	(337 台)	(350 台)

※ 平成 13 年度より家電 4 製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）のリサイクル開始

表 8-30 排土処分量

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
排 土 処 分 量	186.74t	178.95t	145.98t	156.34t	145.48t

#### (4) 家庭用小型合併処理浄化槽補助

表 8-31 家庭用小型合併処理浄化槽補助件数及び補助額(平成 17 年度)

目的	人槽	設置基数	補助限度額	補助額
	人槽	基	円	円
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する費用の一部を補助する。また、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う者に対して、転換に要する費用の一部を上記補助金に上乗せして補助する。	[通常型]			
	5	19	240,000	4,560,000
	6~7	9		2,160,000
	8~10	3		720,000
	[高度型転換]			
	5	1	624,000	624,000
	6~7		666,000	
	8~10		756,000	
	[高度処理(窒素・燐除去)型]			
	5	12	444,000	5,328,000
	6~7	2	486,000	972,000
	8~10		576,000	
	合計	46		14,364,000

#### (5) 病害虫等対策

表 8-32 衛生用薬剤散布機購入費補助(平成 17 年度)

目的	自治会数(自治会)	購入台数(台)	補助金額(円)
良好な生活環境を確保するため、自治会が購入する衛生用薬剤散布機購入経費の一部を補助する。	3	3	98,000

8-33 自治会幹旋用薬剤購入状況(平成 17 年度)

自治会数(自治体)	油剤 18ℓ缶(缶)	乳剤 18ℓ缶(缶)	購入金額(円)	備考
48	94	20	1,028,000	左のうち市の補助金が10分の7

#### (6) 登録等狂犬病予防

表 8-34 畜犬登録状況(平成 17 年度)

登録件数(頭)	新規登録(頭)	鑑札再交付(頭)	注射済票交付(頭)	注射済票再交付(頭)
8,628	671	2	5,643	3

#### (7) 市内生活環境苦情件数

表 8-35 平成 17 年度 環境保全等苦情処理集計内訳(種類別)

No.	種類	件数
1	悪臭	21
2	大気	10
3	振動	7
4	騒音	20
5	水質	5
6	動物他	23
7	害虫等	11
8	雑草樹木	76
9	廃棄物投棄	90
10	防犯	5
11	その他	3
	合計	271

表 8-36 平成17年度 環境保全等苦情処理集計内訳

No.	月	件数
1	4月	13
2	5月	15
3	6月	17
4	7月	16
5	8月	41
6	9月	44
7	10月	22
8	11月	42
9	12月	13
10	1月	18
11	2月	14
12	3月	16
	年間計	271

表 8-37 平成17年度 環境保全等苦情処理集計内訳(地区別集計)

地区名	件数	地区名	件数
西初石 1~6 丁目	27	宮園 1~3 丁目	2
南流山 1~8 丁目	17	中野久木	2
東初石 1~6 丁目	17	下花輪	2
野々下 1~6 丁目	16	十太夫	2
鱈ヶ崎	14	美田	2
東深井	12	上新宿	1
駒木台	11	上貝塚	1
前ヶ崎	11	大畔	1
江戸川台東 1~4 丁目	10	若葉台	1
平和台 1~5 丁目	8	芝崎	1
駒木	8	古間木	1
向小金 1~4 丁目	8	長崎 1~2 丁目	1
名都借	8	流山	0
三輪野山	7	加	0
西平井	7	深井新田	0
こうのす台	7	平方村新田	0
西深井	6	小屋	0
松ヶ丘 1~6 丁目	6	上新宿新田	0
加 1~6 丁目	5	桐ヶ谷	0
木	5	谷	0
美原 1~4 丁目	5	江戸川台西 1~4 丁目	0
北	4	中	0
南	4	前平井	0
青田	4	後平井	0
思井	4	西松ヶ丘 1 丁目	0
市野谷	4	不明	11
平方	3		
富士見台 1~2 丁目	3		
流山 1~9 丁目	2		
合計		合計	271

(8)埋立事業

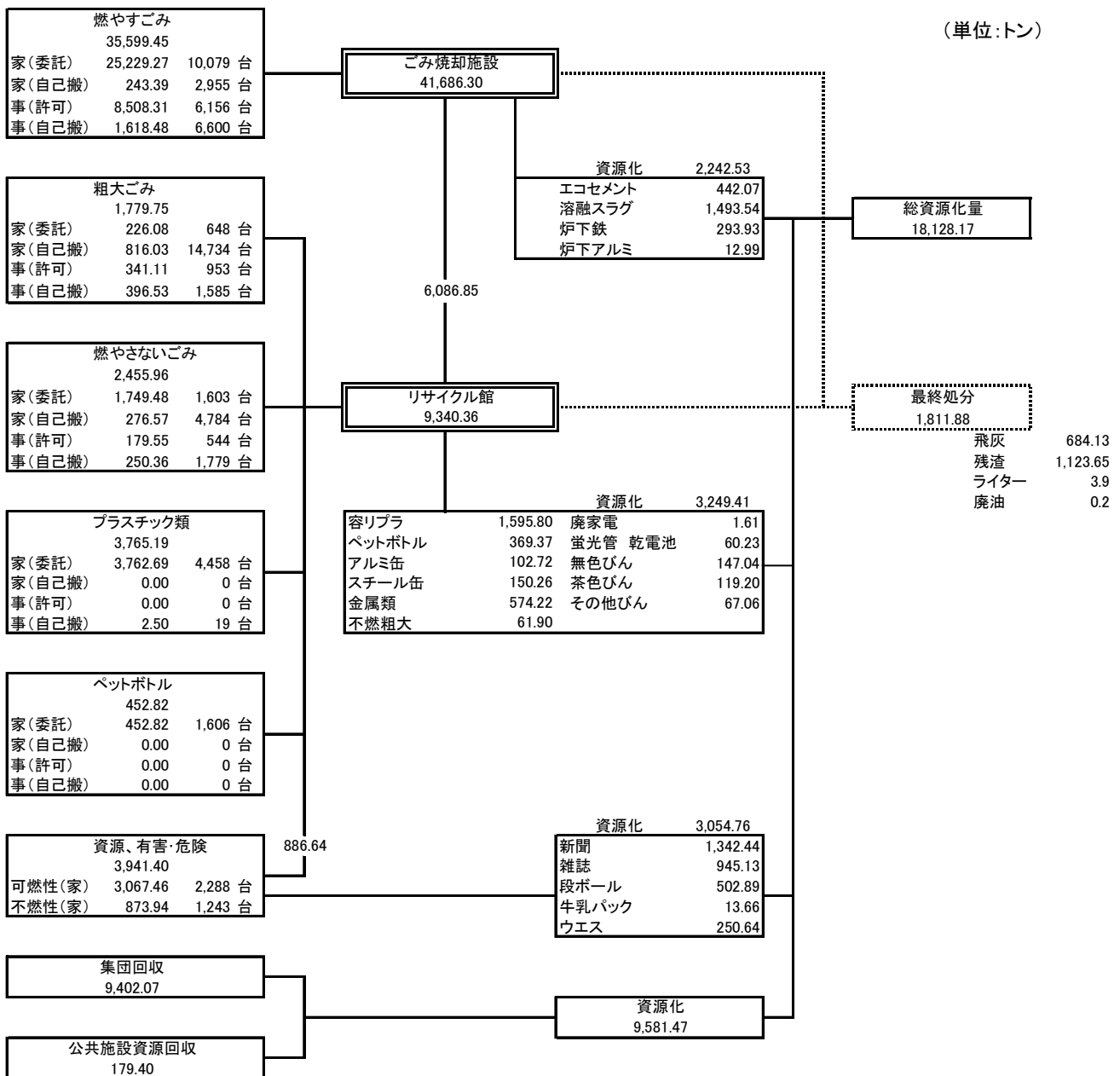
表 8-38 埋立事業の実施状況

年度	許可件数	埋立箇所	面積(m <sup>2</sup> )	備考
16	5	5	8,890	
17	11	11	21,772	

7)廃棄物とリサイクル

(1)ごみ収集状況

収集世帯 57,753 世帯 収集人口 152,703 人(平成 17 年 10 月 1 日現在) ごみ集積場数 3,890 箇所  
 ごみ発生量 57,576.04 トン  
 ごみ処理量 47,994.57 トン



※「家」は家庭系ごみ、「事」は事業系ごみ  
 ※ 炉下鉄・炉下アルミ : 焼却処理後の鉄およびアルミ  
 ※ 容リプラ : 容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うプラスチック製容器包装材  
 ※ 不燃粗大 : リサイクル館で処理できない金属屑およびプラスチック類等

図 8-9 ごみ収集及び処理の状況

表 8-39 ごみの回収区分及び収集方法

区分	収集方法
燃やすごみ	集積所方式 (週2回収集)
プラスチック	集積所方式 (週1回収集)
燃やさないごみ	集積所方式 (月2回収集)
ペットボトル	集積所方式 (月2回収集)
粗大ごみ	戸別委託収集は電話申込み その他はクリーンセンターへ持込
資源ごみ、有害・危険ごみ	集積所方式 (月2回収集)

(2)ごみ処理状況

表 8-40 資源物処分状況

(単位:t) (平成17年度)

区分	鉄類	紙類	カレット	アルミニウム	プラスチック	その他	合計
数量	989.82	3,054.76	333.30	144.30	1,965.17	61.84	6,549.19

表 8-41 廃棄物の中間処理状況

(平成17年度)

区分	処理数量(t)	委託料(円)	処理状況
溶融飛灰運搬処理	442.07	39,454,744	エコセメントの原料などとして再生利用
溶融飛灰運搬処分	684.13	39,508,505	秋田県大館市で処理

表 8-42 廃棄物の最終処分状況

(平成17年度)

区分	処理数量(t)	委託料(円)	処理状況
水銀含有廃棄物運搬処分	60.23	5,849,838	北海道留辺蘂町(現北見市)で処理・再利用
不燃性粗大ごみ運搬処理	61.90	5,953,500	茨城県ひたちなか市で処理・再利用
ガスライター・廃油運搬処分	4.10	654,000	茨城県北茨城市で処理
炉下不燃残渣運搬処分	1,123.65	36,574,804	福島県小野町で処理

表 8-43 クリーンセンターの排ガス調査結果

(平成17年度)

項目	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ばいじん (mg/m <sup>3</sup> N)	水銀 (mg/m <sup>3</sup> N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
4月	1以下	2以下	2以下	1以下	0.005以下	0.00011以下
5月	1以下	10以下	1以下	1以下	0.005以下	0.00022以下
6月	1以下	3以下	2以下	1以下	0.005以下	0.0012以下
7月	1以下	6以下	2以下	1以下	0.012以下	0.00011以下
8月	1以下	4以下	1以下	1以下	0.005以下	0.000073以下
9月	1以下	6以下	2以下	1以下	0.005以下	0.000077以下
10月	1以下	8以下	2以下	1以下	0.008以下	0.00011以下 <sup>※1</sup>
11月	1以下	3以下	1以下	1以下	0.005以下	0.000028以下 <sup>※2</sup>
12月	1以下	1以下	2以下	1以下	0.006以下	<sup>※3</sup>
1月	1以下	5以下	2以下	1以下	0.005以下	0.00012以下
2月	1以下	7以下	2以下	1以下	0.006以下	0.000072以下
3月	1以下	6以下	2以下	1以下	0.01以下	0.000060以下
規制値	—	250以下	430以下	80以下	—	1以下
保証数値	10以下	30以下	10以下	5以下	0.03以下	0.01以下

※1 10月のダイオキシン類は、公定法に基づいた、10月26日(午後1時から6時まで)の測定結果です。

※2 11月のダイオキシン類は、公定法に基づいた、11月30日(午前11時10分から午後4時10分まで)の測定結果です。

※3 12月のダイオキシン類は、測定装置の不調等により、測定結果がありません。

### (3)リサイクル状況

表 8-44 ごみ減量・資源化啓発:ガレッジセール(フリーマーケット)

(平成 17 年度)

実施日	会場	内容	参加者
11 月 3 日	総合運動公園 (市民まつり会場内)	フリーマーケットを通して、不用品を欲しい人に譲ることにより、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中でも重要なごみの発生抑制と再使用の意識付けを図り、循環型社会の構築を目指すもの	出店数 30 店 来場者 約 5,000 人

表 8-45 ごみ減量・資源化行動計画推進:一般廃棄物処理基本計画数値目標

期間	1 人 1 日当たりのごみ発生量 (g)	資源化率 (%)	最終処分率 (%)
目標(平成 20 年度)	980	33.0	2.0
実績(平成 17 年度)	1,022	31.5	3.8

表 8-46 リサイクル活動状況

(平成 17 年度)

紙類(kg)	布類(kg)	金属類(kg)	ビン類(kg)	合計(kg)	補助額(円)	団体数(団体)
7,531,660	343,540	634,070	892,795	9,402,065	75,216,520	181

表 8-47 公共施設資源回収状況

(平成 17 年度)

紙類・布類(kg)	金属類(kg)	ビン類(kg)	合計(kg)
159,120	18,320	1,960	179,400

表 8-48 生ごみ肥料化処理器補助状況

(平成 17 年度)

件数(件)	基数(基)	補助額(円)
249	257	5,648,300

表 8-49 リサイクルプラザ(プラザ棟)運営管理事業:講座・教室 (平成 17 年度)

名称	開催回数	参加者数(延べ)
生ごみ堆肥作り教室	1 回	10 名
紙すき教室	2 回	16 名
リフォーム相談	11 回	43 名
石けんづくり教室	1 回	19 名
パッチワーク教室	3 回	27 名
布ぞうりづくり	4 回	54 名
和服地の洋裁教室	10 回	135 名
包丁研ぎ教室	2 回	29 名
夏休みリサイクル工作教室	2 回	19 名
ペットボトルガーデニング教室	2 回	46 名
ベストづくり	3 回	30 名
牛乳パック小物づくり	2 回	10 名
トイレトペーパー小物づくり	1 回	3 名
空びんプードルづくり	1 回	4 名
3R 月間特別講座	1 回	15 名
合計	46 回	460 名

表 8-50 再生品販売

(平成 17 年度)

家	具	120 点
自	転 車	124 点

## (4)し尿処理

表 8-51 し尿収集処理状況

(平成 17 年度)

区分		収集件数(件)	収集人口(人)	収集処理量(kℓ)	委託料(円)
し 尿	定額制	932	2,071	4,044	93,928,590
	従量制	817	4,330		
合 計		1,749	6,401	4,044	

表 8-52 し尿最終処分事業:し尿処理汚泥処理状況

(平成 17 年度)

業務名称	数量(t)
し 尿 汚 泥 運 搬 業 務 委 託	1,680.74
し 尿 汚 泥 運 搬 処 理 業 務 委 託	197.49

## (5)動物死体処理

表 8-53 動物死体処理状況(平成 17 年度)

単位:体

区分	持込分	引取分	合計
	体数	体数	体数
一般系(有料)	172	121	293
一般系(無料)	(道路上で死亡した犬、猫等)	454	454
事業系(有料)	2		2
合計	174	575	749

## (6)ごみ・し尿処理経費

ごみ処理量は、平成 13 年度以降おおむね横ばいの傾向にありますが、市民 1 人あたりのごみ処理経費は、減少の傾向にあります。

表 8-54 ごみ処理経費

区分	単位	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	
ご み 処 理 量	t	47,401.78	48,230.32	47,128.15	46,202.38	47,994.57	
処 理 経 費	千円	2,353,285	2,570,753	2,650,735	2,035,016	1,824,387	
	人件費	千円	344,740	395,661	386,869	323,664	342,677
	処理費	千円	169,255	166,057	182,845	247,997	295,664
	委託費	千円	1,674,513	1,845,649	1,516,571	1,302,481	1,162,726
その他	千円	164,777	163,386	564,450	160,874	23,320	
1 トンあたり	円	49,645	53,302	56,245	44,046	38,012	
1 世帯あたり	円	42,326	45,579	46,431	35,181	30,712	
1 人あたり	円	15,502	16,893	17,405	13,349	11,821	



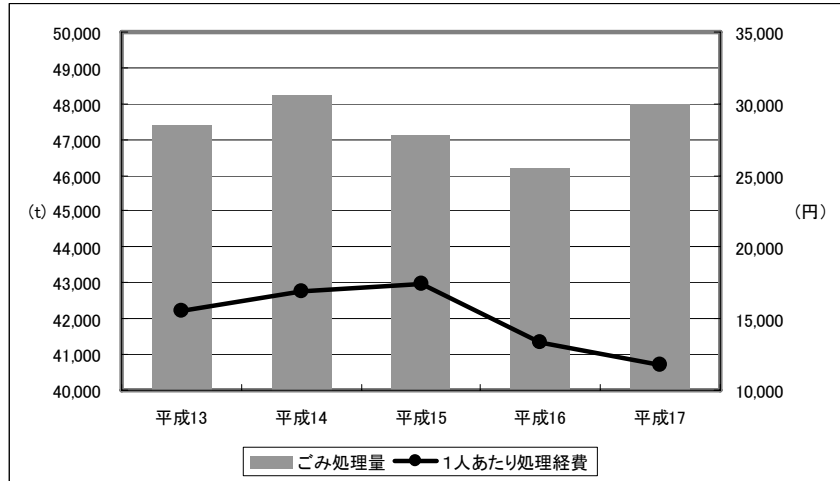


図 8-10 ごみ処理量と1人あたりのごみ処理経費の状況

表 8-55 し尿処理経費

区分	単位	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
し尿処理量	L	24,154.75	22,871.10	23,236.92	21,500.92	21,223.14
処理経費	千円	421,833	412,140	386,550	343,622	296,775
人件費	千円	106,707	102,725	100,538	79,289	80,914
処理費	千円	71,539	74,571	98,772	94,876	73,463
委託費	千円	194,368	191,412	179,574	125,396	126,353
その他	千円	49,219	43,432	7,666	44,061	16,045

## 8)市役所の率先的な活動

### (1)天然ガス自動車の導入

自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出や窒素酸化物などの大気汚染物質の排出を抑制するため、本市では天然ガス自動車を導入しました。今後とも、低公害車の導入を推進してまいります。



図 8-11 天然ガス自動車導入啓発ホームページ

## (2)壁面緑化の導入

壁面緑化を行うことにより、室内温度の上昇を抑制することができ、夏季の空調の使用量等を削減することによって、温室効果ガス排出量の抑制に貢献することができます。

市役所では、第3庁舎において、壁面緑化を導入しました。



図 8-12 壁面緑化の導入状況(市役所第3庁舎)

## (3)普及啓発活動

流山市環境基本計画では、本市が目指す循環型社会のまちづくりのための取り組みとして、5R運動を位置づけ、市民のみなさんへの普及啓発活動を進めています。

また、小冊子「えこらいふ」を発行し、路上喫煙の防止や野外でのごみの焼却の禁止、動物の正しい飼い方、温暖化対策のためのエコアクションなどについて啓発を行いました。



図 8-13 5R 運動普及啓発チラシ

第25号  
2006. 3月

流山  
えこらいふ

発行：流山市役所環境保全課  
電話：04-7150-6083  
FAX：04-7158-5840

# 私たちにできる 環境保全



暮らしの中で 何に注意すれば  
“快適な環境”を保つことが  
できるか考えてみました！

図 8-14 小冊子「えこらいふ」表紙

## 9)環境関連条例

### (1)流山市環境基本条例

平成 13 年 7 月 2 日 条例第 22 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 市民参加の推進（第 17 条—第 19 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 20 条）

第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等（第 21 条—第 23 条）

附則

流山は、首都圏内に位置し、緑豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知を受け継ぎながら、清潔な環境の備わった都市へと着実に発展を遂げてきた。

これまでの発展により、物質的な豊かさは得たものの、一部の自然は減少し、反対に廃棄物は増加しつつあるなどの環境問題が生じてきている。

今日の環境問題は、地球規模へと拡大し、かけがえのない人類の生存基盤をも脅かそうとするまでになっている。

恵みある良好な環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上で基本的な権利であり、人と自然が共生できるようなおいのある環境を次世代へ継承していくことは、平和な繁栄を続けるための義務である。

今こそ、市、市民及び事業者は、それぞれ協力関係のもとに、国際的視野を持って、環境の保全及び創造のため積極的な行動に努め、その実現はそれぞれの共通の課題であることを再確認し、認識を新たに環境への負荷の低減に努め、持続的発展の可能な循環型社会への移行を図っていくため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

**第 3 条** 環境の保全及び創造に向けた基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境を将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

(2) 社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する

行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

(3) 環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、歴史等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

(4) 地球環境保全は、人類の共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようしなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり環境の保全上の支障を防止するため、その日常において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、環境への負荷の低減に努めるとともに自然環境を適正に保全するため、自ら必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策等の公表)

**第7条** 市長は、毎年度、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

**第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、流山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ流山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

**第9条** 市は、施策の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

**第10条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

**第 11 条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置等)

**第 12 条** 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置を執るよう誘導することができる。

2 市は前項の規定により、適切な措置を執るよう誘導した場合において、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

**第 13 条** 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

**第 14 条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(情報の提供)

**第 15 条** 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

**第 16 条** 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

### 第3章 市民参加の推進

(市民の意見の反映)

**第 17 条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、施策のあり方等についての提言を受け取るための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

**第 18 条** 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深められるよう、学習の機会、教材としての資料の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

**第 19 条** 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### 第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

**第 20 条** 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

### 第5章 環境の保全及び創造の推進体制等

(市民及び事業者の協力)

**第 21 条** 市は、市民及び事業者との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

**第 22 条** 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力し

て、その推進を図るものとする。

(施策の調全体制の整備等)

**第23条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市、市民及び事業者がそれぞれ自主的に活動できるよう総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2)流山市公害防止条例

昭和47年6月20日条例第21号

最終改正：平成13年7月2日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公害防止に関する責務（第3条—第5条）
- 第3章 公害の防止に関する基本的施策（第6条—第8条）
- 第4章 ばい煙等の排出等の規制
  - 第1節 規制基準等（第9条—第14条）
  - 第2節 特定施設及び特定作業の規制（第15条—第24条）
  - 第3節 特定建設作業の規制（第25条・第26条）
  - 第4節 拡声機使用等の規制（第27条—第30条）
- 第5章 雑則（第31条—第34条）
- 第6章 罰則（第35条—第38条）

附則

第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、公害の防止のために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動によって生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) ばい煙 次に掲げる物質をいう。
  - ア 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物
  - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
  - ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛、窒素酸化物、硫化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの
- (3) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (4) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭をいう。
- (5) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる機械又は施設であって規則で定めるものをいう。
- (6) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定

めるものをいう。

(7) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。

(8) 規制基準 特定施設、特定作業及び特定建設作業から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度（以下「ばい煙等の量等」という。）の許容限度（地下水位の著しい低下及び地盤の沈下にあつては、これらを発生させる方法の許容限度）をいう。

## 第2章 公害防止に関する責務

（事業者の責務）

**第3条** 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、規制基準に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠ってはならない。

（市の責務）

**第4条** 市は公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するものとする。

（市民の責務）

**第5条** 市民は、公害を発生させることのないように努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

## 第3章 公害の防止に関する基本的施策

（地域開発等における公害防止の配慮）

**第6条** 市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

（他の地方公共団体との協力）

**第7条** 市長は、他の地方公共団体に協力を求め、公害の発生原因、発生状況等についての監視、調査及び研究等を共同して行うよう努めるとともに、他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

2 市長は、公害を防止するうえにおいて、千葉県の措置が必要であると認めるときは、千葉県知事に対し必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

（知識の普及等）

**第8条** 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

## 第4章 ばい煙等の排出等の規制

### 第1節 規制基準等

（規制基準の制定）

**第9条** 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は前項の規定により規制基準を定めようとするときは、流山市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

また、これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（規制基準の遵守義務）

**第10条** ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

（規制基準の定めがない公害の措置）

**第11条** 市長は、第9条の規定による規制基準の定めがないばい煙等により、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係るばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、公害を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（ばい煙等の量等の測定）

**第12条** 特定施設を設置している者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより当該特定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。



(事故時における措置)

**第 13 条** 特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(異常気象等の発生時における措置)

**第 14 条** 市長は、濃霧の発生、異常渾水の継続等特別の事情の発生により、ばい煙等の発生及び排出又は飛散が住民の健康を害し、又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、必要な措置をとるべきことを求めなければならない。

第 2 節 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設の設置の届出)

**第 15 条** 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の防止又は処理の方法(以下「ばい煙等の防止方法」という。)
- (7) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

**第 16 条** 特定作業を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) ばい煙等の防止方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

**第 17 条** 一の施設が特定施設となった際現に工場等にその特定施設を設置している者(その設置の工事を行っている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現にその作業を行っている者(その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に、それぞれ第 15 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 第 15 条第 2 項の規定は前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第 2 項の規定は前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。

(構造等の変更等の届出)

**第 18 条** 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 15 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで又は第 16 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 15 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特

定施設若しくは特定作業（以下「特定施設等」という。）を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第15条第2項の規定は第1項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第16条第2項の規定は第1項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

（計画変更命令等）

**第19条** 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の規定による届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、その届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

- 2 市長は、騒音又は振動に係る第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。
- 3 前2項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（実施の制限）

**第20条** 第15条第1項、第16条第1項又は第18条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあっては、30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

- 2 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は第18条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（承継）

**第21条** 第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設（以下「特定施設等」という。）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る工場等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（改善命令等）

**第22条** 市長は、特定施設等（騒音又は振動に係るものを除く。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。
- 3 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。
- 4 市長は、第19条第2項又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 5 第1項の規定は、第13条第1項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に

必要と認められる期間内は適用しない。

- 6 第1項から第4項までの規定は、第17条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から1年間は適用しない。ただし、その者が第18条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあっては、30日）を経過したときは、この限りでない。

### 第23条 削除

（改善措置の届出）

第24条 第22条第1項、第3項又は第4項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て確認を受けなければならない。

### 第3節 特定建設作業の規制

（特定建設作業の実施の届出）

第25条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第26条 市長は、前条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

### 第4節 拡声機使用等の規制

（拡声機の使用の制限）

第27条 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号の一に該当するときは、拡声機の使用法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって規則で定める区域において、商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。

2 前項第2号の規定は、次の各号の一に該当する場合には、適用しない。

- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
- (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
- (3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
- (4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

（深夜騒音に係る営業時間の制限命令等）

第28条 市長は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）における騒音（音響機器音、楽器音、その他客の出入に伴う騒音を含む。以下この項において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて当該営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

2 第 24 条の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(屋外燃焼行為の禁止)

**第 29 条** 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最少限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

(警告及び命令)

**第 30 条** 市長は、第 27 条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

## 第 5 章 雑則

(報告の徴収)

**第 31 条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、ばい煙等の発生及び排出若しくは飛散の状況又はばい煙等の量等その他必要な事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

**第 32 条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる工場等に立ち入り、帳簿書類又はばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(苦情の相談)

**第 33 条** 市に公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応ずるものとする。

(規則への委任)

**第 34 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

**第 35 条** 第 19 条第 1 項又は第 22 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

**第 36 条** 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項、若しくは第 30 条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

**第 37 条** 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (2) 第 13 条第 1 項、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 20 条第 1 項の規定に違反した者
- (4) 第 31 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 32 条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

**第 38 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から 6 月以内において規則で定める日から施行する。(昭和 47 年 8 月規則第 22 号で、同 47 年 10 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 千葉県公害防止条例(昭和45年千葉県条例第4号。以下「県条例」という。)の規定に基づいてなされた届出、勧告、命令、調査その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。この条例の施行の際現になされている届出、勧告、命令、調査その他の行為も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に県条例第2条第6号の特定建設作業が行われているときは、当該特定建設作業が終了するまでの間、県条例第29条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に県条例第25条第6項の規定により同条第1項から第4項までの規定を適用しないこととされている特定施設等については、この条例の第22条第1項から第4項までの規定は、この条例の施行の日からその適用しないこととされている期間の末日までの期間又はこの条例の施行の日から6月間(当該特定施設等が規則で定めるものである場合にあっては、1年間)のいずれか短い期間は、適用しない。

附 則(昭和53年10月2日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第7号、第19条第1項及び第2項、第20条第1項、第22条第1項及び第3項及び第4項及び第6項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定(「騒音」の次に「又は振動」を加える部分をいう。)は、公布の日から6月以内において規則で定める日から施行する。(昭和54年3月規則第1号で、同54年4月1日から施行)

附 則(平成6年12月21日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年10月1日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月2日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

### (3)流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成6年3月30日条例第12号

最終改正：平成16年3月26日

(趣旨)

**第1条** この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、家庭廃棄物の排出を抑制し、再利用を図るとともに、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

**第6条** 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定めるものとする。

2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、前項の実施計画を定めたとき又は変更したときは、その旨を告示するものとする。

(廃棄物対策審議会)

**第7条** 一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議するため、流山市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 住民を代表する者

(3) 関係団体を代表する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

6 特別委員の任期は、市長が委嘱した日から当該特別の事項に関する審議が終了したときまでとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

**第8条** 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(市が行う廃棄物の減量)

**第9条** 市は、廃棄物の処理施設において資源の回収を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請及び支援)

**第10条** 市は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする者に必要な協力を要請するとともに、その者を支援するよう努めるものとする。

(事業者が行う廃棄物の減量)

**第11条** 事業者は、再利用の可能な物の選定をするほか、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正包装等)

**第12条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

**第13条** 市民は、再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(家庭廃棄物の処理)

**第14条** 市は、処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(土地占有者等の義務)

**第15条** 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者又は居住者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物については、処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、家庭廃棄物を集積する所定の場所(以下「集積場所」という。)に排出すること等により、市の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発生することのないようその清潔の保持に努めなければならない。

(排出規制)

**第16条** 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発生する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(改善勧告)

**第17条** 市長は、占有者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(事業系廃棄物の処理)

**第18条** 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

**第19条** 削除

(運搬等の指示を行う事業系一般廃棄物)

**第20条** 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

(多量排出事業者の義務)

**第21条** 前条に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者のうち規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の指示に従い、再利用を促進すること等により、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

(改善勧告)

**第22条** 市長は、多量排出事業者が前条第1項又は第2項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

**第23条** 市長は、前条に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき多量排出事業者にその理

由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

**第24条** 市長は、多量排出事業者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第22条に規定する勧告に係る措置を講じなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

**第25条** 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、[別表第1](#)に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理)

**第26条** 法第10条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとする。

2 市長は、前項に規定する産業廃棄物を指定するものとし、当該指定をしたときはその旨を告示するものとする。

3 前項の場合において、事業者は、第1項に規定する産業廃棄物の処理を市に依頼しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(産業廃棄物処理費用)

**第27条** 前条の規定により市が産業廃棄物を処理した場合に徴収する費用は、[別表第2](#)に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可)

**第28条** 法第7条第1項若しくは第4項に規定する一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)を行おうとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業を行おうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

**第29条** 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、当該申請が法令に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る者に対し、許可証を交付の上、許可するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請等手数料)

**第30条** 第28条第1項の規定により許可を受けようとする者若しくは同条第2項の規定により変更の許可を受けようとする者又は前条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(地域の清潔の保持)

**第31条** 占有者は、土地又は建物及びその周辺の清潔を保ち、相互に協力して良好な地域環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

**第32条** 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は所定の場所に収容することにより、その清潔の保持に努めなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。



3 前項の場合において、当該公共の場所の管理者は、廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(空き地の管理)

**第33条** 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

**第34条** 容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲料容器等の散乱を防止するため、市民がその容器を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、回収に応ずるよう努めなければならない。

2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

(投棄の禁止)

**第35条** 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市は、前項に違反する行為を未然に防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓発を図ること等必要な措置を講じなければならない。

(委任)

**第36条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってしたものとみなす。

附 則(平成9年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成9年4月分の一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用から適用し、同年3月分までの一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月28日条例第12号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日条例第27号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第14号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年4月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、同年3月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月26日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第25条関係）

一般廃棄物処理手数料

種類	区分		手数料
し尿	定額制	世帯人員1人につき	月額 315.00 円
	従量制 (飲食店、旅館、工場、事業所、遊戯場、 駅、学校その他人員の一定しない建築物 及び簡易水洗便所を設置している建築物 等)	36 リットルにつき	315.00 円
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥を第28条第1項の規定により 浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長 の指定する場所へ搬入するとき		1,800 リットルにつき 420.00 円
汚泥	1立方メートルにつき		7,350.00 円
動物の死体	自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき	事業者	1体につき 3,150.00 円
		事業者以外の者	1体につき 1,050.00 円
	市が収集し、運搬し、及び処分するとき		1体につき 3,150.00 円
家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		1キログラムにつき 15.75 円
	粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分 するとき		1点につき 1,050.00 円
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき		1キログラムにつき 15.75 円
	事業系一般廃棄物を第28条第1項の規 定により一般廃棄物収集運搬業の許可を を受けた者が市長の指定する場所へ搬入す るとき		1キログラムにつき 15.75 円

備考 1 し尿定額制の収集回数は、世帯人員1人から4人までを月1回、5人から8人までを月2回、9人以上を月3回とし、これらの回数を超える部分については、従量制とする。

2 この表において「粗大ごみ」とは、処理計画に定められている粗大ごみをいう。

別表第2（第27条関係）

(省 略)

## 9 流山市の概要

### 1) 市の情報

千葉県北西部に位置する流山市は、東京都心から 30km 圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和 42 年に市制施行となり、人口 15 万人を超える中堅都市として発展を続けています。

かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾、印旛県庁の所在地でもありました。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかりましたが、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に、鉄道沿線の宅地開発により急速に発展し、現在では JR 常磐線、東武野田線、JR 武蔵野線、総武流山線の鉄道沿線に市街地が形成されています。

さらに、平成 17 年 8 月に開業したつくばエクスプレスの沿線整備により、流山おおたかの森駅周辺には大型商業施設や高層マンションが建設されており、新しい市街地の形成が見込まれ、さらなる発展が期待されています。

表 9-1 市の概要

面積	35.28km <sup>2</sup>	
市制施行	昭和 42 年	
市の木	つげ	
市の花	つつじ	
姉妹都市	福島県相馬市 長野県信濃町	

### 2) 市役所の情報

流山市の市役所は、市域の中央部やや西よりにあります。

市長などの特別職を含めた職員数は、1,106 人となっています。

◆ 市役所の概要	(平成 17 年度末現在)
位 置	千葉県流山市平和台 1 丁目 1-1
職 員 数	1,106 人
施設延べ床面積	283,956m <sup>2</sup>
車の保有台数	226 台

### 3) 人口と世帯

表 9-2 本市の人口と世帯数

単位：人

年度	住民基本台帳	世帯数(世帯)	世帯人員	外国人登録	人口
	①	②	①/②	④	①+④
平成 8	145,881	50,573	2.88	938	146,819
平成 9	146,959	51,502	2.85	1,009	147,968
平成 10	148,262	52,579	2.82	1,063	149,325
平成 11	149,287	53,724	2.78	1,099	150,386
平成 12	149,480	54,452	2.75	1,238	150,718
平成 13	150,414	55,599	2.71	1,395	151,809
平成 14	150,703	56,402	2.67	1,477	152,180
平成 15	150,706	57,090	2.64	1,589	152,295
平成 16	150,910	57,844	2.61	1,539	152,449
平成 17	152,791	59,403	2.57	1,544	154,335

各年度末人口

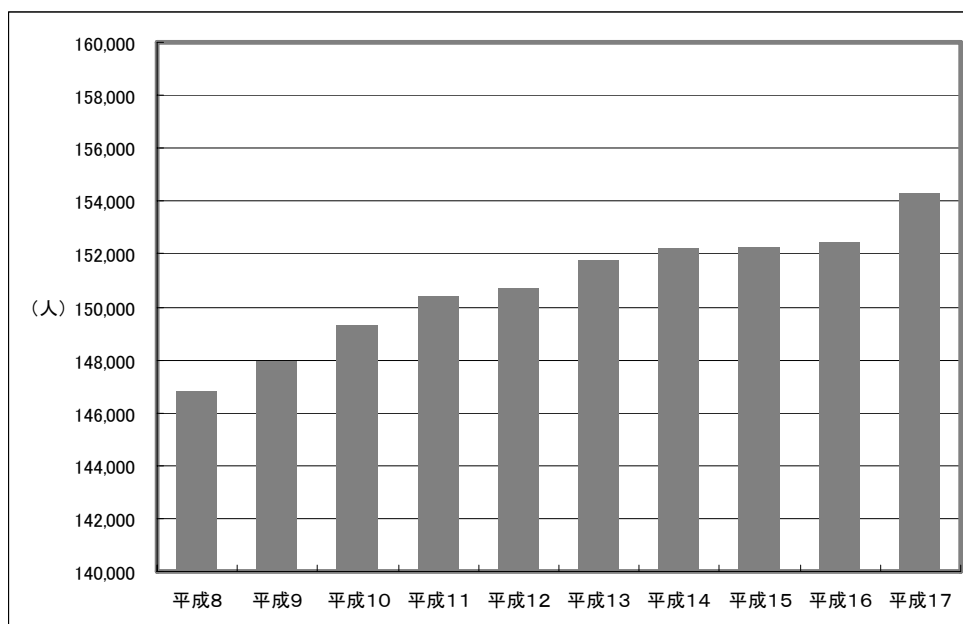


図 9-1 本市の人口の推移

#### 4) 環境に係る組織と体制

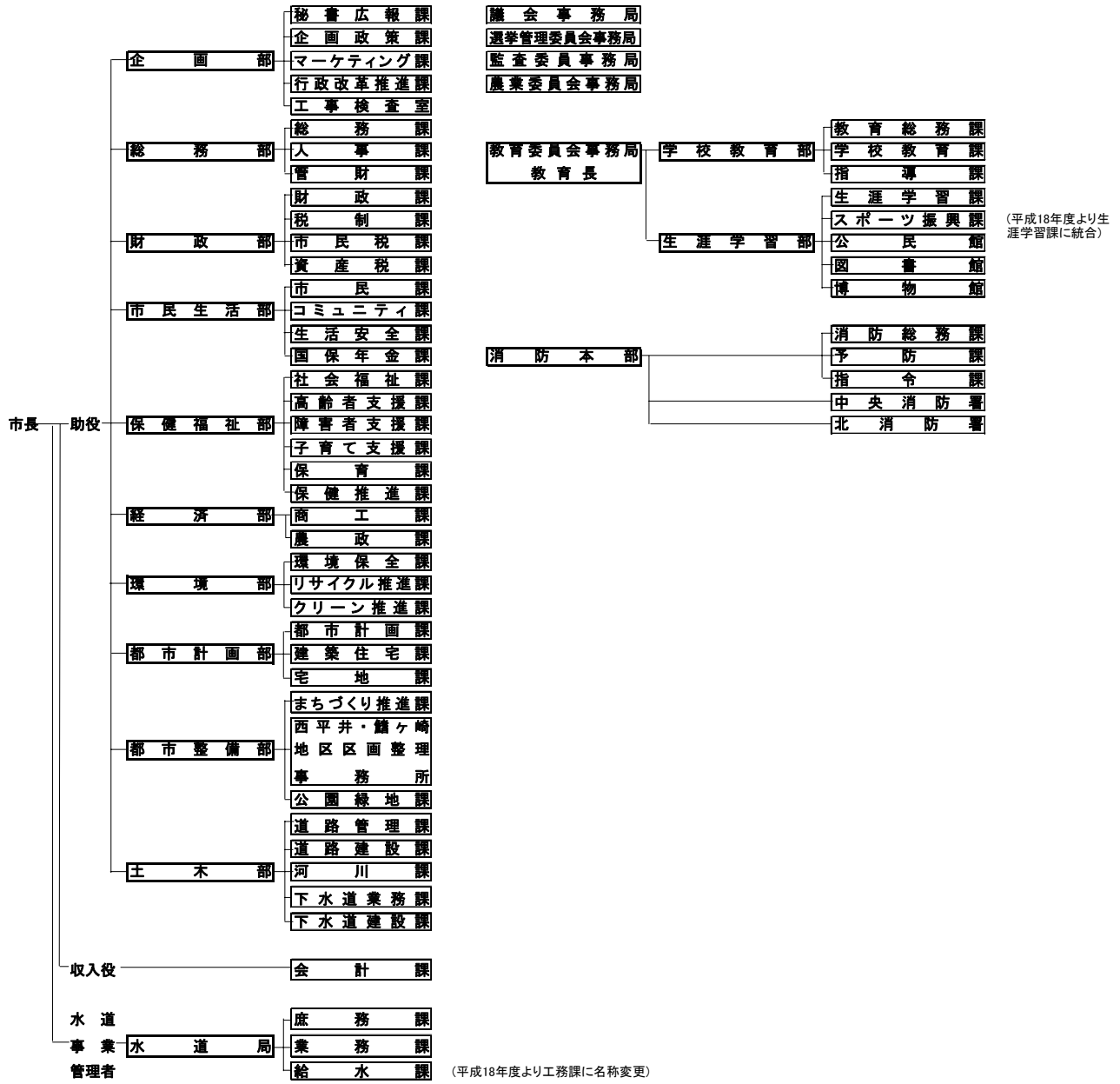


図 9-2 本市の行政機構図

表 9-3 環境に係る組織の事務分掌

課	係	事務分掌
環境保全課	環境政策係	1 環境政策の総合的企画及び調整に関する事。 2 環境基本計画に関する事。 3 環境審議会に関する事。 4 自然環境の保全に関する事。 5 環境保全思想の普及啓発に関する事。 6 環境保全団体の育成に関する事。 7 環境保全の推進及び指導に関する事。 8 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関する事。 9 課及び環境部の庶務に関する事。
	環境保全係	1 そ族及び病虫害(稲作等を除く)の予防に関する事。 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関する事。 3 消毒機械器具の管理に関する事。 4 墓地等及び改葬に関する事。 5 クリーン作戦に関する事。 6 青草等の除去促進に関する事。 7 不法投棄の防止強化に関する事。 8 埋立等による環境の障害防止に関する事。 9 浄化槽の管理指導に関する事。 10 浄化槽に係る補助金に関する事。 11 公害調査に関する事。 12 公害に関する情報の収集及び広報に関する事。 13 公害発生源の規制に関する事。 14 公害に関する相談及び苦情の処理に関する事。 15 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関する事。 16 その他環境保全及び公害に関する事。
リサイクル推進課	リサイクル係	1 清掃事業に係る総合企画及び調査に関する事。 2 一般廃棄物処理基本計画に関する事。 3 廃棄物対策審議会に関する事。 4 ごみの減量化及びリサイクルの促進に関する事。 5 リサイクル団体の育成に関する事。 6 リサイクルプラザ・プラザ館の管理及び運営に関する事。 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事。 8 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。 9 清掃施設周辺の環境保全対策に関する事。 10 課の庶務に関する事。
	施設係	1 施設整備計画に関する事。 2 一般廃棄物処理施設の建設費に関する事。 3 一般廃棄物処理施設の建設に関する事。
クリーン推進課	管理係	1 ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の管理に関する事。 2 ごみの処分に関する事。 3 ごみ処理機器の維持管理に関する事。 4 ごみ処理機器の運転管理に関する事。 5 ごみ処理施設から発生する排ガス及び排出する放流水の分析に関する事。 6 その他他の所管に属さない清掃事務に関する事。 7 課の庶務に関する事。
	クリーン1係	1 ごみの収集及び運搬に関する事。 2 ごみ集積所に関する事。 3 動物の死体の収集、運搬及び処分に関する事。 4 ごみ及び動物の死体の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用に関する事。 5 ごみ搬出の指導及び啓発に関する事。 6 その他ごみ処理の実施に関する事。
	クリーン2係	1 し尿及び汚泥の収集、運搬、処理及び処分に関する事。 2 し尿処理施設の運転管理に関する事。 3 し尿及び汚泥の処理手数料に関する事。 4 し尿処理施設及びし尿処理関連施設の維持管理に関する事。 5 し尿処理施設からの放流水の水質保全に関する事。 6 その他し尿及び汚泥処理の実施に関する事。

表 9-4 環境に係る人員の配置

職名	環境部	環境保全課		リサイクル推進課		クリーン推進課			合計			
		環境政策係	環境保全係	リサイクル係	施設係	管理係	クリーン1係	クリーン2係				
部長	1										1	
次長	1										1	
課長		1		1				(1)			2	
課長補佐		1		2				1			4	
係長			1	1		1	(1)		(1)	1	1	5
主査			2	3		1	2			1	1	10
副主査						1			1			2
主任主事						1						1
主任技師									2			2
主事						1				1		2
技師							1		1			2
小計	2	2	3	4	3	5	3	1	4	3	2	32
工場長・場長									1		1	2
副工場長									1			1
主任機械管理員									6		3	9
機械管理員									11		2	13
小計									19		6	25
合計	2	2	3	4	3	5	3	1	23	3	8	57

---

# 平成 18 年版 流山市環境白書

平成 19 年 1 月

〒270-0192

千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市 環境部 環境保全課

TEL 04-7150-6083 (直通)

FAX 04-7150-2862

E-mail : [kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp)

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>

---